

世界文化遺産

富士山

包括的保存管理計画

(分冊-1)

文化財保護法

自然公園法

国有林野の管理経営に関する法律

関係計画概要

富士山包括的保存管理計画（分冊-1）

目 次

第1 文化財保護法に基づく関係計画概要

1. 特別名勝富士山保存管理計画(山梨県)	1
2. 特別名勝富士山保存管理計画(静岡県)	15
3. 史跡富士山保存管理計画(山梨県)	26
4. 史跡富士山保存管理計画(静岡県)	44
5. 重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画	74
6. 特別天然記念物湧玉池保存管理計画	78
7. 重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画	84
8. 名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画	89
9. 名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画	96
10. 重要文化財(建造物)旧外川家住宅保存活用計画	102
11. 重要文化財小佐野家住宅保存活用計画	106
12. 名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画	109
13. 天然記念物忍野八海保存管理計画	114
14. 富士河口湖町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画	117
15. 天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画	124
16. 名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画	129
17. 名勝三保松原保存管理計画	134

第2 自然公園法に基づく関係計画概要

1. 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	139
2. 富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	142

第3 国有林野の管理経営に関する法律に基づく関係計画概要

1. 山梨東部森林計画区地域管理経営計画	149
2. 富士森林計画区地域管理経営計画	152

第1 文化財保護法に基づく関係計画概要

1. 特別名勝富士山保存管理計画(山梨県) 概要

構成資産又は構成要素名	富士山城の一部(山頂の信仰遺跡群、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社)		
文化財の名称	富士山	文化財の種類	特別名勝
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	<p>特別名勝富士山は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である「富士山城」の中核部分を占める。</p> <p>富士山城は顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において、山頂と山麓の北口本宮富士浅間神社の境内とを結ぶ登山道をはじめ、山頂のお鉢めぐり¹などの富士山信仰を表す諸要素を含み、顕著な普遍的価値の『芸術の源泉』の側面において、名勝富士五湖に含まれる本栖湖西北岸の中ノ倉峠及び名勝三保松原の2箇所から展望される富士山城の主たる風致景観を構成しており、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の双方の側面において不可欠の構成資産である。</p>		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	<p>1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。</p> <p>1952年 史蹟名勝天然記念物保存法による名勝としての仮指定が解除され、新たに文化財保護法の下に名勝として指定された。</p> <p>1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。</p>		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 特別名勝の指定区域²には、数多くの山小屋や林業施業地などが存在し、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、特別名勝の保存管理に当たってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重する。</p> <p>(2) 富士山には、夏の短い季節に20万人以上もの登山客等が来訪することから、これらの人々に対する安全対策には最大限の配慮を行う。</p> <p>(3) 富士山の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、適切な保存管理の方法を示す。</p> <p>(4) 特別名勝の指定区域は市街地と接する山麓の地域から山頂に至るまで広範囲に及んでいるため、地区³ごとの特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(5) 特別名勝の指定区域は周辺の環境とも密接な関わりを持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保全のあり方を示す。</p> <p>(6) 富士山を文化遺産としてその多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p>		

¹ お鉢めぐり;お鉢巡りは頂上の各峰を巡る行為のことであるが、特別名勝富士山保存管理計画(山梨県)においては、「お鉢めぐりに利用された頂上の周回路」のことをいう。

² 特別名勝の指定区域;特別名勝富士山の指定区域のうち、船津口登山道の一部及び梨ヶ原地域(国道138号及び村道山中34号)は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の資産範囲に含まれていない。本包括的保存管理計画(分冊1)12ページ図1を参照されたい。

³ 地区;A地区、B地区、C地区、D地区、E地区の5つの地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)8ページ表1及び12ページ図1を参照されたい。なお、構成資産に含まれていないE地区については、本包括的保存管理計画(分冊1)においては、記述を割愛することとする。

	(7) 特別名勝の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等のあり方及びその運営の方法等について示す。
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	(1) 自然的要素 <ul style="list-style-type: none"> 1) 地質・地形 <ul style="list-style-type: none"> i) 富士山体 <ul style="list-style-type: none"> a) 高さ b) 広さ c) 地形学的位置 d) 地質学的形状(平面的、断面的立体的) e) 形成の特徴 ii) 河川環境 <ul style="list-style-type: none"> a) 新しい谷地形 b) 古い谷地形 c) 滝 d) 湧水 e) 雪代堀 f) 雪溪 g) 地下水 iii) 地形・地質環境 2) 植生 <ul style="list-style-type: none"> i) 垂直分布(富士山全体) ii) 山地帯(1, 600m付近まで) iii) 亜高山帯(2, 500m付近まで) iv) 高山帯(2, 500mより上) 3) 動物 <ul style="list-style-type: none"> i) 鳥類 ii) ほ乳類 iii) 両生類 iv) 昆虫類 (2) 歴史的要素 <ul style="list-style-type: none"> 1) 吉田口登山道² <ul style="list-style-type: none"> i) 登山道自体 <ul style="list-style-type: none"> a) 登山道地道 b) 石畳

¹ 本質的価値を構成する要素; 特別名勝富士山(山梨県)本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)を**ゴシック体**で表示することとする。

² 吉田口登山道; 世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である吉田口登山道(構成要素 1-5)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)13ページ図2を参照されたい。

c) 石積み

ii) 信仰関連施設

a) 北口本宮富士浅間神社¹

- 境内地
- 本殿・東宮本殿・西宮本殿
- 拝殿
- 角行の立行石
- 仁王門礎石
- 神武社・日之御子神社・天津神社・下諏訪子安神社・福地八幡神社
- 稲荷神社などの祠や社
- 参道
- 灯籠
- 大鳥居
- 神木(富士太郎スギ)
- 社叢
- 庭園
- 地下遺構
- 社務所

b) 鈴原社

- 社
- 小屋跡
- 境内地
- カラマツ
- 石碑
- 石段
- 地下遺構

c) 富士御室浅間神社(二合目)²

- 社
- 境内地
- 祠
- 石碑
- 石仏
- 役行者堂跡地
- 地下遺構

¹ 北口本宮富士浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)46ページ図28及び本包括的保存管理計画(分冊1)14ページ図3を参照されたい。

² 富士御室浅間神社(二合目);世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である富士御室浅間神社(構成資産 8)の二合目(本宮)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)41ページ図6を参照されたい。

- iii) その他施設
 - a) 扶桑教会
 - b) 大塚
 - c) 諏訪森
 - d) 中ノ茶屋付近石碑群
 - e) 馬返鳥居及び周辺石碑群
 - f) 禊所跡
 - g) 一合五勺鳥居跡
 - h) 定善院跡
 - i) 三社宮
 - j) 御座石浅間神社
 - k) 不動小屋脇祠
 - l) 富士森稻荷社
 - m) 経ヶ岳
 - n) 姥ヶ懐
 - o) 扶桑教天拝所
 - p) 迎久須志神社
 - q) 地下遺構(定善院跡、三社宮跡)
- iv) 宗教的意味を付された地形
 - a) 中ノ茶屋先の仙瑞堀
 - b) 御釜石
 - c) 御座石
 - d) 鎌岩館横洞窟
 - e) 八大竜王
 - f) 烏帽子岩及びその下の洞窟
 - g) 亀岩
- 2) お鉢めぐり¹
 - i) 信仰関連施設
 - a) 浅間大社奥宮
 - b) 浅間大社東北奥宮(久須志神社)
 - c) 拝所
 - d) 不動尊石像
 - ii) 道、石垣
 - iii) 宗教的意味を付された地形
 - a) 金明水
 - b) 銀明水

¹ お鉢めぐり;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)39ページ図23を参照されたい。

	<p>c)このしろ池</p> <p>d)久須志岳・白山岳・剣ヶ峰・三島岳・駒ヶ岳・浅間ヶ岳・朝日ヶ岳・成就ヶ岳</p> <p>e)釈迦ノ割石</p> <p>f)雷ヶ岩</p> <p>g)東安ノ河原</p> <p>h)虎岩</p> <p>i)大内院</p> <p>j)小内院</p> <p>(3)社会的要素</p> <p>1)山小屋・休憩施設</p>
<p>5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)</p>	<p>(1)A地区</p> <p>1)自然的要素</p> <p>i)地質・地形については自然の状態のまま維持することを基本とする。植生についても現状維持を基本とする。そのため、建築物又は工作物¹の設置や切土・盛土などの土地の形状等を変更し、景観や植生に影響を及ぼすおそれのある地形の変更等については、学術研究その他公益性があるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii)土壌・岩石の採取、その他の行為については、学術研究その他の公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>iii)木竹の伐採等は、次の場合を除き厳しく規制する。</p> <p>a)学術研究その他の公益上必要と認められるもの。</p> <p>b)地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>c)病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p> <p>d)富士山の歴史的・文化的景観(文献上、富士山からの展望地として名所であったことが確認できる場合など)を維持または復元するために必要最小限のもの。</p> <p>e)植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>f)動物については、指定地内においてみだりに捕獲・採取を行わないよう啓発に努める。捕獲・採取用のわな等の設置については、学術研究その他公益性があり、捕獲量や方法が周辺環境への影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>2)歴史的要素</p> <p>i)道については、今後も形状、景観等、現状維持を基本として維持管理を行う。これらの道及びその両側における地形・地貌の変更や構築物の設置は、学術研究や登山</p>

¹ 工作物;特別名勝富士山保存管理計画(山梨県)では、地上・地中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑨に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物(側溝、道路安全施設(道路標識・信号機・外灯・ガードレール・ガードパイプ・転落防止柵・歩車道境界ブロック等))、③指導表示物(救急表示板・緊急表示板・指示表示板・文化財等説明板・文化財等説明碑等)、④屋外広告物(看板・立看板・広告塔・広告旗等)、⑤計測機器(地中温度計・雨量計・実数調査センサー等)、⑥危険防止及び安全管理工作物(侵入防止柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑦砂防・治山工作物(砂防ダム・谷止め工・導流堤・えん堤等)、⑧記念碑・慰霊碑、⑨その他の工作物(テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

者の危険防止及び安全確保のためなど公益上必要と認められる以外のものについては厳しく規制する。また、公益上必要なもの等の設置等であっても周辺景観への配慮を求めるとともに、地下遺構の状況が明らかでない場所において掘削を伴う工事を行う場合は、事前に発掘調査の実施等を求める。

ii) 社殿、鳥居他信仰関連施設については、学術研究その他公益性があるもの、あるいは古来からの伝統に基づく奉納物以外は現状維持を基本として保存管理を行う。ただし、公益性があるもの等であっても地下遺構の存在が想定される場所で地面掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施し、適切な遺構・遺物の保存・整理を行う。石碑や石仏については、現状維持を基本として保存管理を行う。

3) 社会的要素

i) 山小屋・休憩施設については、改築・建て替えのため若しくは災害復旧のための新築、環境負荷を低減するためのトイレ等施設の建築、歴史的景観を保護するための施設の設置及び登山者の安全や利便性を向上させるため等公益目的に係る最低限の増築・改築及び建て替えを認めるが、それ以外については原則として従前の規模・外観を維持することとする。ただし、公益目的に係るもの等であっても周辺環境、景観について最大限配慮を行う。

ii) 現在閉鎖中の山小屋については、その歴史的な価値、建築物の概要など記録するよう努める。

(2) B地区

1) 自然的要素

i) 自然的要素の保存管理については木竹の伐採以外はA地区と同様に行う。

ii) 木竹の伐採についてはA地区に準じて厳しく規制する。

2) 歴史的要素

i) 御中道についてはA地区と同様の保存管理を行う。

ii) 小御岳神社については、現状の景観を維持し保存管理を行う。

iii) 諏訪森については、建造物の設置等は公益目的以外のものは厳しく制限するとともに森林景観維持のための間伐・除伐・下刈り、古損木の撤去及び管理のための調査及び病虫害の予防等森林または個々の木の維持を目的とするもの以外の伐採、枝切りその他木を損傷する行為は厳しく規制する。

(3) C地区

1) 自然的要素

i) 木竹の伐採、植物の採取、土石の採取については、生活・生業に配慮しつつ自然環境や景観保護のため慎重に対処する。

2) 歴史的要素

i) 登山道は適宜維持・保全を図る。登山道周辺への建築物、工作物の設置については、生活・生業に配慮しつつ、登山道の景観を保護するため慎重に対処する。

ii) 北口本宮富士浅間神社の境内地については、その歴史的景観を守るために 現状維持を基本としつつ、近隣住民や多くの信者が訪れる場所であることに配慮し、保存

	<p>管理を行う。また、境内地には地下遺構が残っている可能性が高いことから、掘削を伴う行為を行う場合には、山梨県又は富士吉田市教育委員会の事前調査又は工事立会を行う。</p> <p>iii) 境内地の樹木については、御神木以外の樹木も境内の厳粛な雰囲気醸し出すものであり、それらの木々については、現在の景観を維持するよう保護、保全を図る。檜皮の採取や建物の補修、鳥居等の構築物の建替の際に使用するための伐採等、危険防止のための樹木の伐採などにおいても景観へ配慮しつつ行うものとする。</p> <p>iv) 宗教的意味を付された地形については、現状維持に努める。</p> <p>3) 社会的要素</p> <p>i) 山小屋、休憩施設の改修等については景観への配慮を求める。山小屋、休憩施設の新設については登山道の景観を保護するため慎重に対処する。</p> <p>(4) D 地区</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 自然的要素については、景観、周辺環境に重大な影響を及ぼさないよう保存管理を行う。</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>ii) 市街地と接し、私有地が多い場所であり林業等生業が行われている一方で、道の良好な景観も残されている箇所であり、構築物等の設置については、生活、生業に配慮しつつ景観及び周辺環境に重大な影響を及ぼさないように慎重に対処する。</p>
<p>6. 現状変更等の取扱いに関する基準</p>	<p>各地区における木竹の伐採、構築物等の設置についての取扱基準は表2のとおり。</p> <p>また、C地区及びD地区における構築物等の高さ、壁面後距離、その他(展望・風致景観の維持)についての取扱基準は表3のとおり。</p> <p>各地区における植物の採取、土壌・岩石の採取、その他についての取扱基準は表4のとおり。</p>
<p>7. 整備・活用の方針</p>	<p>(1) 山梨県、関係市町村をはじめ、文化庁・環境省・林野庁とも連携しながら、保存管理の目的の達成のために継続した取り組みを行う。なお、その際には、多くの登山者や観光客が訪れる日本を代表する山岳として、登山道の整備や自然を守るための進入防止柵等の設置を計画的に進める。</p> <p>(2) 吉田口登山道の六合目付近から下の区間は、現在利用者が少ないことから、利用を促進する方策について検討するとともに、江戸時代の登山道等の調査の検討も行いその歴史的価値の啓発に努める。</p> <p>(3) 富士山の文化財としての価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、登山客や観光客を含め広く広報・普及を行う。広報・普及の方法としては、富士山の貴重な自然や登山道、宗教的地形の由来とその付近にある祠との関係、寺社等についての案内板の設置、山小屋に残る歴史的要素を紹介するパンフレットやホームページの作成が考えられる。また、富士山と文化・芸術との関わりを紹介する取り組みを、博物館・美術館と連携して実施するとともに、富士山に関する各種講座の開催や富士山に関する学術的研究の推進なども必要となる。</p>

表1 特別名勝富士山(山梨県)における地区区分

区分	船津口登山道	吉田口登山道	梨ヶ原地域 (国道138号及び村道山中34号)	御中道下500mから頂上まで
A地区	船津口登山道と精進口登山道との合流点から御中道(五合目)下500mまで。	一合目(鈴原社)から御中道(五合目)下500mまで。	—	富士山有料道路五合目終点施設集団区域を除く区域。
B地区	—	国有林諏訪森地内。	滝沢堀から、北側は梨ヶ原中道まで、南側は山中湖村東富士五湖道路山中湖インターチェンジまでの国道138号道路中心線から30mの区域。	富士山有料道路五合目終点施設集団区域。
C地区	県営有料道路100m下から天然記念物富士山原始林境まで。	登山道の起点から一合目(鈴原社の下)まで(国有林諏訪森を除く)。	—	—
D地区	登山道の東側は字恵語から西側は字上六本木から県営有料道路下100mまで。	—	滝沢堀から、北側は山中湖村字見通道下地内まで、南側は山中湖村字北島まで。 ただし、B地区と重複する部分を除く。	—
E地区	指定地の起点から東側は字狐塚まで。 西側は字下六本松まで。	—	南北側とも富士吉田市内の指定地起点から滝沢堀まで。 山中湖村では、北側は字見通道下地内、南側は字北島地内から山中湖村の終点まで。	—
<p>船津口登山道及び吉田口登山道については、各登山道の道路路肩から両側100mの区域を含む。 梨ヶ原地域のD地区及びE地区については、国道138号及び村道山中34号の道路路肩から両側100mの区域を含む。</p>				

表2 特別名勝富士山(山梨県)における現状変更の許可基準(木竹の伐採、構築物等の設置)

地区	木竹の伐採	構築物等の設置
A地区	<p>認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>(3) 病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p> <p>(4) 富士山の歴史的・文化的な景観を維持または復元するために最小限必要なもの。</p>	<p>認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 既存のもの改築・建替えのため若しくは災害復旧のための新築。</p> <p>1) 山小屋は、2005年に調査した「山小屋の現況調査」で確定した従前の規模を越えず、外観についても従前のものとする。</p> <p>i) 規模とは、建築面積及び高さをいう。</p> <p>ii) 外観とは、形状、色彩をいう。</p> <p>2) B地区の富士山有料道路五合目終点施設集約区域での建築物は高さ13m以内、延床面積2,400㎡以内とする。</p> <p>3) その他の区域にあつては、従前の規模・面積を超えないもの。</p> <p>(2) 学術研究その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新築・改築・増築など。</p> <p>(3) 地区住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>1) A地区及びB地区における新築、増築等における外観は次のとおりとする。</p>
B地区	<p>原則として単木択伐法。</p> <p>森林の最小区分ごとに算定した択伐率が10%以内とする。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>(3) 病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p>	<p>i) A地区</p> <p>a) 屋根の形状は原則として切妻又はこれに類するものとし、色彩は原則として焦茶色とする。</p> <p>b) 壁の色は原則として茶系色とする。</p> <p>ii) B地区</p> <p>a) 屋根の形状は原則として切妻・寄棟等の勾配屋根とし、色彩は原則として灰黒色又は焦茶色とする。</p> <p>b) 壁の色は原則として茶系色、ベージュ色、クリーム色、灰色とする。</p>

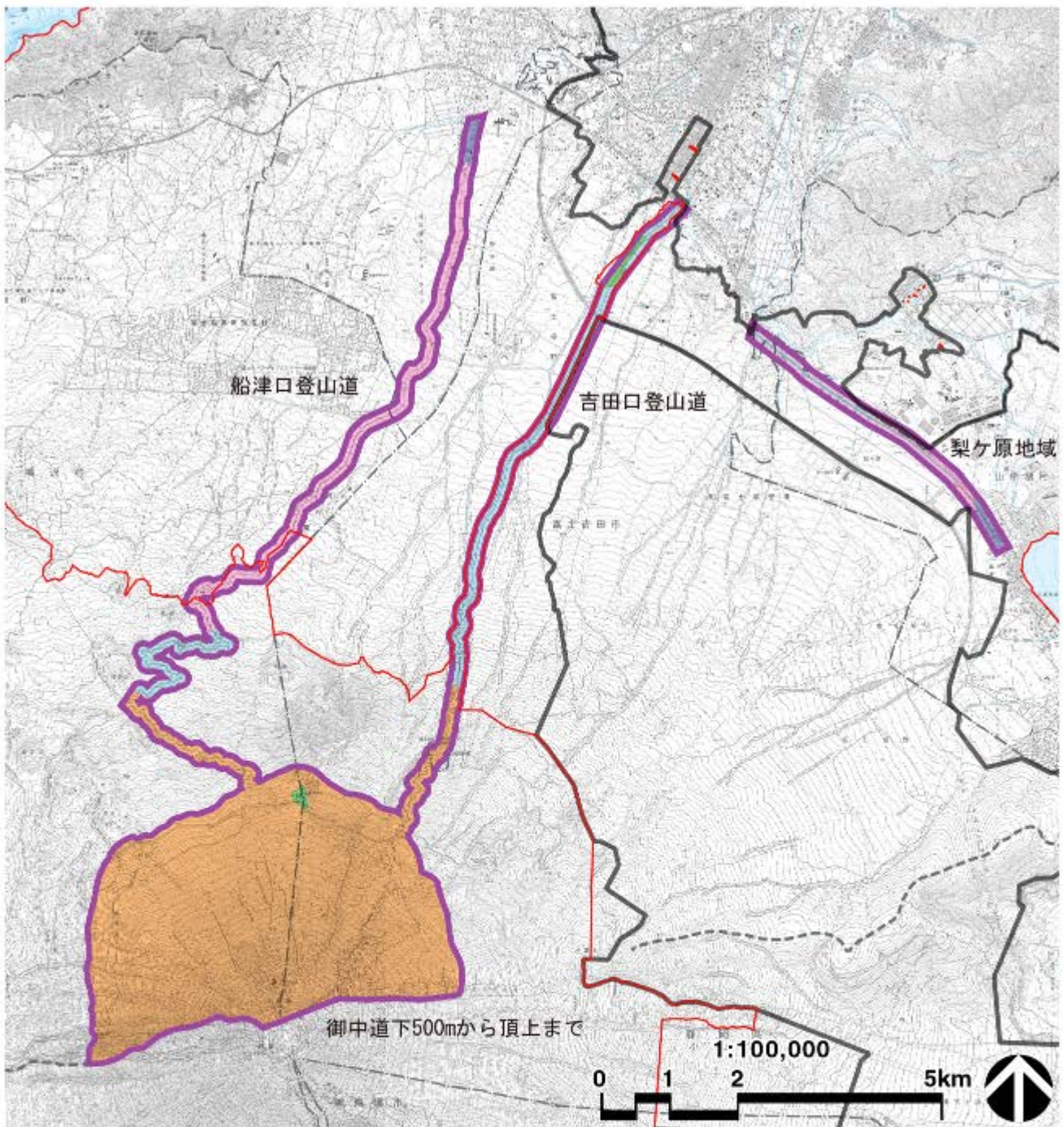
C地区	原則として択伐法。 ただし、林業施業計画に基づく小面積の皆伐は認める。	景観に影響を及ぼさないよう規模の制限・形態・色彩など周囲との調和を図る。 基準は表3による。
D地区	景観に重大な影響を及ぼさないよう個別に対応する。	

表3 特別名勝富士山(山梨県)C地区及びD地区における構築物等の設置基準

地区	構築物等の高さ	構築物等の壁面後退距離	その他(展望・風致景観の維持)
C地区	10m以下	船津口・吉田口登山道路肩より10m以上	(1) 主要な展望地(道路・公園・駐車場など)から富士山を展望する場合、著しい妨げにならないものであること。
D地区	13m以下	船津口登山道路肩より5m以上(土地の形状等により5mの後退が困難な場合は個別に対応する。)	(2) 山稜線を分断するなど富士山の展望に著しい支障を与えるものでないこと。 (3) 屋根の色彩は、原則として灰黒系色又は焦茶色とし、屋根の形状は原則的に切妻・寄棟・入母屋等の勾配屋根であること。 (4) 壁面の色彩は、茶系色・ベージュ色・クリーム色・灰系色とする。 (5) 飾窓やバルコニーの手摺りなど装飾部分については、極力簡素なものとし、周囲の景観との調和を著しく乱すものでないこと。 (6) 吉田口登山道沿い及び船津口登山道において建築する場合には、登山道沿いに植栽等を行うなど、登山道の景観に配慮すること。 (7) 電柱、鉄塔等の構築物については原則として焦げ茶色とする。
<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)、地域住民の生活又は生業に必要なものの新築又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築については、この限りでない。</p> <p>なお、この場合の「規模」においては、防災・衛生上必要な施設については、別途考慮する。</p>			

表4 特別名勝富士山(山梨県)におけるその他の現状変更の許可基準

行為の種類	その他
1 植物の採取	A～B地区
2 土壌・岩石の採取	学術研究その他公益上必要と認められるもので、植生、周辺環境に影響がないもの。
3 その他	C地区～D地区 植生、周辺環境への影響がないもの。



凡例

— 特別名勝指定地外周線

□ 資産範囲
□ 緩衝地帯

保護地区区分

- 区分A
- 区分B
- 区分C
- 区分D
- 区分E

Key plan

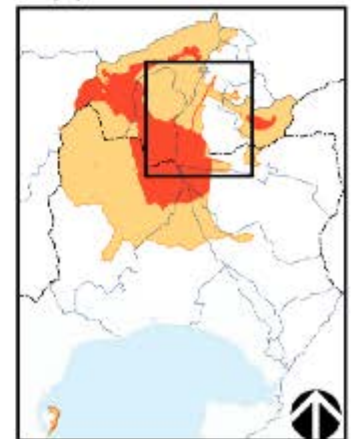


図1 特別名勝富士山(山梨県) 地区区分図



図2 吉田口登山道 平面図

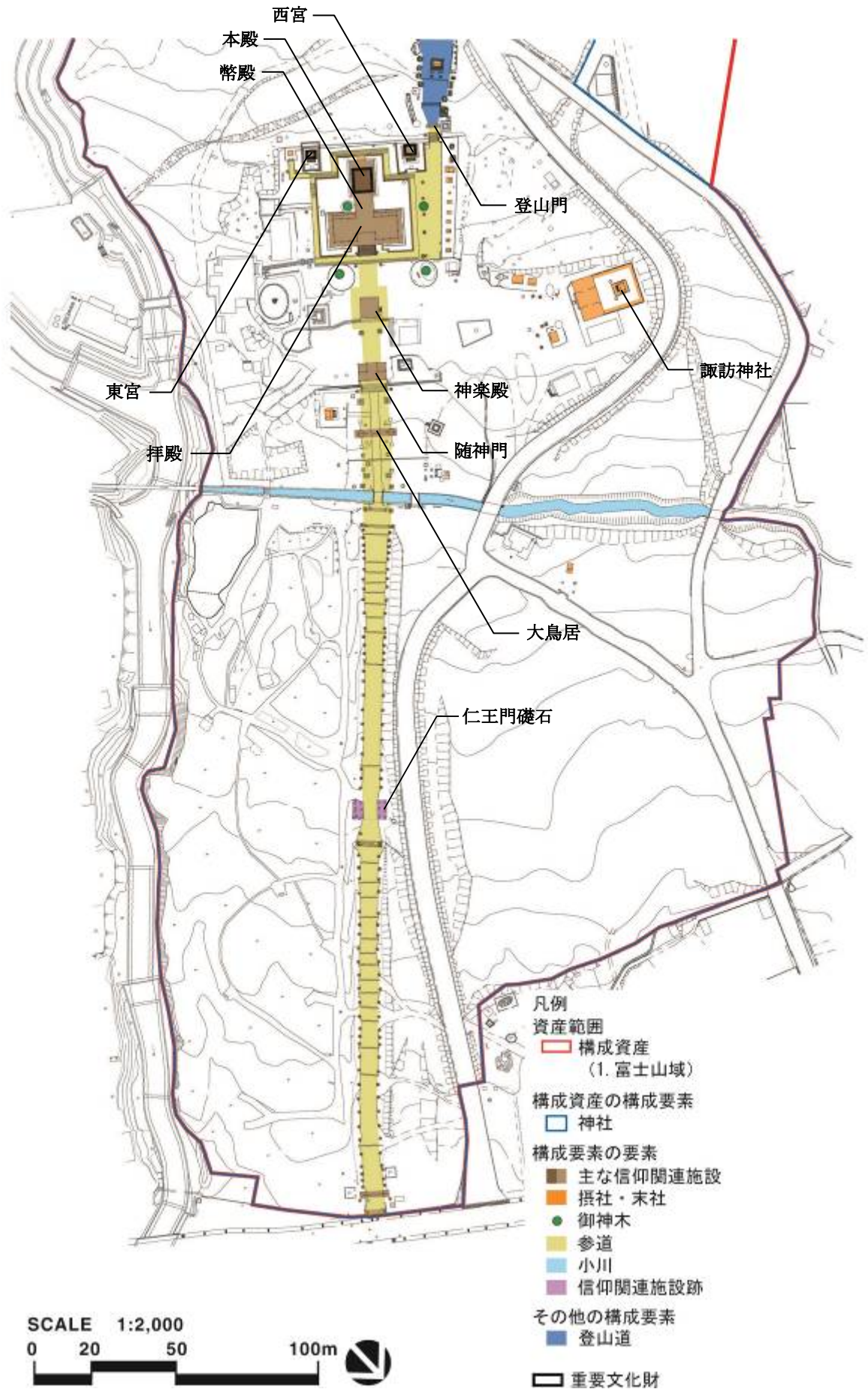


図3 北口本宮富士浅間神社 平面図

2. 特別名勝富士山保存管理計画(静岡県) 概要

構成資産又は構成要素名	富士山城の一部(山頂の信仰遺跡群、大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)、須山口登山道(現在の御殿場口登山道)の一部、須走口登山道)		
文化財の名称	富士山	文化財の種類	特別名勝
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	<p>特別名勝富士山は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である「富士山城」の中核部分を占める。</p> <p>富士山城は顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において、山麓の浅間神社を起点として山頂へと通ずる3つの登山道をはじめ、山頂のお鉢めぐり¹などの富士山信仰を表す諸要素を含み、顕著な普遍的価値の『芸術の源泉』の側面において、名勝富士五湖に含まれる本栖湖西北岸の中ノ倉峠及び名勝三保松原の2箇所から展望される富士山城の主たる風致景観を構成している。</p>		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	<p>1952年 文化財保護法の下に名勝として指定された。</p> <p>1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。</p> <p>1966年 特別名勝の指定地が拡大された。</p>		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 富士山の持つ特性を整理、明確化した上で、特別名勝の本質的価値を構成する要素と、それらと密接に関わる要素を特定し、周辺地域についても構成要素を把握する。</p> <p>(2) 指定地が広域であるため、地形・植生・土地利用形態等に応じて地区²区分を行い、各地区の性質に基づき保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(3) 富士山はその特性が山麓まで連続し、特別名勝指定地の周辺の地域にも良好な自然的景観が展開されており、大きく秀麗な山体は遠望の対象となっているため、周辺環境を含め、一体的な保全の方法を講ずる。</p> <p>(4) 確実な保存管理を行うために、適切な整備活用の方針を示し、それらを着実に履行するための具体的な施策をまとめ、関係諸機関、関係市町とも十分に連絡・協議をする。</p> <p>(5) 地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、地域住民と最も身近に接する市町をはじめ、文化庁、関連諸機関との連携体制を整備する。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ³	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 地理的条件・地形・地質</p> <p>i) 円錐形火山(コニーデ)</p> <p>ii) 約70の側火山</p> <p>iii) 浸食谷</p> <p>iv) 湧水涵養量</p>		

¹ お鉢めぐり;お鉢めぐりは頂上の各峰を巡る行為のことであるが、特別名勝富士山保存管理計画(静岡県)においては、「お鉢めぐりに利用された頂上の周回路」のことをいう。

² 地区;第1種保護地区、第2種保護地区、第3種保護地区、第4種保護地区、第5種保護地区の5つの地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)24ページ表5及び本包括的保存管理計画(分冊1)25ページ図4を参照されたい。

³ 本質的価値を構成する要素;特別名勝富士山(静岡県)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。

	<p>2) 植物相</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 植生帯の垂直分布 ii) 森林限界 iii) 保護林 iv) 火山荒原 v) 富士山に見られる代表的な植物 <p>3) 動物相</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 豊かな鳥類相 ii) 草原性の蝶類 iii) 陸生哺乳類 iv) 南・西斜面地域 <p>4) 自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 火山活動 ii) 宝永の大噴火 iii) 落石、土石流 iv) 雪代 <p>(2) 人文的要素</p> <p>1) 村山口(大宮口)登山道¹</p> <p>2) 須山口・御殿場口登山道²</p> <p>3) 須走口登山道</p> <p>4) お中道</p> <p>5) お鉢めぐり³</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 信仰に関わる建築物・工作物 <ul style="list-style-type: none"> a) 浅間大社奥宮 b) 浅間大社東北奥宮(久須志神社) c) 各登山口拝所・鳥居 d) 不動明王像 ii) 信仰に関わる自然物 <ul style="list-style-type: none"> a) 八葉⁴ b) 内院 c) 東斎の河原(東安河原) d) 西斎の河原(西安河原)
--	--

¹ 村山口(大宮口)登山道;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)(構成要素 1-2)のことを指す。

² 須山口・御殿場口登山道;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である須山口登山道(現在の御殿場口登山道)(構成要素 1-3)のことを指す。

³ お鉢めぐり;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)39ページ図23を参照されたい。

⁴ 八葉;火口壁に沿って所在する小高い丘。剣ヶ峰、白山岳、久須志岳、成就岳、伊豆岳、朝日岳、駒ヶ岳、三島岳を指す。

	<p>e) 虎岩(獅子岩) f) 釈迦の割石 g) 鯨ヶ池(このしろが池) h) 金明水・銀明水 i) 三島ヶ嶽経塚</p> <p>(3) 社会的要素</p> <p>1) 御殿場口登山道山小屋 2) 須走口登山道山小屋 3) 富士宮口登山道山小屋</p>
<p>5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)</p>	<p>(1) 第1種保護地区</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 土地の形状・土壌の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。 ii) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。 iii) 植物の採取、木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。 iv) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするもの以外は厳しく規制する。</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 宗教的意義が付与された自然物については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。 ii) 宗教施設である建築物や鳥居などの工作物¹⁾については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。 iii) 登山道・お鉢めぐり・お中道については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。 iv) 地面掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整理に努める。</p> <p>3) 社会的要素</p> <p>i) 各山小屋については、以下の3点に基づき保存管理する。</p> <p>a) 土地の形質、建築物及び工作物については、現状の規模の維持に努める。 b) 建築物・工作物等で、景観を現に阻害しているものについては、更新時に撤去・</p>

¹ 工作物; 特別名勝富士山保存管理計画(静岡県)では、地上・地中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑨に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物(側溝・道路安全施設(道路標識・信号機・街灯・ガードレール・ガードパイプ・転落防止柵・歩車道境界ブロック等))、③指導標(救急表示板・緊急表示板・指示表示板・文化財等説明板・文化財等説明碑等)、④屋外広告物(看板・立看板・広告塔・広告旗等)、⑤計測機器(地中温度計・雨量計・実数調査センサー等)、⑥危険防止及び安全管理工作物(侵入防止柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑦砂防・治山工作物(砂防ダム・谷止め工・導流堤・えん堤等)、⑧記念碑・慰霊碑、⑨その他の工作物(テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

改良を行うものとする。

c) 安全確保等に関わる地形の形質変更、建築物及び工作物の設置に当たっては、特別名勝の景観との調和に十分配慮する。

(2) 第2種保護地区

1) 自然的要素

i) 木竹の伐採・植栽以外の行為については、第1種保護地区と同様に厳しく規制する。対象となるのは、土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石の採取、植生に影響を与える行為、植物の採取、動物の捕獲の行為などである。

ii) 木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置、学術研究及び森林施業に関わる以外は規制する。

2) 歴史的要素

i) 古御岳神社の社殿及び鳥居などの建築物及び工作物については、現状の維持に努める。

ii) 登山道については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

iii) 文化財が出土した場合については、必要な範囲内に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。

3) 社会的要素

i) 各山小屋については、第1種保護地区と同じ考え方に基づいて保存管理する。

(3) 第3種保護地区

1) 自然的要素

i) 木竹の伐採・植栽以外の行為については、第1種保護地区同様の考え方に基づくこととする。対象となるのは、土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石の採取、植生に影響を与える行為、植物の採取、動物の捕獲の行為などである。

ii) 木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置を目的とするもの、学術研究に基づくもの、森林施業に関わるもの以外は規制する。

2) 歴史的要素

i) 鳥居などの工作物、登山道、埋蔵物については、第1種保護地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。

(4) 第4種保護地区

1) 自然的要素

i) 木竹の伐採・植栽以外の行為については、第3種地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。対象となるのは、土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石の採取、植生に影響を与える行為、植物の採取、動物の捕獲などの行為などである。

ii) 木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置や学術研究に基づくもの及び森林施業に関わるもの以外は規制する。

2) 歴史的要素

	<p>i) 伝統的な鳥居などの宗教儀礼に基づく工作物、登山道、埋蔵物については、第1種保護地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。</p> <p>(5) 第5種保護地区</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 土地の形状・土壌の性質を変更する行為や、植生に影響を与える行為については、第1種保護地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 登山道及び埋蔵物については、第1種保護地区と同様の考え方に基づいて保存管理する。</p>
<p>6. 現状変更等の取扱に関する基準</p>	<p>(1) 第1種保護地区</p> <p>1) 建築物・工作物の新・増・改築</p> <p>i) 建築物の新・増・改築は、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <p>a) 既存の建築物の改築または災害により消滅した建築物の復旧。</p> <p>b) 学術研究、防災、その他の公益上必要と認められるもので、当該地区以外では、その目的を達成することができないとみとめられるものの新・増・改築。</p> <p>c) 安全確保上の増・改築。</p> <p>ii) 外観意匠の具体的基準は、原則として次のとおりとする。</p> <p>a) 屋根</p> <p>➤ 勾配屋根とする。材料に自然素材を用いるか、又は色彩を焦げ茶色とする。</p> <p>b) 壁面</p> <p>➤ 材料に自然素材を用いるか、又は色彩を焦げ茶色もしくは灰黒色とする。</p> <p>iii) 工作物の設置に関しては、周囲の景観にそぐわないものを許可しない。なお、景観を阻害する工作物は、更新時に除却し又は、形状・色彩・規模において、改良し、周囲の景観の保全に努める。</p> <p>a) 宗教施設や鳥居などの工作物</p> <p>➤ 規模・形態・色彩・材質等に関し現状を維持する。</p> <p>➤ 安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、現状の形態・色彩を踏襲するとともに、周囲の景観にも調和したものとするよう努める。</p> <p>➤ 顕彰碑等については現状を維持とし、新規の設置を許可しない。</p> <p>b) 学術研究を目的として設置する工作物</p> <p>➤ 計測機器類については、規模・形態・色彩・材質等において、景観を阻害しないものとする。</p> <p>c) 登山道等の整備に必要な工作物</p> <p>➤ 安全確保を目的とする目的とする道路関連の工作物については、周囲の景観に馴染む形態・色彩とする。</p> <p>➤ 危険防止及び安全管理のための工作物については、安全確保の機能を前提として、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。</p>

- 指導標については、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。
- 屋外広告物については、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。

d) その他の工作物

- 期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観に馴染んだ形態・色彩とする。

2) 土地の形質の変更、土壌・岩石の採取

- i) 土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石の採取は許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他の公益上必要と認められるものについては、この限りでない。
- ii) 地面の掘削を伴う復旧・更新・整備に当たっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、その成果を十分踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。
- iii) 切土により法面を造成する工事においては、安全管理上やむを得ない場合を除き緑化を図る。その際、原則として周辺の在来植生と調和した植物を用いる。また、盛土を伴う場合には、盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置を講じることとする。

3) 植物の採取、木竹の伐採・植栽

- i) 植物の採取は認めない。ただし、安全確保の措置及び学術研究に基づくもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りではない。
- ii) 木竹の伐採・植栽については許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。
 - a) 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。
 - b) 国有林野施業実施計画に基づくもの。
 - c) 崩壊地に対する植栽。ただし、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

4) 登山道・道路等の新設・維持

- i) 現状の維持に努め、新設は許可しない。復旧・整備を行う場合には、景観との調和に努める。ただし、安全確保の措置及び国有林野施業実施計画に基づくもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

5) 砂防・治山工事

- i) 砂防・治山に係る工作物については、芝川・潤井川流域、沼川流域、酒匂川流域及び黄瀬川流域における住民の生命と財産を守るための砂防施設として整備を進める。なお、防災上の目的の達成を前提として、景観との調和にも十分配慮する。また、緑化に当たっては、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

6) 動物の捕獲

- i) 動物の捕獲については許可しない。また、貴重種の昆虫類の捕獲についても許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

(2) 第2種保護地区

1) 建築物・工作物の新・増・改築

- i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- 2) 土地の形質の変更、土壌・岩石の採取
 - i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- 3) 植物の採取、木竹の伐採・植栽
 - i) 植物の伐採については、第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
 - ii) 木竹の伐採については、原則として単木択伐法によるものとする。ただし、次の場合はこの限りでない。
 - a) 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等森林管理及び安全管理に関わるもの。
 - b) 国有林野施業実施計画に基づくもの。
 - iii) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。
- 4) 登山道・道路等の新設・維持
 - i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- 5) 砂防・治山工事
 - i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- 6) 動物の捕獲
 - i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- (3) 第3種保護地区
 - 1) 建築物・工作物の新・増・改築
 - i) 建築物の新・増・改築は、原則として、次表に示すとおり、外観の意匠・屋根・面・高さに関する具体的な基準に合致するもののみ許可する。
 - a) 屋根
 - 勾配屋根とする。材料に自然素材を用いるか、色彩を焦げ茶色又は灰黒色とする。
 - b) 壁面
 - 材料に自然素材を用いるか、色彩を周囲の景観の色調に同調するものとし、茶系色・灰色・ベージュ色・クリーム色とする。
 - c) 高さ
 - 最高部の高さが、13m以下とする。
 - d) 学術研究、防災その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外では、その目的を達成することができないと認められるものの新築・改築については、この限りでない。
 - ii) 工作物の設置については、原則として第1種保護地区と同様の取扱基準とする。周囲の景観にそぐわないものは許可しない。なお、景観を阻害する工作物については、更新時に除却し又は、形状・色彩・規模の観点において改良し、周囲の景観との調和に努める。
 - a) 宗教施設や鳥居などの工作物、及び登山道等の整備・安全管理等に関する工作物
 - 規模・形態・色彩・材質等において、周囲の景観と馴染むものとする。

➤ 顕彰碑等については現状を維持することとし、新規の設置については許可しない。

b) 学術研究を目的として設置する工作物

➤ 計測機器類については、規模・形態・色彩・材質等において、景観を阻害しないものとする。

2) 土地の形質の変更、土壌・岩石の採取

i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

3) 植物の採取、木竹の伐採・植栽

i) 植物の採取については、第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

ii) 木竹の伐採については、原則として択伐法によるものとする。ただし、次の場合はこの限りでない。

a) 病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。

b) 国有林野施業実施計画に基づくもの。

iii) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

4) 登山道・道路等の新設・維持

i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

5) 砂防・治山工事

i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

6) 動物の捕獲

i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

(4) 第4種保護地区

1) 建築物・工作物の新・増・改築

i) 第3種保護地区と同様の取扱基準とする。

2) 土地の形質の変更、土壌・岩石の採取

i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

3) 植物の採取、木竹の伐採・植栽

i) 植物の採取については、第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

ii) 木竹の伐採において、病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の安全管理に関わるもの及び国有林野施業実施計画に基づいて森林管理上実施されるものについては、方法の要件を付さないこととする。

iii) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

4) 登山道・道路等の新設・維持

i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

5) 砂防・治山工事

i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

6) 動物の捕獲

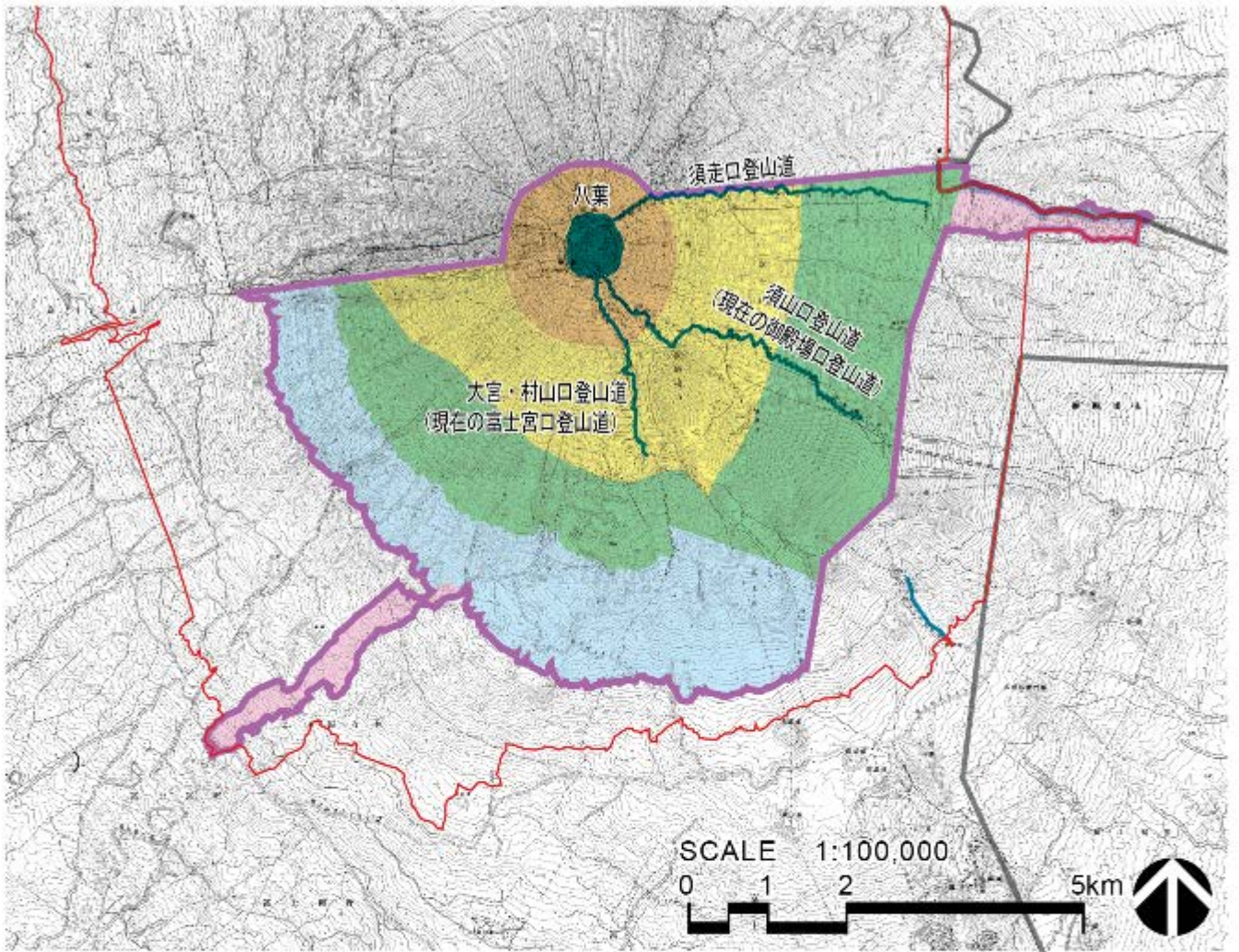
i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

(5) 第5種保護地区

	<p>1) 建築物・工作物の新・増・改築</p> <p>i) 建築物の新・増・改築については、景観を阻害しないものとする。</p> <p>ii) 工作物の設置に関しては、第3種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>2) 土地の形質の変更、土壌・岩石の採取</p> <p>i) 土地の形状・土壌の性質を変更する行為については、原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>ii) 土壌・岩石の採取については、要件を付さない。</p> <p>3) 植物の採取、木竹の伐採・植栽</p> <p>i) 植物の採取については、原則として要件を付さない。</p> <p>ii) 木竹の伐採において、病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の安全管理に関わるもの及び国有林野施業実施計画に基づいて森林管理上実施されるものについては、方法の要件を付さない。</p> <p>iii) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。</p> <p>4) 登山道・道路等の新設・維持</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>5) 砂防・治山工事</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>6) 動物の捕獲</p> <p>i) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 静岡県、関係市町をはじめ、文化庁・環境省・林野庁とも連携しつつ、本保存管理計画の目的の達成に向けて取組を継続する。その際には、国内外から登山者等が訪れ、日本を代表する山岳に相応しい品格のある山岳となるよう、登山道等の整備を進めることが重要であり、登山者のための施設の設置に当たっては、稜線の保全を図り、視認性の低い色彩を用いるなど遠望される景観としての整備に努める。</p> <p>(2) 自然的構成要素である森林の中には、自然災害又は管理不足等から樹木の折損・倒壊を引き起こし、更新不良となっているものもあり、適切に復旧・整備する。</p> <p>(3) 山頂域(第1種保護地区～第2種保護地区)については、貴重な高山植生又は天然林として保護・育成されなければならない。特に、遠望される景観の中核を成す地域であるため、林野庁及び関係諸機関とも緊密に連携を図り、「世界文化遺産の価値対象となり得る森林」づくりを進めていく。</p> <p>(4) 広報・普及の方法としては、例えばガイダンス施設の設置や、説明板の整備等が考えられるが、その際には特別名勝としての価値を損ねることがないように十分留意する。</p>

表5 特別名勝富士山(静岡県)における地区区分

区分	区域
第1種保護地区	山頂部から標高約2,400mに至るまでの区域
第2種保護地区	標高約2,400mから標高約1,900mに至るまでの区域
第3種保護地区	南西・西斜面に当たり、標高約1,900mから標高約1,600mに至るまでの区域
第4種保護地区	標高約1,650mから標高約1,000mまでの富士宮口登山道と、標高約1,900mから標高約1,350mまでの須走口登山道の区域
第5種保護地区	須走口登山道沿いの第4種保護地区の北側に連続する区域



凡例

— 特別名勝指定地

保護地区区分

■ 第1種保護地区 (八合目以上)

■ 第1種保護地区 (八合目以下)

■ 第2種保護地区

■ 第3種保護地区

■ 第4種保護地区

■ 第5種保護地区

□ 資産範囲 (構成資産)

■ 資産範囲 (構成要素)

□ 緩衝地帯

Key plan

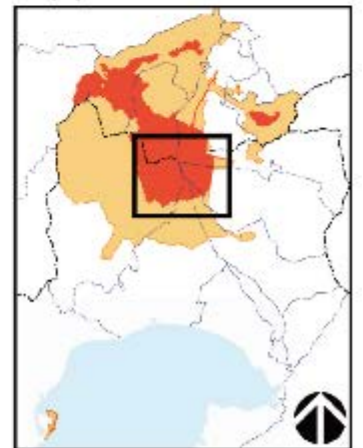


図4 特別名勝富士山(静岡県) 地区区分図

3. 史跡富士山保存管理計画(山梨県) 概要

構成資産又は構成要素名	富士山城の一部(山頂の信仰遺跡群、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社)、河口浅間神社、富士御室浅間神社		
文化財の名称	富士山	文化財の種類	史跡
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	史跡富士山は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の要素である、八合目以上に当たる山頂信仰遺跡、登山道、山麓に点在する一群の浅間神社の境内など、時代・宗派を越えて継承されてきた富士山信仰の有形・無形の証拠のすべてを含んでいる。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	2011年 文化財保護法の下に、吉田口登山道を除く八合目以上の山城、吉田口登山道の八合目以下の山城、北口本宮富士浅間神社の境内、河口浅間神社の境内及び富士御室浅間神社の境内が史跡として追加指定された。 2012年 文化財保護法の下に、吉田口登山道の八合目以上の区域が史跡として追加指定された。		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 指定地¹が、市街地と接する地域から山麓の森林、山頂に至るまで広範囲に散在していることから、個々の指定地の立地・性質に基づき地区²ごとの特性に応じた保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(2) 史跡の指定区域には、数多くの山小屋や林業施業地などが存在し、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、史跡の保存管理に当たってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重する。</p> <p>(3) 富士山には、夏の短い季節に20万人以上もの登山客等が来訪することから、これらの人々に対する安全対策には最大限の配慮を行う。</p> <p>(4) 史跡富士山と特別名勝富士山の指定地域は多くの部分で重複しており、相互に密接な関係を持っていることから、適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保全のあり方を示す。</p> <p>(5) 富士山を文化遺産としてその多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p> <p>(6) 史跡の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等のあり方及びその運営の方法等について示す。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ³	<p>(1) 山頂信仰遺跡</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 地質・地形</p>		

¹ 指定地; 史跡富士山の指定区域のうち、河口浅間神社(御坂峠)は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の資産範囲に含まれていない。本包括的保存管理計画(分冊1)37ページ図5-1を参照されたい。また、構成資産に含まれていない河口浅間神社(御坂峠)については、本包括的保存管理計画(分冊1)においては、記述を割愛することとする。

² 地区; 第1種保護地区、第2種保護地区の2つの地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)34ページ表6及び本包括的保存管理計画(分冊1)37ページ～40ページの図5-1～図5-4を参照されたい。

³ 本質的価値を構成する要素; 史跡富士山(山梨県)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。

- a) 噴火口
- 2) 歴史的要素
 - i) 信仰の対象となった地形
 - a) 八葉
 - b) 大内院
 - c) 小内院
 - d) 東安河原
 - e) 西安河原
 - f) 虎岩(獅子岩)
 - g) 割石
 - h) 雷岩
 - i) このしろが池
 - ii) 建築物及び工作物
 - a) 浅間大社奥宮
 - b) 久須志神社
 - c) 鳥居
 - d) 金明水
 - e) 銀明水
 - f) 銅馬舎
 - g) 石仏・石像
 - h) 石碑
 - iii) 遺跡
 - a) 埋蔵文化財包蔵地
 - iv) 道路
 - a) お鉢めぐり道
- (2) 吉田口登山道¹
 - 1) 自然的要素
 - i) 地形・地質
 - a) 古富士火山
 - b) 新富士火山
 - c) 烏帽子岩
 - ii) 植生
 - 2) 歴史的要素
 - i) 登山道
 - a) 現登山道

¹ 吉田口登山道;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である吉田口登山道(構成要素 1-5)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)13ページ図2を参照されたい。

- b) 旧登山道
- ii) 信仰拠点
 - a) 中ノ茶屋
 - b) 大石茶屋
 - c) 馬返
 - d) 鈴原大日堂(鈴原社)
 - e) 二合目富士御室浅間神社
 - f) 金剛杖役場
 - g) 三合目
 - h) 四合五勺御座石浅間
 - i) 五合目
 - j) 経ヶ岳
 - k) 砂振
 - l) 駒ヶ岳
 - m) 烏帽子岩
 - n) 大行合
- iii) 建築物
 - a) 閉鎖された山小屋
- iv) 工作物
 - a) 石碑
- 3) 社会的要素
 - i) 建築物及び工作物
 - a) 山小屋・休憩施設
 - b) 登山道路肩法面
- (3) 富士御室浅間神社(二合目)¹
 - 1) 自然的要素
 - i) 地質・地形
 - a) 古富士火山
 - b) 湧水
 - c) 浅い窪地
 - ii) 植物
 - a) 社叢
 - 2) 歴史的要素
 - i) 建築物等
 - a) 拝殿
 - b) 行者堂跡

¹ 富士御室浅間神社(二合目);世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である富士御室浅間神社(構成資産 8)の二合目(本宮)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)41ページ図6を参照されたい。

- c) 定善院跡
- d) 建物礎石
- ii) 工作物
 - a) 鳥居沓石
 - b) 富士講関連の石碑
 - c) 水場
- iii) 道
 - a) 現登山道
 - b) 古道

(4) 富士御室浅間神社(里宮)¹

- 1) 自然的要素
 - i) 地質・地形
 - a) 東剣溶岩流
 - ii) 植物
 - a) **社叢**
- 2) 歴史的要素
 - i) 建築物等
 - a) **本殿・拝殿・雨屋・随神門・幣殿**
 - b) **移築された二合日本殿**
 - c) 社務所
 - ii) 工作物
 - a) 流鏝馬神事記念碑

(5) 北口本宮富士浅間神社²

- 1) 自然的要素
 - i) 地質・地形
 - ii) 植物
 - a) **太郎杉・夫婦檜・次郎杉**
 - b) **参道杉並木**
 - c) **社叢**
- 2) 歴史的要素
 - i) 建築物等
 - a) **本殿・幣殿・拝殿・本殿瑞垣**
 - b) **神楽殿・東宮本殿・西宮本殿・随神門・手水舎・諏訪神社本殿・諏訪神社拝殿**

¹ 富士御室浅間神社(里宮);世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である富士御室浅間神社(構成資産 8)の里宮に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)56ページ図38及び本包括的保存管理計画(分冊1)42ページ図7を参照されたい。

² 北口本宮富士浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)46ページ図28及び本包括的保存管理計画(分冊1)14ページ図3を参照されたい。

c) 恵比寿社・八幡社・神武天皇社・小御嶽遙拝所・祖霊社・日之御子社・池鯉鮒社・倭四柱社・日枝社・日隆社・愛宕社・天津神社・国津神社・天満社・神馬社・三殿社・風神社・子安社・稲荷社・青麻社

d) 旧仁王門礎石

e) 社務所

ii) 工作物等

a) 参道

b) 大鳥居

c) 登山門

d) 参道石畳

e) 石灯籠

f) 石造物

g) 諏訪神社鳥居礎石

h) 水舎の手水鉢

i) 石碑

j) 御鞍石

k) 大塚山

l) 立行石

m) 高天原

3) 社会的要素

i) 建築物及び工作物

a) 自動車祓門

b) 受付者名簿

(6) 河口浅間神社(本殿および山宮)¹

1) 自然的要素

i) 植物

a) 七本スギ

b) 社叢

2) 歴史的要素

i) 建築物

a) 本殿・祝詞殿・拝殿・随神門・御馬神屋

b) 出雲社・諏訪神社・山神社・合祀社・山宮社

c) 社務所

ii) 工作物

a) 美麗石

¹ 河口浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である河口浅間神社(構成資産 7)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)55ページ図37及び本包括的保存管理計画(分冊1)43ページ図8を参照されたい。

	<ul style="list-style-type: none"> b) 大鳥居 c) 土俵 d) 燈籠 e) 狛犬 f) 道祖神
<p>5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)</p>	<p>(1) 第1種保護地区</p> <p>1) 自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地質・地形については自然の状態のまま維持することを基本とする。植生についても現状維持を基本とする。そのため、建築物又は工作物¹の設置や切土・盛土などの土地の形状等を変更し、景観や植生に影響を及ぼすおそれのある地形の変更等については、学術研究その他公益性があるもの以外は厳しく規制する。 ii) 土壌・岩石の採取、その他の行為については、学術研究その他の公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもの以外は厳しく規制する。 iii) 御神木等宗教的な意義が付された自然物については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもの以外は厳しく規制する。 iv) 境内地・社叢内の植物の採取については、景観の保全に関わるもの、安全確保の措置及び学術研究その他公益性のあることを目的とするものであり、かつ他の地区では目的が果たせないもの以外は厳しく規制する。 v) 動物については、指定地内においてみだりに捕獲・採取を行わないよう啓発に努める。捕獲・採取用のわな等の設置については、学術研究その他公益性があり、捕獲量や方法が周辺環境への影響がないもの以外は厳しく規制する。 vi) 植栽については、景観の保全に関わるもの、安全確保の措置及び学術研究その他公益性のあることを目的とするもの以外は厳しく規制する。 vii) 木竹の伐採については、安全確保や景観の保全の措置、学術研究その他公益性のある行為、森林施業に関わるもの以外は規制する。檜皮の採取や建物の補修、鳥居等の構築物の建替の際に使用するための伐採等、危険防止のための樹木の伐採などにおいても景観へ配慮しつつ行うものとする。 <p>2) 歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 吉田口登山道については、今後も形状、景観等、現状維持を基本として維持管理を行う。この道における地形・地貌の変更や構築物の設置は、学術研究や登山者の危険防止及び安全確保のためなど公益上必要と認められる以外のものについては厳し

¹ 工作物; 史跡富士山保存管理計画(山梨県)では、地上・地中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑨に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物(側溝・道路安全施設(道路標識・信号機・外灯・ガードレール・ガードパイプ・転落防止柵・歩車道境界ブロック等))、③指導表示物(救急表示板・緊急表示板・指示表示板・文化財等説明板・文化財等説明碑等)、④屋外広告物(看板・立看板・広告塔・広告旗等)、⑤計測機器(地中温度計・雨量計・実数調査センサー等)、⑥危険防止及び安全管理工作物(侵入防止柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑦砂防・治山工作物(砂防ダム・谷止め工・導流堤・えん堤等)、⑧記念碑・慰霊碑、⑨その他の工作物(テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

く規制する。また、公益上必要なもの等の設置等であっても周辺景観への配慮を求める。掘削を伴う工事は、発掘調査等を実施し地下遺構の保護を図ったものを認める。

ii) 旧登山道における地形・地貌の変更や工作物の設置は、学術研究や登山者の危険防止及び安全確保のためなどの公益上必要と認められる以外のものについては厳しく規制する。指定範囲の旧登山道は、現在は登山道として使われていないため路面が下草や腐植土に覆われ、出水による洗掘が休止している。一般登山者は観察のみとし、学術調査等のための立ち入りであっても、下草や腐植土が消失し洗掘が再開しない範囲に限定する。

iii) 現登山道は、将来的に、発掘調査による成果を踏まえて、古絵図に描かれた景観に復することができるように保存管理する。多くの登山者が利用する登山道であり、維持修繕が不可欠であるが、地面の掘削は既掘範囲までとして、事前に発掘調査を実施し、遺構・歴史的景観の保護を図ったものを認める。路面や幅員は現状維持を基本として、景観の現状維持に努める。なお、登山道の路肩法面は、指定範囲外であるが、この部分の洗掘が進むと登山道とその周辺の景観を損なうことになるので、この部分についても、十分な維持修繕が必要である。

iv) その形状に着目して宗教的意味を付された地形については、現状維持に努める。

v) 神社境内地については、その歴史的景観を守るために現状維持を基本としつつ、近隣住民や多くの信者が訪れる場所であることに配慮し保存管理を行う。社殿、鳥居等の信仰関連工作物については、古来の伝統に基づく奉納物、あるいは学術研究その他公益性があるもの以外は現状維持を基本として保存管理を行う。ただし、公益性があるもの等であっても神社境内地で掘削は、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構の保護を図ったものを認める。なお、重要文化財(北口本宮富士浅間神社本殿・東宮本殿・西宮本殿、富士御室浅間神社本殿)などの歴史的な建造物については、適切な維持管理を行う。

vi) 神社境内地の樹木については、現在の景観を維持するよう保護、保全を図る。

vii) 山小屋・休憩施設については、富士山の文化的価値の重要な構成要素であるため、改築・建替えのため若しくは災害復旧のための新築、環境負荷を低減するためのトイレ等の施設、歴史的景観を保護するための施設の設置及び登山者の安全や利便性を向上させるため等公益目的に係る最低限の増築・改築及び建て替えを認めるが、それ以外については原則として従前の規模・外観を維持することとする。また、公益目的に係るもの等であっても周辺環境、景観について最大限の配慮を行う。

(2) 第2種保護地区

1) 自然的要素

i) 第1種保護地区と同様に行う。

2) 歴史的要素

i) 吉田口登山道については、今後も形状、景観等、現状維持を基本として維持管理を行う。この道における地形・地貌の変更や構築物の設置は、学術研究や登山者の危険防止及び安全確保のためなど公益上必要と認められる以外のものについては厳し

	<p>く規制する。また、公益上必要なもの等の設置等であっても周辺景観への配慮を求める。掘削を伴う工事は、発掘調査等を実施し、地下遺構の保護を図ったものを認める。</p> <p>ii) 神社境内地については、その歴史的景観を守るために現状維持を基本としつつ、近隣住民や多くの信者が訪れる場所であることに配慮し保存管理を行う。また、境内地には地下遺構が残っている可能性が高いことから、地面の掘削は事前に発掘調査等を実施し、地下遺構の保護を図ったものを認める。</p> <p>iii) 神社境内地の樹木については、現在の景観を維持するよう保護、保全を図る。</p> <p>iv) 宗教的意味を付された地形については、現状維持に努める。</p> <p>v) 山小屋・休憩施設の改修については景観への配慮を求める。山小屋、休憩施設の 新築については登山道の景観を保護するため慎重に対処する。</p> <p>3) 社会的要素</p> <p>i) 吉田口登山道の利用者の安全を確保するための防護柵等については、景観や周辺環境に最大限配慮し適切に整備する。</p> <p>ii) 案内板等の工作物については、現状の規模の維持に努める。また、景観を阻害しているものについては、除却するか更新時に改良を行い、景観との調和に十分配慮する。</p> <p>iii) 安全確保等に関わる地形の形質変更、危険防止及び安全管理のための工作物の設置に当たっては、景観との調和に十分配慮する。</p>
<p>6. 現状変更等の取扱いに関する基準</p>	<p>各地区における木竹の伐採、構築物等の設置についての取扱基準は表7のとおり。</p> <p>また、吉田口登山道のうち、中ノ茶屋～馬返間における構築物等設置基準については表8のとおり。</p> <p>各地区における植物の採取、土壌・岩石の採取、その他についての取扱基準は表9のとおり。</p>
<p>7. 整備・活用の方針</p>	<p>(1) 山梨県、関係市町村をはじめ、文化庁・環境省・林野庁とも連携しながら、保存管理の目的の達成のために継続した取り組みを行う。なお、その際には、多くの登山者や観光客が訪れる日本を代表する山岳として、登山道の整備や自然を守るための進入防止柵等の設置を計画的に進める。</p> <p>(2) 吉田口登山道の六合目付近から下の区間及び船津口登山道は、現在利用者が少ないことから、利用を促進する方策について検討するとともに、江戸時代の登山道等の調査の検討も行いその歴史的価値の啓発に努める。</p> <p>(3) 富士山の文化財としての価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、登山客や観光客を含め広く広報・普及を行う。広報・普及の方法としては、富士山の貴重な自然や登山道、宗教的地形の由来とその付近にある祠との関係、寺社等についての案内板の設置、山小屋に残る歴史的要素を紹介するパンフレットやホームページの作成が考えられる。また、富士山と文化・芸術との関わりを紹介する取り組みを、博物館・美術館と連携して実施するとともに、富士山に関する各種講座の開催や富士山に関する学術的研究の推進なども必要となる。</p>

表6 史跡富士山(山梨県)における地区区分

	第1種保護地区	第2種保護地区
山頂信仰遺跡	八合目以上全域	—
吉田口登山道	旧登山道:馬返富士山禊所～鈴原社、鈴原上 現登山道:旧路面が良好に遺存している区間 信仰拠点:歴史的な山小屋、鈴原社等の宗教 施設	中ノ茶屋～八合目の登山道(第1種地区区分を除く)
富士御室浅間神社 (二合目)	境内地	—
富士御室浅間神社 (里宮)	境内地	—
北口本宮富士浅間 神社	境内地	県道、市道、用水路
河口浅間神社(本 殿および山宮)	境内地	本殿参道、山宮下の林道
河口浅間神社(御 坂峠)	御坂峠	—

表7 史跡富士山(山梨県)における現状変更の許可基準(木竹の伐採及び植栽、構築物等の設置)

区域	木竹の伐採	構築物等の設置
第1種保護地区	<p>認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>(3) 病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p> <p>(4) 富士山の歴史的・文化的な景観を維持または復元するために最小限必要なもの。</p> <p>ただし、吉田口登山道の中ノ茶屋から鈴原社までの区間、河口浅間神社(境内地・山宮)、富士御室浅間神社(里宮)における植栽については、植生、景観及び周辺環境に重大な影響がないものは認める。なお、掘削は、事前に発掘調査等を実施し、遺構・歴史的景観の保護を図ったもののみを認める。</p>	<p>認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 既存のものの改築・建替えのため若しくは災害復旧のための新築。</p> <p>1) 山小屋は、2005年に調査した「山小屋の現況調査」で確定した従前の規模を越えず、外観についても従前のものとする。</p> <p>i) 規模とは、建築面積及び高さをいう。</p> <p>ii) 外観とは、形状、色彩をいう。</p> <p>(2) 学術研究その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新築・改築・増築など。</p> <p>(3) 地区住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>1) 新築、増築等における外観は次のとおりとする。</p> <p>i) 屋根の形状は原則として切妻又はこれに類するものとし、色彩は原則として焦茶色とする。</p> <p>ii) 壁の色は原則として茶系色とする。</p> <p>2) 第1種保護地区のうち、吉田口登山道の中ノ茶屋から馬返までの区間</p> <p>i) 吉田口登山道の中ノ茶屋から馬返までの区間の休憩施設を再開するために建物の再建を行う場合は、登山者の便宜や過去の来歴等を総合的に判断し、後退距離等について考慮する。なお、掘削は、事前に発掘調査等を実施し、遺構・歴史的景観の保護を図ったもののみを認める。</p> <p>3) 第2種保護地区</p> <p>i) 既存の道路・水路等の施設については、</p>

第2種保護地区	<p>木竹の伐採は認めない。</p> <p>ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。</p> <p>(3) 病虫害の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p> <p>(4) 富士山の歴史的・文化的な景観を維持または復元するために最小限必要なもの。</p>	<p>住民生活の安全や便宜を図るために必要なものであり、改築・建替えのため若しくは災害復旧のための新築を認めるが、従前の規模・外観を維持することとし、景観の保全を図りつつ適切に維持管理する。</p> <p>ii) 吉田口登山道の起点付近については、市街地や集落と重なっており、住民の生活や生業が営まれているため、これらとの調整を十分配慮するとともに、景観の保全を図り慎重に維持管理する。なお、掘削を伴う行為を行う場合には、事前に発掘調査の実施等を求めることとする。</p>
---------	--	--

表8 史跡富士山(山梨県)のうち吉田口登山道(中ノ茶屋～馬返間)の構築物等の設置基準

区域	設置基準
吉田口登山道 (中ノ茶屋～馬返間)	構築物等の高さ:10m以下 構築物等の壁面後退距離:吉田口登山道路肩から10m以上
<p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る)、地域住民の生活又は生業に必要なものの新築又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築については、この限りでない。</p> <p>なお、この場合の「規模」においては、防災・衛生上必要な施設については、別途考慮する。</p>	

表9 史跡富士山(山梨県)におけるその他の現状変更の許可基準

行為の種類	その他
1 植物の採取	<p>景観の保全に関わるもの、安全確保の措置及び調査研究目的その他公益性があるもので、植生、周辺環境に影響がないもの。</p> <p>ただし、吉田口登山道の中ノ茶屋から鈴原社までの区間、河口浅間神社(境内地)、富士御室浅間神社(里宮)における植物の採取、動物の捕獲・採取、土壌・岩石の採取、その他の行為については、植生、景観及び周辺環境に重大な影響がなく、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないものは認める。</p> <p>なお、掘削を伴う植栽を行う場合には、事前に発掘調査の実施等を求めることとする。</p>
2 土壌・岩石の採取	
3 その他	

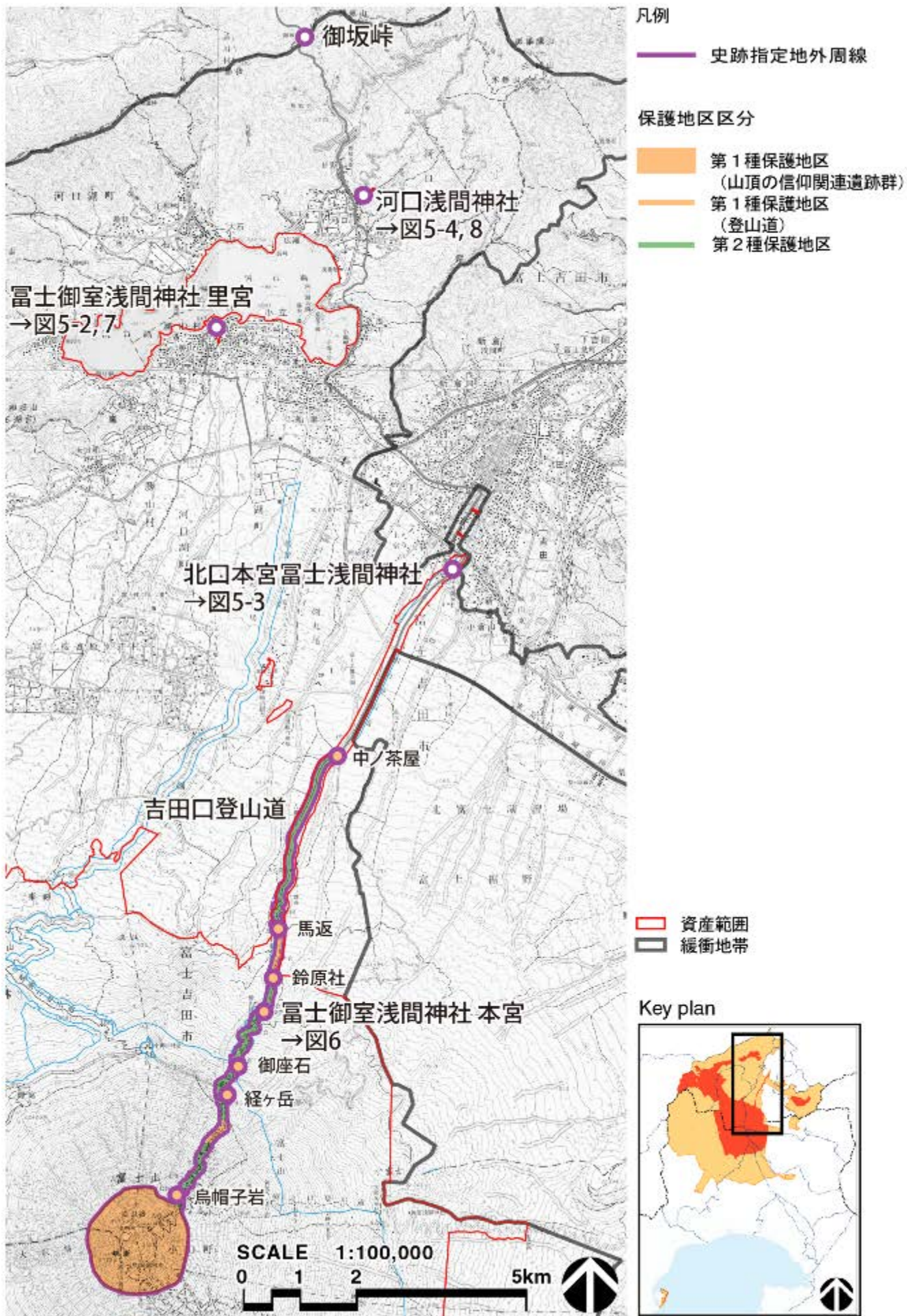
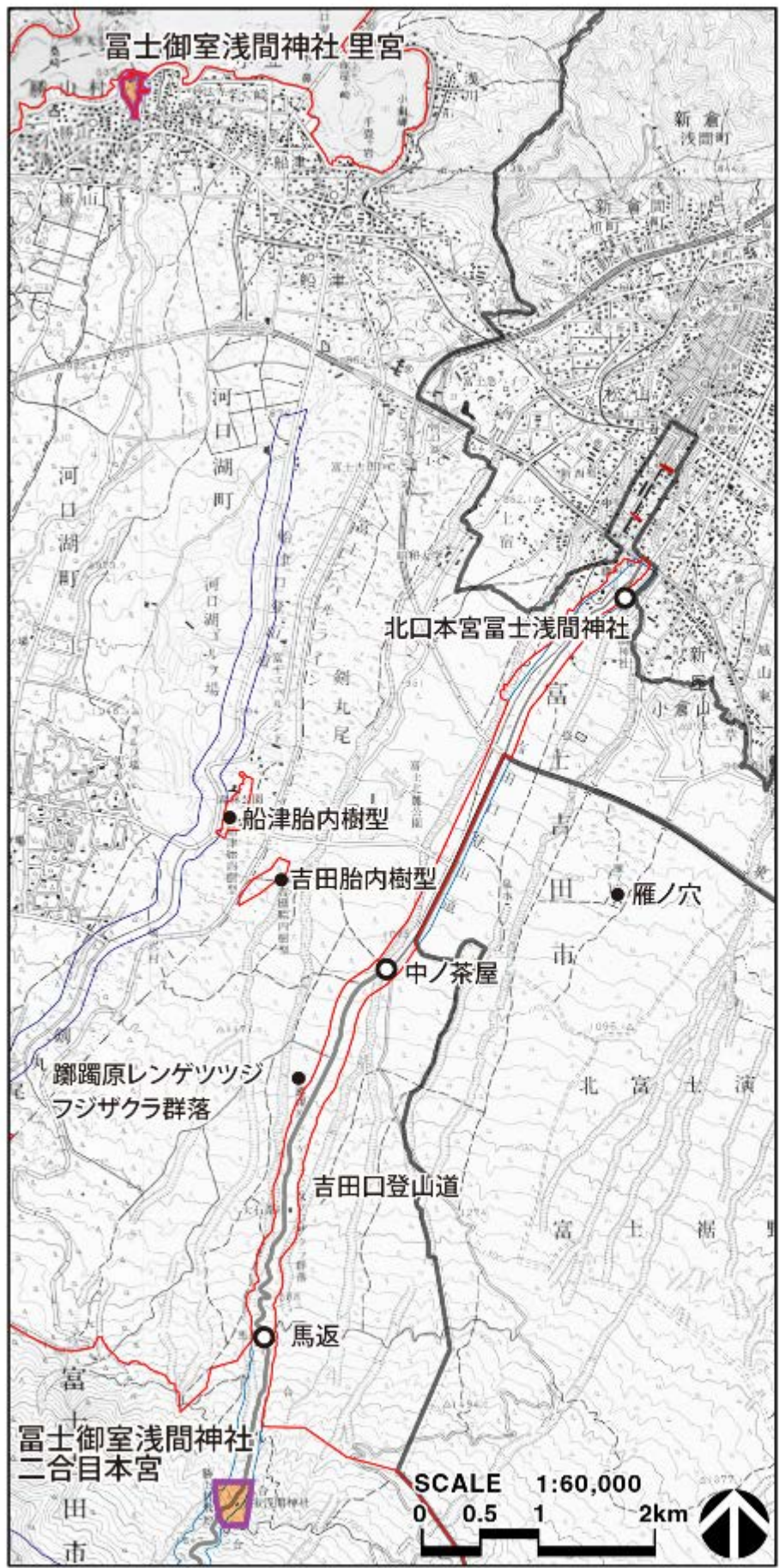


図5-1 史跡富士山(山梨県) 山頂信仰遺跡及び吉田口登山道 地区区分図



凡例

史跡指定地外周線

保護地区区分

第1種保護地区

資産範囲

緩衝地帯

Key plan

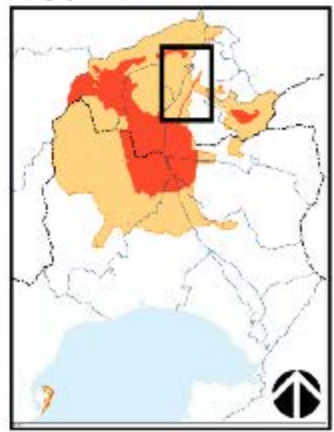


図5-2 史跡富士山(山梨県) 富士御室浅間神社 地区区分図

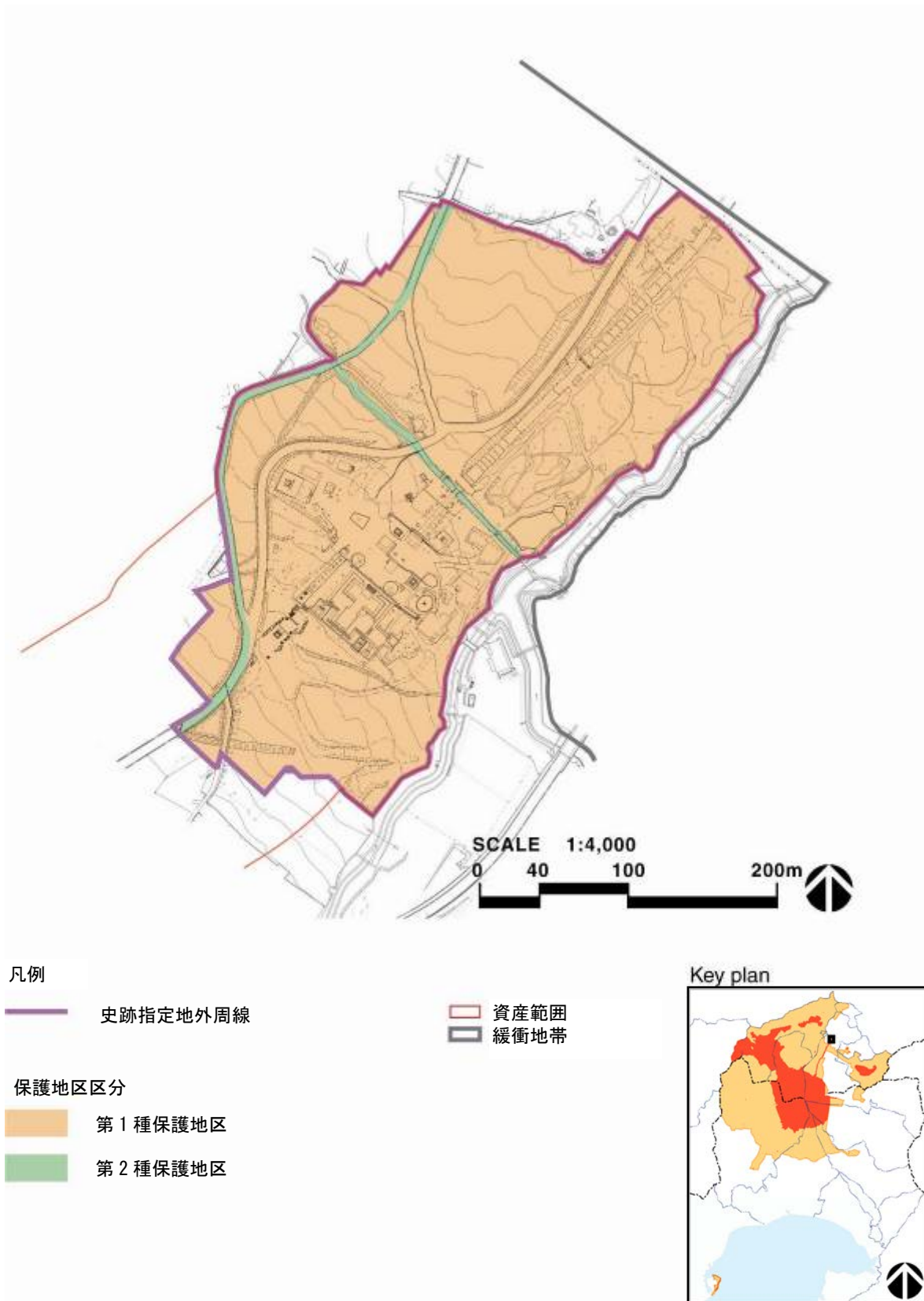
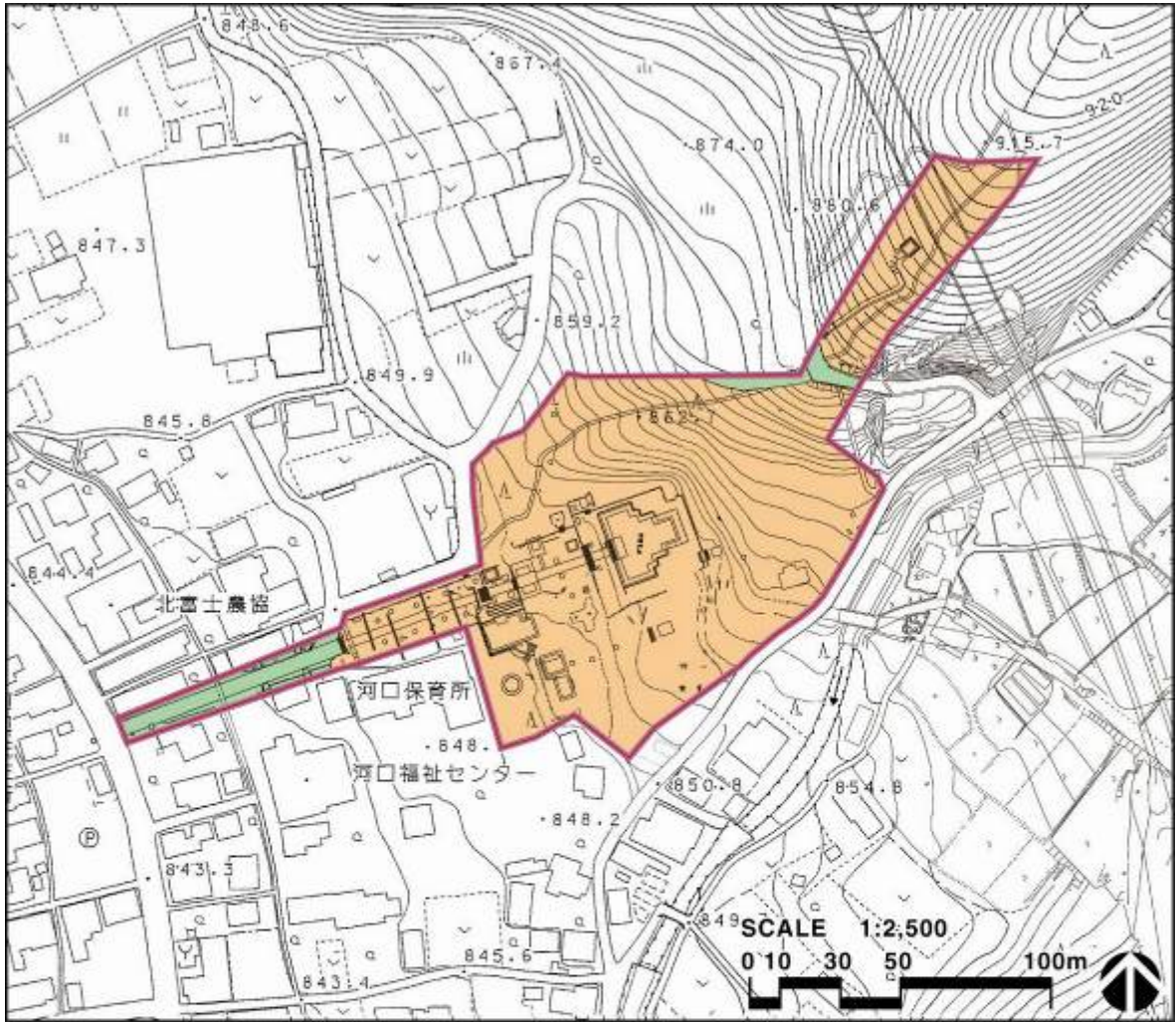


図5-3 史跡富士山(山梨県) 北口本宮富士浅間神社 地区区分図



凡例

— 史跡指定地外周線

□ 資産範囲

保護地区区分

■ 第1種保護地区

■ 第2種保護地区

Key plan

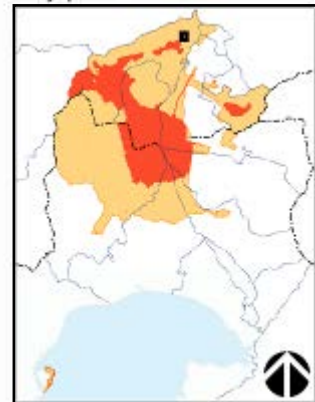
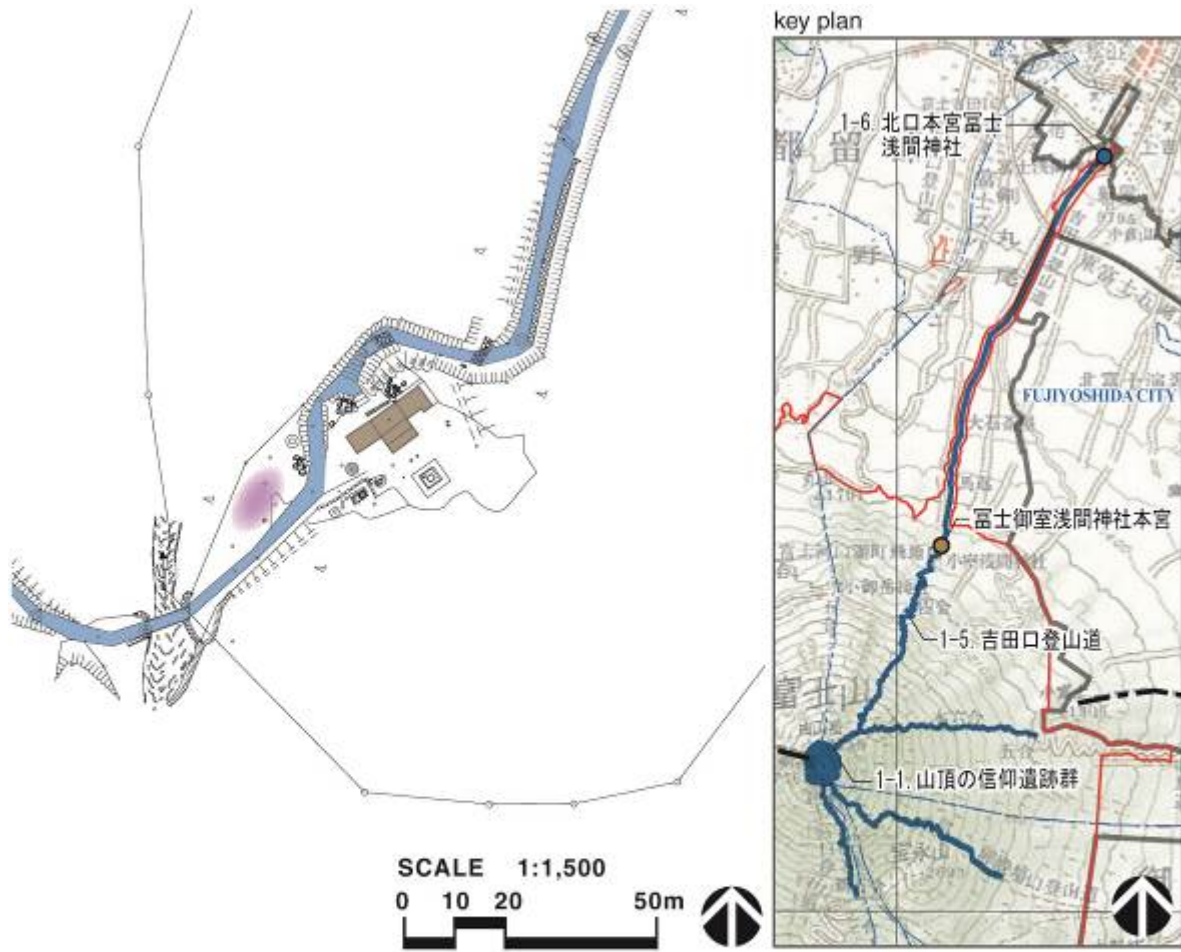


図5-4 史跡富士山(山梨県) 河口浅間神社 地区区分図



- 凡例
- 構成要素の要素
- 登山道
 - 主な信仰関連施設
 - 信仰関連施設跡

図6 富士御室浅間神社本宮 平面図

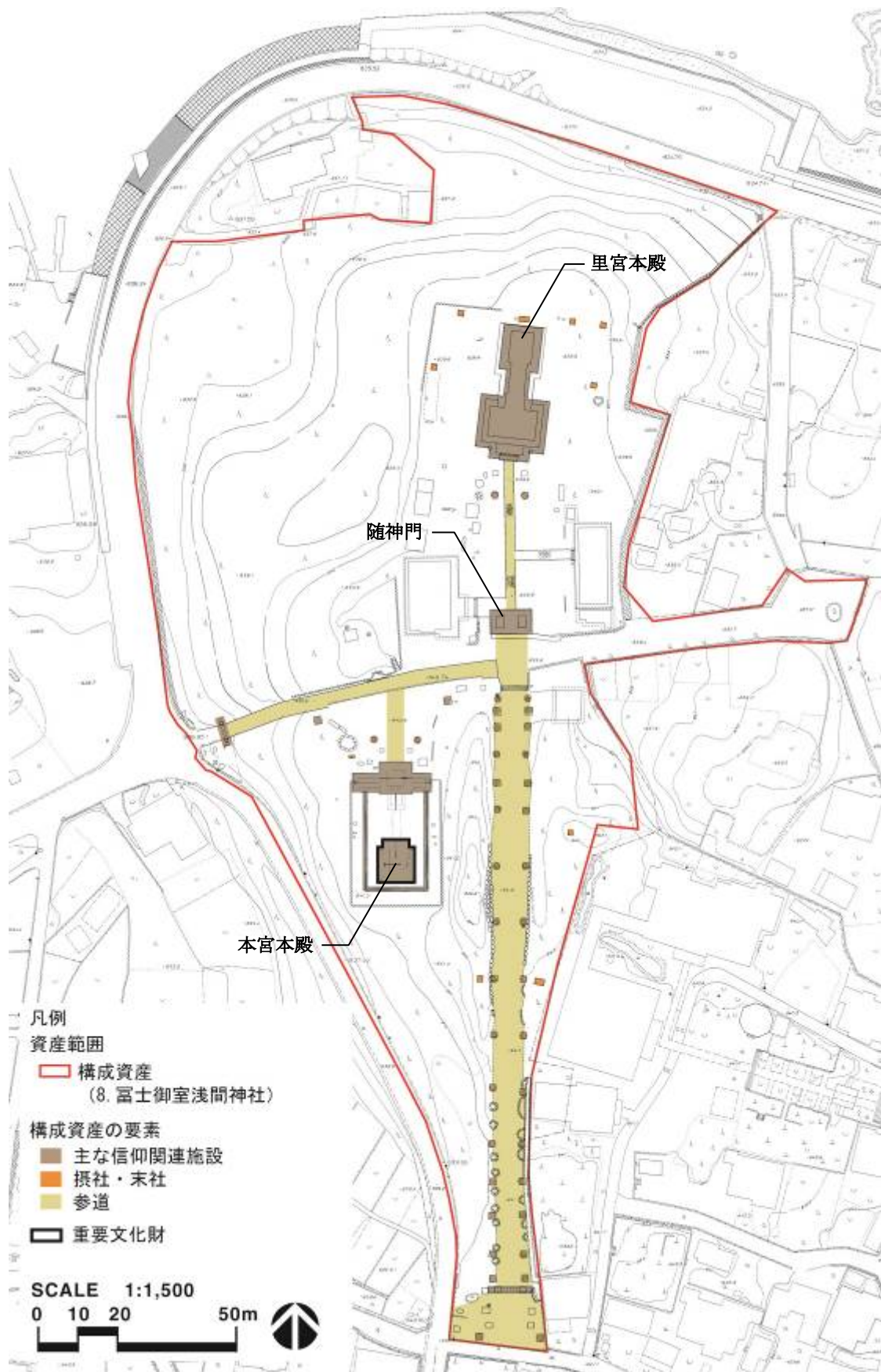


図7 富士御室浅間神社里宮 平面図

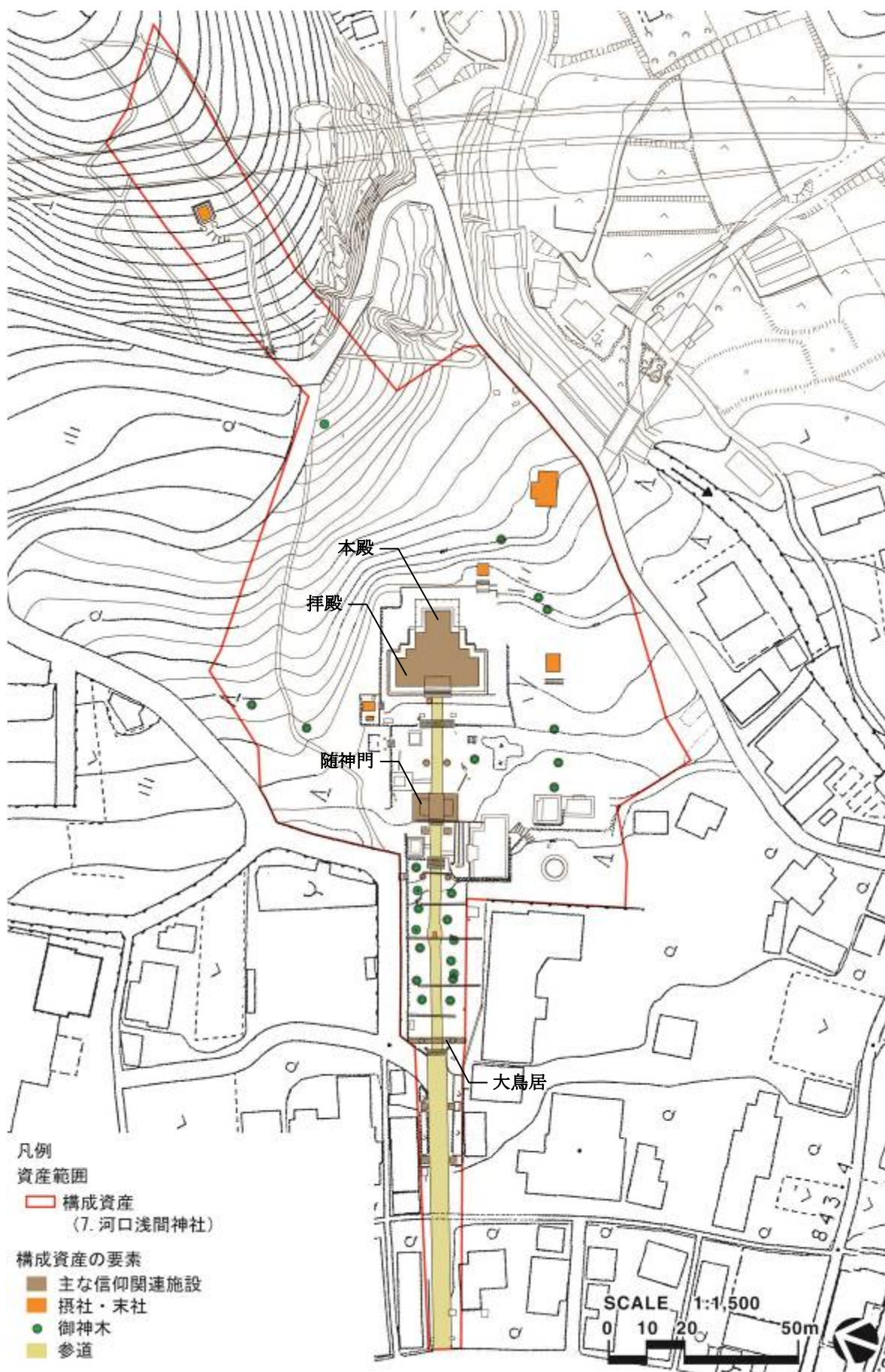


図8 河口浅間神社里宮 平面図

4. 史跡富士山保存管理計画(静岡県) 概要

構成資産又は構成要素名	富士山城の一部(山頂の信仰遺跡群、大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)、須山口登山道(現在の御殿場口登山道)、須走口登山道、富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社(須走浅間神社)、人穴富士講遺跡)		
文化財の名称	富士山	文化財の種類	史跡
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	史跡富士山は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠な要素である、八合目以上に当たる山頂信仰遺跡、登山道、巡礼地となった風穴、山麓に点在する一群の浅間神社の境内など、時代・宗派を越えて継承されてきた富士山信仰の有形・無形の証拠のすべてを含んでいる。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	2011年 文化財保護法の下に、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道を除く八合目以上の山城、富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社(須走浅間神社)が史跡として指定された。 2012年 文化財保護法の下に、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道の全域並びに富士山本宮浅間大社の境内の一部、人穴富士講遺跡、村山浅間神社の境内の一部が史跡として追加指定された。		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 指定地が、市街地と接する地域から山麓の森林、山頂に至るまで広範囲に散在していることから、個々の指定地の立地・性質に基づき地区¹ごと保存管理の方法及び現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(2) 史跡富士山と特別名勝富士山は相互に密接な関係を持っており、両者の指定地の適切な保存管理を行うため、周辺地域についても、視野に入れた総体としての適切な保全の在り方を示す。</p> <p>(3) 史跡の指定区域には、数多くの山小屋と林業施業地などが存在し、地域住民等が生業・生活を営んでいるので、住民の意向を尊重しつつ、史跡の保存への理解・協力を得て保存管理を行う。</p> <p>(4) 富士山は、我が国で最も愛されている名山であり、夏の短い季節に多くの登山客等が来訪することから、来訪する登山客等に対する安全対策に最大限の配慮を行うこととする。</p> <p>(5) 富士山を文化遺産として、その多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p> <p>(6) 史跡の保存管理を推進するために必要となる組織、体制の在り方及びその運営の方法等について示す。</p>		

¹ 地区;第1種保護地区、第2種保護地区の2地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)60ページ表10及び本包括的保存管理計画(分冊1)61ページ～66ページ図9-1～図9-7を参照されたい。

<p>4. 本質的価値を構成する要素¹</p>	<p>(1) 山頂信仰遺跡</p> <p>1) 自然的要素</p> <p style="padding-left: 20px;">i) 地質・地形</p> <p style="padding-left: 40px;">a) 噴火口</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p style="padding-left: 20px;">i) 信仰の対象となった地形</p> <p style="padding-left: 40px;">a) 八葉</p> <p style="padding-left: 40px;">b) 大内院</p> <p style="padding-left: 40px;">c) 小内院</p> <p style="padding-left: 40px;">d) 東安河原</p> <p style="padding-left: 40px;">e) 西安河原</p> <p style="padding-left: 40px;">f) 虎岩(獅子岩)</p> <p style="padding-left: 40px;">g) 割石</p> <p style="padding-left: 40px;">h) 雷岩</p> <p style="padding-left: 40px;">i) このしろが池</p> <p style="padding-left: 20px;">ii) 建築物及び工作物</p> <p style="padding-left: 40px;">a) 浅間大社奥宮</p> <p style="padding-left: 40px;">b) 浅間大社東北奥宮(久須志神社)</p> <p style="padding-left: 40px;">c) 鳥居</p> <p style="padding-left: 40px;">d) 金明水</p> <p style="padding-left: 40px;">e) 銀明水</p> <p style="padding-left: 40px;">f) 銅馬舎</p> <p style="padding-left: 40px;">g) 石仏・石像</p> <p style="padding-left: 40px;">h) 石碑</p> <p style="padding-left: 20px;">iii) 遺跡</p> <p style="padding-left: 40px;">a) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p style="padding-left: 20px;">iv) 道路</p> <p style="padding-left: 40px;">a) お鉢めぐり道</p> <p>(2) 大宮・村山口登拝道(現富士宮口登山道)²</p> <p>1) 歴史的要素</p> <p style="padding-left: 20px;">i) 遺跡</p> <p style="padding-left: 40px;">a) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p style="padding-left: 20px;">ii) 道路</p>
------------------------------------	--

¹ 本質的価値を構成する要素; 史跡富士山(静岡県)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)を**ゴシック体**で表示することとする。

² 大宮・村山口登拝道(現富士宮口登山道); 世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)(構成要素 1-2)のことを指す。また、大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)(構成要素 1-2)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)67ページ図10を参照されたい。

	<p>a) 登山道 (県道180号線富士宮富士公園線)</p> <p>(3) 須山口登拝道¹</p> <p>1) 歴史的要素</p> <p>i) 遺跡</p> <p>a) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p>ii) 道路</p> <p>a) 登山道</p> <p>(4) 須走口登拝道²</p> <p>1) 歴史的要素</p> <p>i) 道路</p> <p>a) 登山道</p> <p>ii) 建築物及び工作物</p> <p>a) 古御嶽神社</p> <p>b) 迎久須志之神社</p> <p>iii) 遺跡</p> <p>a) 埋蔵文化財包蔵地</p> <p>(5) 富士山本宮浅間大社³</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 地質・地形</p> <p>a) 溶岩流</p> <p>b) 湧水(湧玉池)</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 建築物及び工作物</p> <p>a) 社殿(本殿・拝殿・幣殿・楼門・透塀)</p> <p>b) 手水舎</p> <p>c) 廻廊</p> <p>d) 灯籠</p> <p>e) 隨身像</p> <p>f) 鉾立石</p> <p>ii) 遺跡</p> <p>a) 埋蔵文化財包蔵地</p>
--	---

¹ 須山口登拝道; 世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である須山口登山道(現在の御殿場口登山道)(構成要素 1-3)のことを指す。また、須山口登山道(現在の御殿場口登山道)(構成要素 1-3)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)67ページ図11を参照されたい。

² 須走口登拝道; 世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である須走口登山道(構成要素 1-4)のことを指す。また、須走口登山道(構成要素 1-4)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)68ページ図12を参照されたい。

³ 富士山本宮浅間大社; 世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である富士山本宮浅間大社(構成資産 2)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)50ページ図32及び本包括的保存管理計画(分冊1)69ページ図13を参照されたい。

(6) 山宮浅間神社¹

- 1) 自然的要素
 - i) 地質・地形
 - a) 溶岩流
- 2) 歴史的要素
 - i) 建築物及び工作物
 - a) 鉾立石
 - b) 石段(参道)
 - c) 遥拝所(石列・石塁)
 - ii) 遺跡
 - a) 埋蔵文化財包蔵地

(7) 村山浅間神社²

- 1) 自然的要素
 - i) 地質・地形
 - a) 湧水
 - b) 大沢川(村山沢)
 - ii) 植生
 - a) 指定天然記念物
- 2) 歴史的要素
 - i) 建築物及び工作物
 - a) 浅間神社社殿
 - b) 大日堂
 - c) 水垢離場
 - d) 護摩壇
 - e) 手水舎(手水鉢)
 - f) 石段(参道)
 - g) 石垣
 - h) 石造物(登拝記念碑・宝篋印塔・観音菩薩立像・地藏菩薩立像・石灯籠)
 - i) 碑伝木
 - ii) 遺跡
 - a) 埋蔵文化財包蔵地

(8) 人穴富士講遺跡³

¹ 山宮浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である山宮浅間神社(構成資産 3)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)51ページ図33及び本包括的保存管理計画(分冊1)70ページ図14を参照されたい。

² 村山浅間神社;世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である村山浅間神社(構成資産 4)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)52ページ図34及び本包括的保存管理計画(分冊1)71ページ図15を参照されたい。

³ 人穴富士講遺跡;世界遺産一覧表に記された「富士山」の構成資産である人穴富士講遺跡(構成資産 23)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)65ページ図45及び本包括的保存管理計画(分冊1)72ページ図16を参照されたい。

- 1) 自然的要素
 - i) 地形・地質
 - a) 溶岩流
 - b) 溶岩洞穴(人穴)
- 2) 歴史的要素
 - i) 建築物及び工作物
 - a) 碑塔群
 - b) 玉垣
 - ii) 遺跡
 - a) 埋蔵文化財包蔵地

(9) 須山浅間神社¹

- 1) 自然的要素
 - i) 植生
 - a) 社叢
- 2) 歴史的要素
 - i) 建築物及び工作物
 - a) 社殿
 - b) 神輿殿
 - c) 燈籠
 - d) 手水舎
 - e) 参道
 - f) 鳥居
 - g) 石碑
 - ii) 境内社
 - a) 古宮神社
 - iii) 遺跡
 - a) 埋蔵文化財包蔵地

(10) 富士浅間神社²

- 1) 自然的要素
 - i) 植生
 - a) 社叢(浅間の杜)
 - b) 指定天然記念物の樹木

りたい。

¹ 須山浅間神社; 世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である須山浅間神社(構成資産 5)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)53ページ図35及び本包括的保存管理計画(分冊1)72ページ図17を参照されたい。

² 富士浅間神社; 世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である富士浅間神社(須走浅間神社)(構成資産 6)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)54ページ図36及び本包括的保存管理計画(分冊1)73ページ図18を参照されたい。

	<p>2)歴史的要素</p> <p>i)建築物及び工作物</p> <p>a)社殿</p> <p>b)楼門</p> <p>c)参道大鳥居</p> <p>d)裏参堂鳥居</p> <p>e)富士塚狛犬</p> <p>f)富士講信者の石碑群</p> <p>ii)遺跡</p> <p>a)埋蔵文化財包蔵地</p>
<p>5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)</p>	<p>(1)第1種保護地区</p> <p>1)山頂</p> <p>i)自然的要素</p> <p>a)土地の形状、土壌の性質等を変える行為及び、植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>b)宗教的意義が付された地形については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>c)土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>d)植物の採取、木竹の伐採、植栽については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>e)動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii)歴史的要素</p> <p>a)富士山信仰に関わる建築物や鳥居・石碑等の工作物¹等については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。</p> <p>b)お鉢めぐりを行う外浜道・内浜道等の道については現状維持に努め、地形の変更や工作物の設置は、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>c)上記の措置に伴い、地面掘削を行う場合には、必要に応じて発掘調査を実施し、遺構・遺物の適切な保護に努める。</p> <p>iii)社会的要素</p>

¹ 工作物; 史跡富士山保存管理計画(静岡県)では、地上・地中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑩に示すものとする。①信仰に関わる工作物(石碑、玉垣等)、②小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、③道路付近工作物(側溝・道路標識等道路安全施設)、④指導標・案内板(救急表示板、緊急表示板、文化財説明板等)、⑤屋外広告物(看板・立看板・広告塔等)、⑥計測機器(雨量計・実数調査センサー等)、⑦危険防止及び安全管理工作物(侵入防止柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑧砂防・治山工作物(砂防ダム・谷止め工・導流堤・えん堤等)、⑨記念碑・慰霊碑、⑩その他の工作物(ベンチ等の便益施設、テント、足場等の仮設物等)

a) 山小屋は、建築物及びその付帯設備等について現状の規模の維持に努めるとともに、景観を現に阻害しているものについては、除去するか更新時に改良する。

b) 安全確保等に関わる地形の変更、建築物及び工作物の設置に当たっては、景観との調和に十分配慮する。

2) 登山道

i) 自然的要素

a) 土地の形状、土壌の性質等を変える行為及び、植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

b) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

c) 植物の採取、木竹の伐採、植栽については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

d) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

ii) 歴史的要素

a) 登山道・下山道については、現状維持に努め、き損した場合には、適切に復旧・整備する。

b) 信仰関連施設である建築物や鳥居・石碑等の工作物、遺構等については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

c) 上記の措置に伴い、地面掘削を行う場合には、発掘調査を実施し、遺構・遺物の適切な保護に努める。

iii) 社会的要素

a) 山小屋は、建築物及びその付帯設備等について現状の規模の維持に努めるとともに、景観を現に阻害しているものについては、除去するか更新時に改良する。

3) 神社

i) 自然的要素

a) 土地の形状、土壌の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為等については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするものその他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

b) 宗教的な意義が付与された地形や湧水、御神木等の自然物については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

c) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

d) 境内地・社叢内の木竹の伐採、植物の採取、植栽については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制し、現在の景観を維持するよう保護・保全を図ることとする。

e) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必

要と認められるもの以外は厳しく規制する。

ii) 歴史的要素

a) 社殿等の建築物や鳥居・石碑等の工作物、参道、遺構等については、その歴史的景観を守るために現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。特に重要文化財に指定された建築物については、建築様式・伝統的工法により適切に整備を行う。

b) 地面掘削を伴う場合には、必要な範囲内に応じて発掘調査等を実施し、地下の遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。

iii) 社会的要素

a) 建築物及び工作物については、現状維持に努め、史跡としての景観との調和を図りつつ、適切に維持管理する。

(2) 第2種保護地区

1) 登山道

i) 自然的要素

a) 土地の形状、土壌の性質等を変える行為及び、植生に影響を与える行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

b) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

c) 植物の採取、木竹の伐採、植栽については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

d) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

ii) 歴史的要素

a) 登山道・下山道については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

b) 信仰関連施設である建築物や鳥居・石碑等の工作物等については、現状維持に努め、き損した場合には適切に復旧・整備する。

c) 上記の措置に伴い、地面掘削を行う場合には、発掘調査を実施し、遺構・遺物の適切な保護に努める。

iii) 社会的要素

a) 山小屋は、建築物及びその付帯設備等について現状の規模の維持に努めるとともに、景観を現に阻害しているものについては、除去するか更新時に改良する。

2) 神社

i) 自然的要素

a) 土地の形状、土壌の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為等については、安全確保の措置及び学術研究を目的とするものその他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。

	<p>b) 土壌・岩石の採取については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>c) 境内地・社叢内の樹木は、御神木以外についても境内の厳粛な雰囲気醸し出すものであるため、現在の景観を維持するよう保護・保全を図るものとする。</p> <p>d) 木竹の伐採・植栽については、安全確保の措置、学術研究、森林施業に関わるものその他公益上必要と認められるもの以外は規制する。また、檜皮の採取や建物の補修、鳥居等の工作物の建替えの際に使用するための伐採等は、景観に配慮して行うものとする。</p> <p>e) 動物の捕獲等の行為については、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるもの以外は厳しく規制する。</p> <p>ii) 歴史的要素</p> <p>a) 鳥居・石碑等の工作物については、現状維持を基本とし、来訪者・利用者の便宜に配慮しつつ、景観を保護するため慎重に対処する。</p> <p>b) 地面掘削を伴う場合には、必要な範囲内に応じて発掘調査等を実施し、地下の遺構・遺物の適切な保存・整理を行う。</p> <p>iii) 社会的要素</p> <p>a) 建築物及び工作物については、規模・形態・色彩・材質等において、史跡としての景観との調和を図りつつ、適切に維持管理する。</p>
<p>6. 現状変更等の取扱に関する基準</p>	<p>(1) 第1種保護地区</p> <p>1) 山頂区域及び登山道区域</p> <p>i) 建築物の新築・増築・改築及び除却</p> <p>a) 建築物の新築・増築・改築は、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存の建築物の改築又は災害により滅失した建築物の復旧。 ➤ 学術研究、防災、その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるもの新・増・改築。 ➤ 安全確保上必要最小限の増・改築。 <p>b) 外観意匠は、原則として次のとおりとし、細部については個々の事案ごとに検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 屋根 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 勾配屋根とし、材料に自然素材を用いるか、又は、色彩を焦げ茶色とする。 ➤ 壁面 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 材料に自然素材を用いるか、又は色彩を焦げ茶色もしくは灰黒色とする。 <p>c) 本質的価値を構成する既存の建築物の、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、現状を維持することを基本に、学術的な調査・研究等の成果を踏まえて適切に行うこととする。</p> <p>d) 山小屋・休憩施設、トイレ等公益上不可欠な建築物の老朽化等による改築・建替、</p>

又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、従前の規模・外観を維持することとする。ただし、既存の能力や利用者の推移等を踏まえた、登山者の利便性向上のための、最低限の変更等については認める。

ii) 工作物の設置・改修・除却

a) 工作物の設置・改修・除却については、当該地区以外では目的を達成できないと認められるものとし、周囲の景観に配慮することとする。

b) 景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。また、地下埋設等掘削を伴う場合には、発掘調査等を行い遺構・遺物の保護を図ることとする。なお、工作物については、7種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。

➤ 本質的価値を構成する工作物

◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、規模・形態・色彩・材質等に関し現状を維持する。また、かつて存在しながら滅失し現存しないものの復元整備または改変されてしまったものの原状回復を行う場合は、調査・研究の成果に基づき適切に行うこととする。

➤ 宗教活動上必要な工作物

◆ 宗教活動に必要不可欠な工作物の設置は、最小限のものとし、規模・形態・色彩・材質等を考慮し、景観に配慮したものとする。

◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、周囲の景観に調和したものとするよう努める。

◆ 顕彰碑等については現状の維持とし、新規の設置を許可しない。

➤ 文化財の活用に資する工作物

◆ 説明板・地図等の案内板等については、規模・形態・色彩・材質等に関し、周囲の景観に調和するものとする。

➤ 登山道の整備に必要な工作物

◆ 安全確保を目的とする工作物については、周囲の景観になじむ形態・色彩とする。

◆ 危険防止及び安全管理のための工作物については、安全確保の機能を前提として、周囲の景観になじむ形態・色彩とする。

◆ 指導標については、富士山標識関係者連絡協議会が策定する「富士山における標識類総合ガイドライン」に沿ったものとする。

➤ 学術研究を目的として設置する工作物

◆ 計測機器類等については、規模・形態・色彩・材質等において、景観との調和を図るものとする。

➤ 公共の用に資する工作物

◆ 防災施設、電気・通信施設等については、必要と認められる最小限のものとし、景観との調和を図るものとする。

➤ その他の工作物

- ◆ 期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観になじむ形態・色彩とする。

iii) 土地の形質の変更、土壌・岩石の採取

- a) 土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。
- b) 地面の掘削を伴う復旧・更新・整備等に当たっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、その成果を十分踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。

iv) 植物の採取、木竹の伐採・植栽

- a) 植物の採取は、原則として許可しない。ただし、安全確保の措置その他公益上必要不可欠と認められるものについては、この限りでない。
- b) 木竹の伐採・植栽については、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。
 - 病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。
 - 国有林野施業実施計画に基づくもの。
 - 崩壊地に対する植栽(ただし、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする)。

v) 登山道・道路等の新設・拡張・維持

- a) 現状の維持に努め、新設は原則として許可しない。復旧・整備を行う場合には、景観との調和に努める。ただし、安全確保の措置及び国有林野施業実施計画に基づくもの、その他公益上必要不可欠と認められるものについては、この限りでない。

vi) 動物の捕獲

- a) 動物の捕獲は、原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

2) 神社区域

i) 建築物の新築・増築・改築・除却

- a) 建築物の新築・増築・改築は、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。
 - 既存の建築物の改築又は災害により滅失した建築物の復旧。
 - 学術研究、防災、その他公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新・増・改築。
 - 安全確保上必要最小限の増・改築。
- b) 前述の場合における外観意匠は、原則として次のとおりとし、細部については個々の事案ごとに検討する。
 - 屋根
 - ◆ 勾配屋根とし、材料に自然素材を用いるか、色彩が周囲の景観になじむものとする。
 - 壁面

- ◆ 材料に自然素材を用いるか、色彩が周囲の景観になじむものとする。
- c) また、次の場合は、その性格に応じて個々の事案ごとに判断するものとする。
 - かつて本質的価値を構成する要素として存在しながら滅失し現存しないものの復元整備、または改変されてしまったものの原状回復。
 - 宗教活動上必要不可欠なものの、最小限の新築・増築。
- d) 本質的価値を構成する既存の建築物の、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、現状を維持することを基本に、学術的な調査・研究等の成果を踏まえて適切に行うこととする。
- e) 宗教活動上又は公益上必要な既存の建築物の、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、用途、構造、規模、色彩等を著しく変更せず、周囲の景観を阻害しないものとする。
- ii) 工作物の設置・改修・除却
 - a) 工作物の設置・改修・除却については、当該地区以外では目的を達成できないと認められるものとし、周囲の景観に配慮することとする。
 - b) 景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。また、地下埋設等掘削を伴う場合には、発掘調査等を行い遺構・遺物の保護を図ることとする。なお、工作物については、7種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。
 - 本質的価値を構成する工作物
 - ◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、規模・形態・色彩・材質等に関し現状を維持する。また、かつて存在しながら滅失し現存しないものの復元整備または改変されてしまったものの原状回復を行う場合は、調査・研究の成果に基づき適切に行うこととする。
 - 宗教活動上必要な工作物
 - ◆ 宗教活動に必要不可欠な工作物の設置は、最小限のものとし、規模・形態・色彩・材質等を考慮し景観に配慮したものとする。
 - ◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、周囲の景観に調和したものとするよう努める。
 - ◆ 顕彰碑等については現状の維持とし、新規の設置を許可しない。
 - 文化財の活用に資する工作物
 - ◆ 照明設備、文化財等の説明板・地図等の案内板等については、規模・形態・色彩・材質等に関し、周囲の景観に調和するものとする。
 - 道路の整備に必要な工作物
 - ◆ 安全確保を目的とする工作物については、周囲の景観になじむ形態・色彩とする。
 - ◆ 危険防止及び安全管理のための工作物については、安全確保の機能を前提として、周囲の景観になじんだ形態・色彩とする。
 - 学術研究を目的として設置する工作物

◆ 計測機器類等については、規模・形態・色彩・材質等において、景観との調和を図るものとする。

➤ 公共の用に資する工作物

◆ 防犯・防災施設、電気・通信施設等については、必要と認められる最小限のものとし、する。電柱・アンテナ等の設置については、景観との調和を図るものとする。

➤ その他の工作物

◆ 祭祀や宗教行事等に伴い期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観になじむものとする。

iii) 土地の形質の変更、土壌・岩石の採取

a) 土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

b) 地面の掘削を伴う復旧・更新・整備等に当たっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、その成果を十分踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。

iv) 植物の採取、木竹の伐採・植栽

a) 植物の採取は、原則として原則として許可しない。ただし、安全確保の措置その他公益上必要不可欠と認められるものについては、この限りでない。

b) 木竹の伐採・植栽については、原則として許可しない。ただし、次の場合にはこの限りでない。

➤ 病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。

➤ 景観の保全に関わるもの。

➤ 崩壊地に対する植栽 ただし、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

v) 登山道・道路等の新設・拡張・維持

a) 現状の維持に努め、新設は原則として許可しない。復旧・整備を行う場合には、景観との調和に努める。ただし、安全確保の措置、その他公益上必要不可欠と認められるものについては、この限りでない。

vi) 動物の捕獲

a) 動物の捕獲は、原則として許可しない。ただし、安全確保及び学術研究を目的とするもの、その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

(2) 第2種保護地区

1) 登山道

i) 建築物の新築・増築・改築及び除却

a) 建築物の新築・増築は、原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。

➤ 登山者の便益に資するものの新築・増築。

➤ 学術研究、防災、その他の公益上必要と認められるもので、当該地区以外では

その目的を達成することができないと認められるものの新・増・改築。

➤ 安全確保上必要最小限の増・改築。

b) 前述の場合、外観意匠については、第1種保護地区と同様の取扱基準とし、周囲の景観との調和を図るものとする。

c) 本質的価値を構成する建築物について、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元を行う場合は、規模・形態・工法・色彩等において、現状を維持するものとする。

d) 山小屋・休憩施設及びその付帯設備、トイレ等公益上必要な社会的建築物について、老朽化等による改築・建替、または災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、従前の規模・外観を維持することとする。また、既存の能力と利用者の推移等を踏まえた登山者の利便性を増加するための最低限の規模の変更等については認める。

ii) 工作物の設置・改修・除却

a) 工作物の設置・改修・除去については、当該地区以外では目的を達成できないと認められるものとし、周囲の景観に配慮することとする。また、景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。なお、工作物については、7種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。

➤ 本質的価値を構成する工作物

◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

➤ 本質的価値を構成する要素以外の宗教的工作物

◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、周囲の景観に調和したものとするよう努める。

➤ 文化財の活用に資する工作物

◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

➤ 登山道等の整備に必要な工作物

◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

➤ 学術研究を目的として設置する工作物

◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

➤ 公共の用に資する工作物

◆ 電気・通信施設等の新設・増設については、公益上必要と認められる最小限のものとし、景観との調和を図る。

➤ その他の工作物

◆ 復旧工事のための案内板等、期限を限って設置する仮設物については、史跡としての本質的価値を損ねず、周囲の景観になじむものとする。

iii) 土地の形状・土壌の性質の変更、土壌・岩石の採取

a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

iv) 植物の採取、木竹の伐採・植栽

a) 植物の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。

b) 木竹の伐採・植栽については許可しない。ただし、次の場合については、この限りで

ない。

- 病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の森林管理及び安全管理に関わるもの。
- 国有林野施業実施計画に基づくもの
- 崩壊地に対する植栽。ただし、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。

v) 登山道・道路等の新設・拡張・維持

a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

vi) 動物の捕獲

a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。

2) 神社

i) 建築物の新築・増築・改築及び除却

a) 建築物の新築・増築は、原則として許可しない。ただし、次の場合については、この限りでない。

- 宗教活動上必要不可欠なものの新・増・改築。
- 学術研究、防災、その他の公益上必要と認められるもので、当該地区以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新・増・改築。
- 安全確保上必要最小限の増・改築。

b) また、次の場合については、その性格に応じて個々の事案ごとに判断するものとする。

- かつて本質的価値を構成する要素として存在しながら滅失し現存しないものの復元整備、または改変されてしまったものの原状回復。
- 参拝者等の便益に資する施設。これについては、その必要性、設置場所等について、個々の事案ごとに検討し、周囲の景観との調和を図るものとする。

c) 本質的価値を構成する建築物については、第1種地区と同様の取扱基準とする。

d) 公益上必要な既存の建築物の、老朽化等による改築・建替、又は災害によりき損・滅失した場合の復旧・復元については、周囲の景観を阻害しないものとする。

ii) 工作物の設置・改修・除却

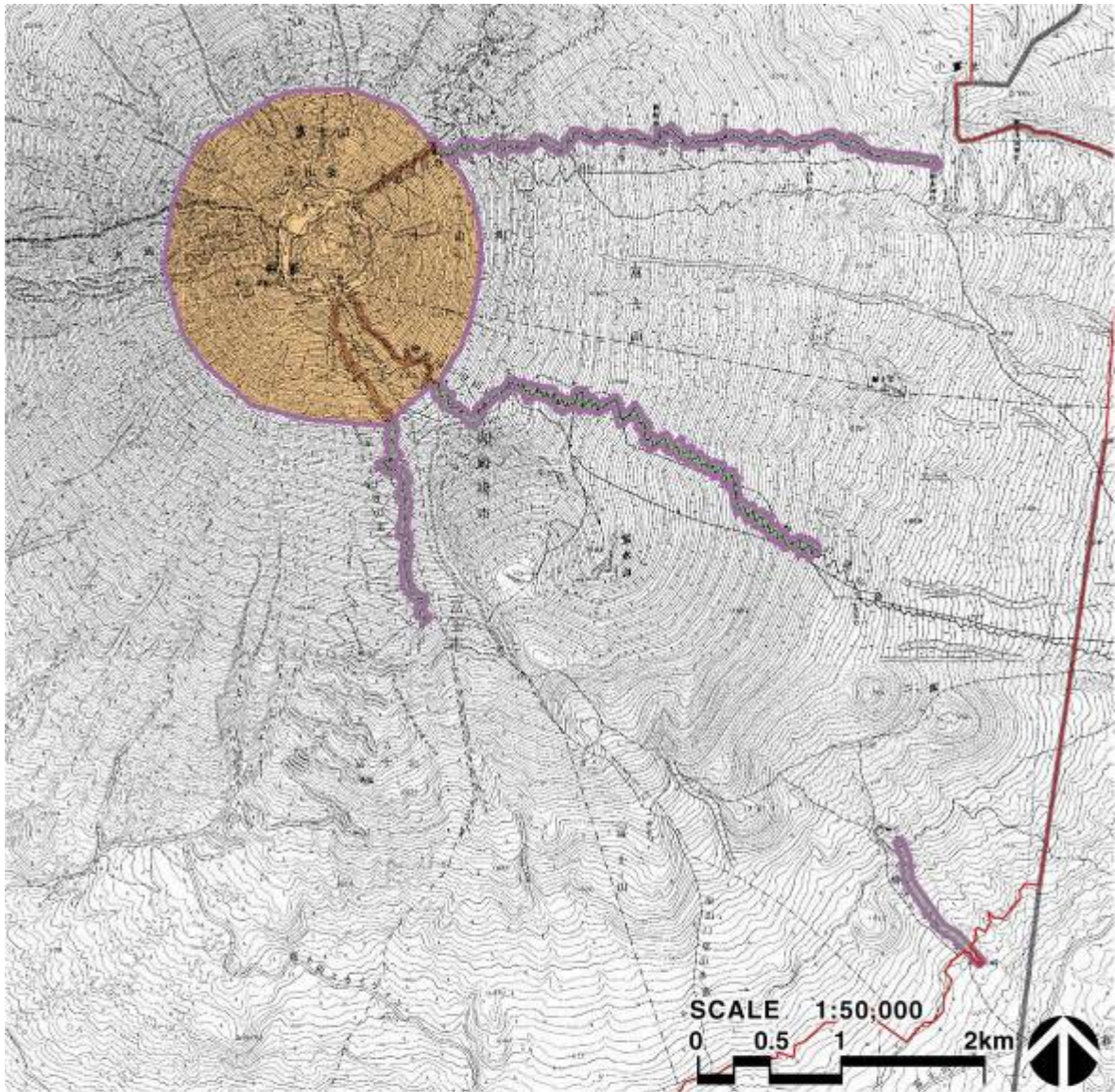
a) 工作物の設置に関しては、周囲の景観にそぐわないものを許可しない。また、景観を阻害する既存の工作物は、除却するか更新時に形状・色彩・規模において改良し、周囲の景観の保全に努める。なお、工作物については、7種類に分類し、その取扱を以下のとおりとする。

- 本質的価値を構成する工作物
 - ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- 本質的価値を構成する要素以外の宗教的工作物
 - ◆ 鳥居や碑塔等の新規の設置は、規模・形態・色彩・材質等を考慮し景観に配慮したものとする。
 - ◆ 老朽化に伴う改修や安全確保を図る目的で強度等を向上させる場合には、周囲の景観に調和したものとするよう努める。
- 文化財の活用に資する工作物
 - ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。
- 学術研究を目的として設置する工作物

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。 ➤ 公共の用に資する工作物 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災施設、電気・通信施設等の新設・増設については、景観との調和を図る。 ➤ 屋外広告物 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 屋外広告物については、周囲の景観になじんだ形態・色彩とする。 ➤ その他の工作物 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公園施設における遊具等の工作物、イベント等に伴い期限を限って設置する仮設の工作物については、周囲の景観になじむものとする。 <p>iii) 土地の形状・土壌の性質の変更、土壌・岩石の採取</p> <p>a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>iv) 植物の採取、木竹の伐採・植栽</p> <p>a) 動物の捕獲・植物の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保の措置及び学術研究その他公益上必要と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>b) 木竹の伐採については許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 景観の保全に関わるもの。 ➤ 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等森林管理及び安全管理に関わるもの。 <p>c) 植栽については、原則として周辺の在来植生と調和した植物とする。</p> <p>v) 登山道・道路等の新設・拡張・維持</p> <p>a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p> <p>vi) 動物の捕獲</p> <p>a) 第1種保護地区と同様の取扱基準とする。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 史跡富士山の本質的価値とその保存への理解を深め、来訪者が安全に見学できるよう、各構成資産の所有者又は管理団体が、ガイダンス施設やトイレ・駐車場等の便益施設を整備する。</p> <p>(2) 整備計画に基づき、防災・防犯設備の整備等を計画的に進めるとともに、復元整備にあたっては、史料等に基づく学術的検討により意匠・構造・材料等の適否について慎重に判断しながら行う。</p> <p>(3) 要素を巡る来訪者の便宜を図るため、各資産を関連づける総括的な案内板を作成したり、周辺の公共機関の拠点や主要国道・県道沿いに経路図や案内板を設置したりする。</p> <p>(4) 既刊の調査報告書を補完する形で、富士山に関する未収集の文献等各種資料の収集、遺構把握のための発掘調査及び建造物の学術調査等を進めながら、さらなる理解・活用を進める。</p> <p>(5) 解説リーフレットやガイドブックの作成、インターネットウェブサイトの新設や各市町の文化財紹介ページの充実、各種講座や企画展の開催、現地見学会を実施し、学校教育や生涯学習の場における富士山の自然・歴史・文化の学習にも資するよう、内容についての検討を行っていく。</p>

表10 史跡富士山(静岡県)における地区区分

		第1種保護地区	第2種保護地区
山頂信仰遺跡		八合目以上全域	—
登山道	大宮・村山口登拝道	(登山道) ・富士宮口八合目から山頂までの山頂信仰遺跡に含まれる範囲	富士宮口六合目から八合目までの範囲
	須山口登拝道	(登山道) ・須山口(御殿場口)八合目から山頂までの山頂信仰遺跡に含まれる範囲 ・須山御胎内から幕岩上部までの範囲	須山口(御殿場口)二合八勺から八合目までの範囲
	須走口登拝道	(登山道) 須走口八合目から山頂までの山頂信仰遺跡に含まれる範囲 (神社) 迎久須志之神社	(登山道) 須走口五合目から八合目までの範囲 (神社) 古御嶽神社
神社等	富士山本宮浅間大社	馬場と渋沢堀の間の境内地 馬場 馬場と道路の間の参道	馬場より南の境内地 渋沢堀より北側及び市道より西側の山林
	山宮浅間神社	籠屋から遥拝所までの境内地	籠屋より南西側の境内地
	村山浅間神社	境内地全域	—
	人穴富士講遺跡	境内地全域、地下洞穴 境内地東側地下洞穴上部社叢	—
	須山浅間神社	境内地全域	—
	富士浅間神社	境内地全域	—



凡例

— 史跡指定地外周線

— 資産範囲
— 緩衝地帯

保護地区区分

— 第1種保護地区（山頂の信仰遺跡群）

— 第1種保護地区（登山道）

— 第2種保護地区

Key plan

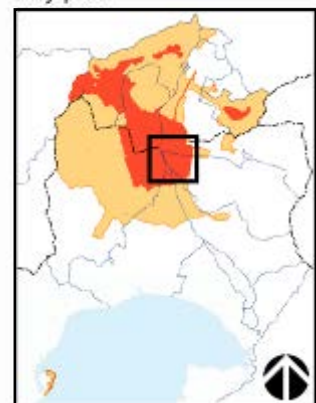
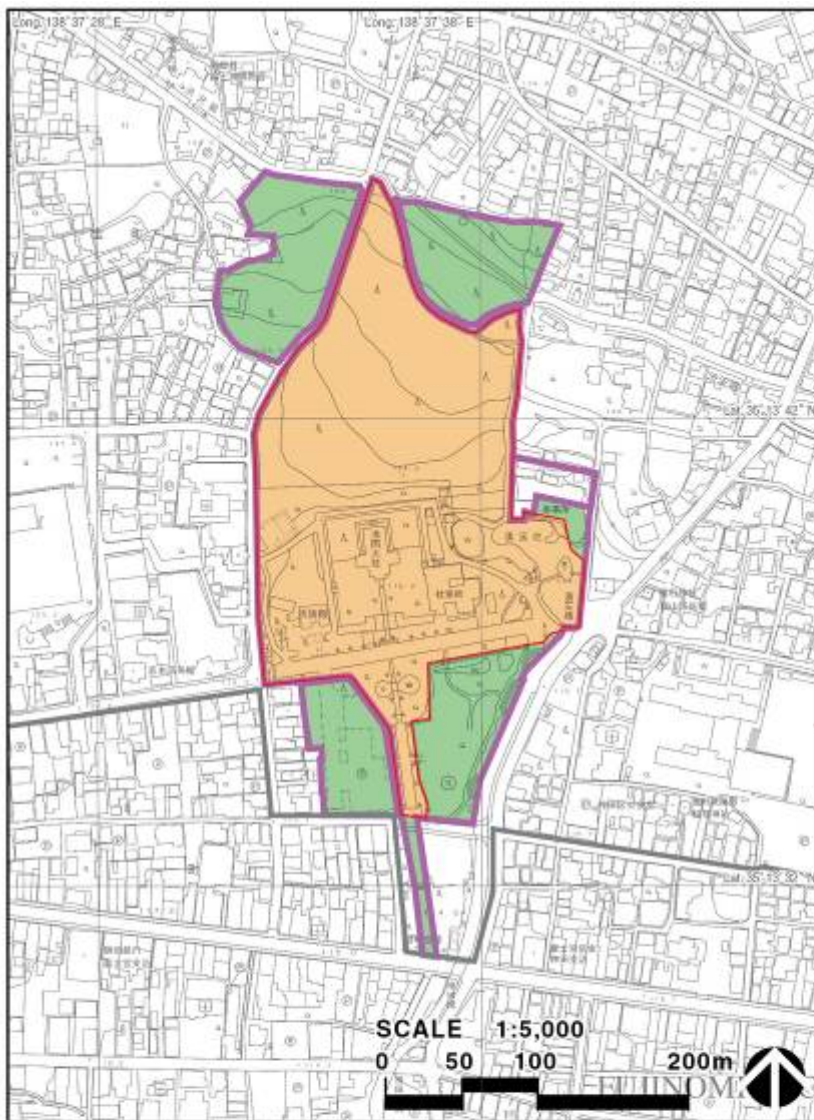


図9-1 史跡富士山（静岡県） 山頂の信仰遺跡群及び登山道 地区区分図



凡例

— 史跡指定地

— 資産範囲
— 緩衝地帯

保護地区区分

■ 第1種保護地区

■ 第2種保護地区

Key plan

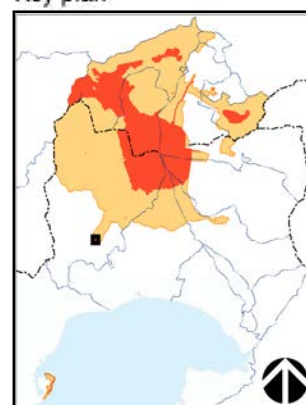
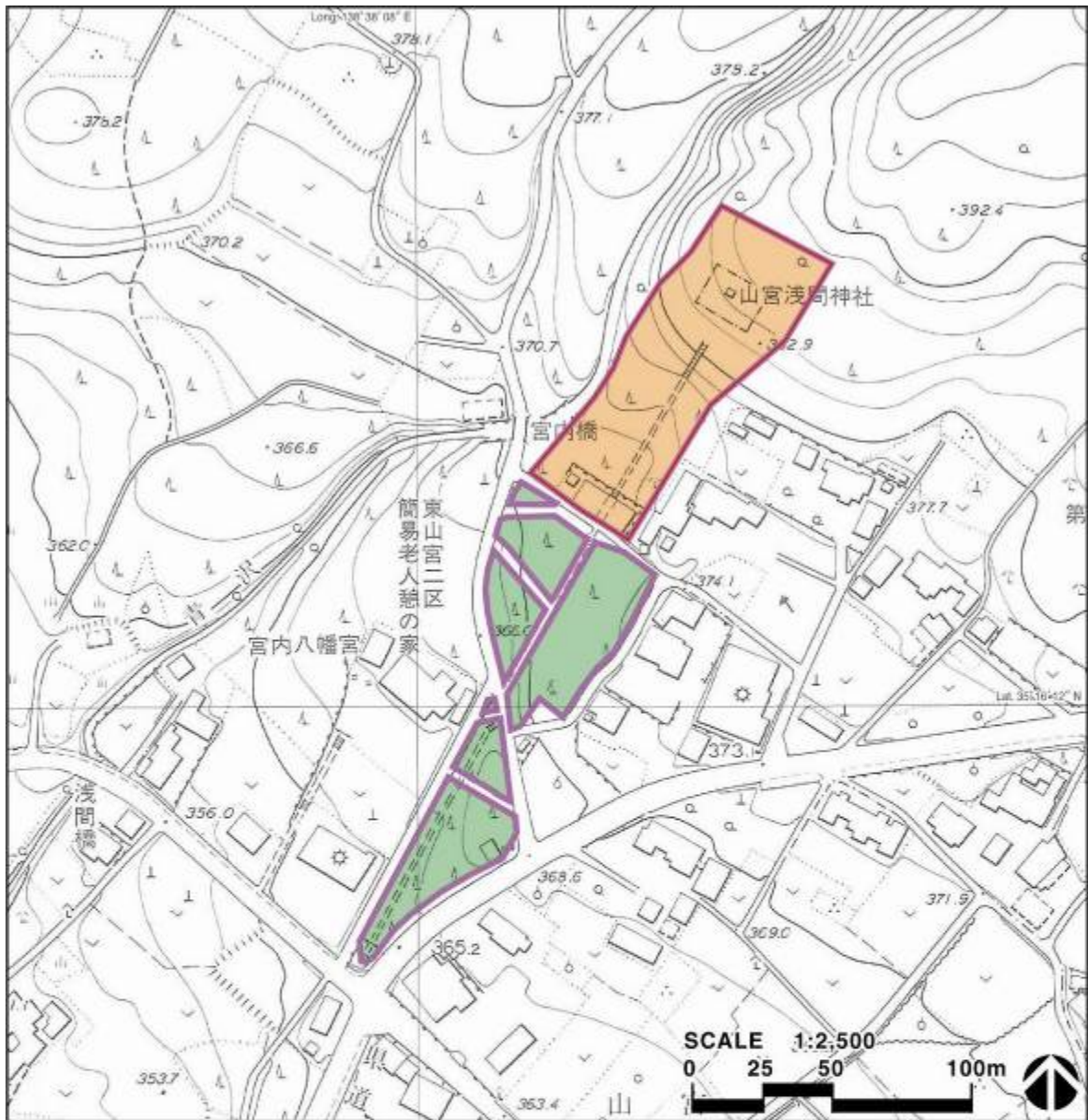


図9-2 史跡富士山(静岡県) 富士山本宮浅間大社 地区区分図



凡例

— 史跡指定地外周線

■ 資産範囲
■ 緩衝地帯

保護地区区分

■ 第1種保護地区

■ 第2種保護地区

Key plan

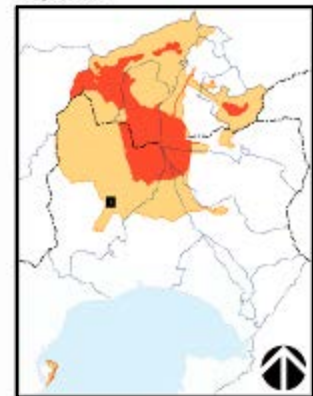
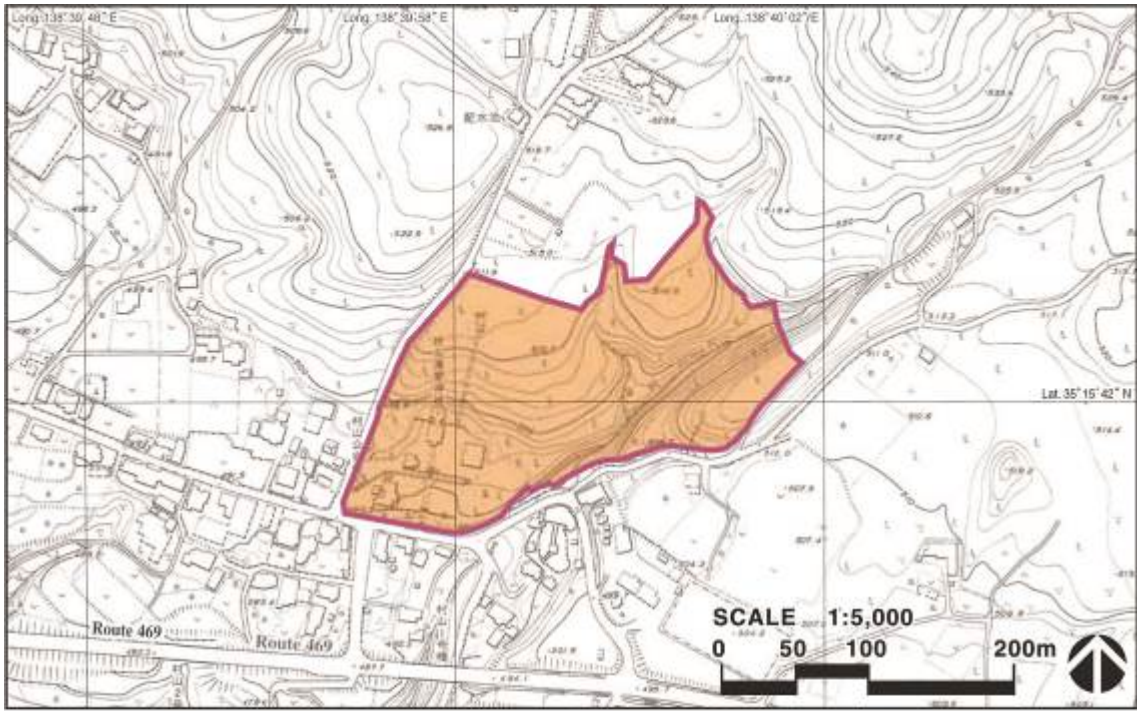


図9-3 史跡富士山(静岡県) 山宮浅間神社 地区区分図



凡例

史跡指定地外周線

資産範囲

保護地区区分

第1種保護地区

Key plan

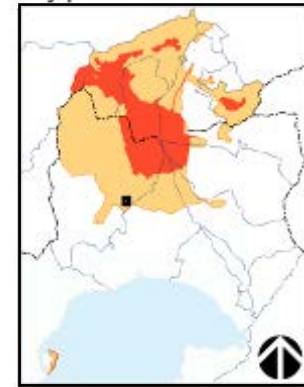


図9-4 史跡富士山(静岡県) 村山浅間神社 地区区分図

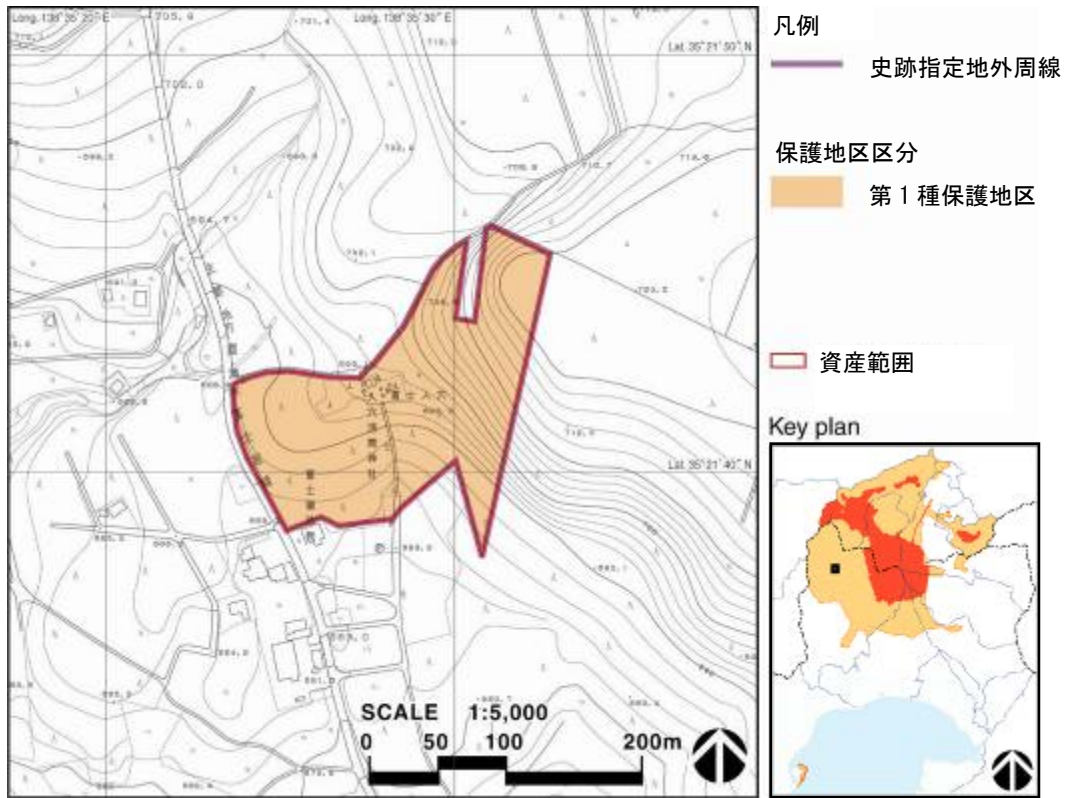


図9-5 史跡富士山（静岡県） 人穴富士講遺跡 地区区分図

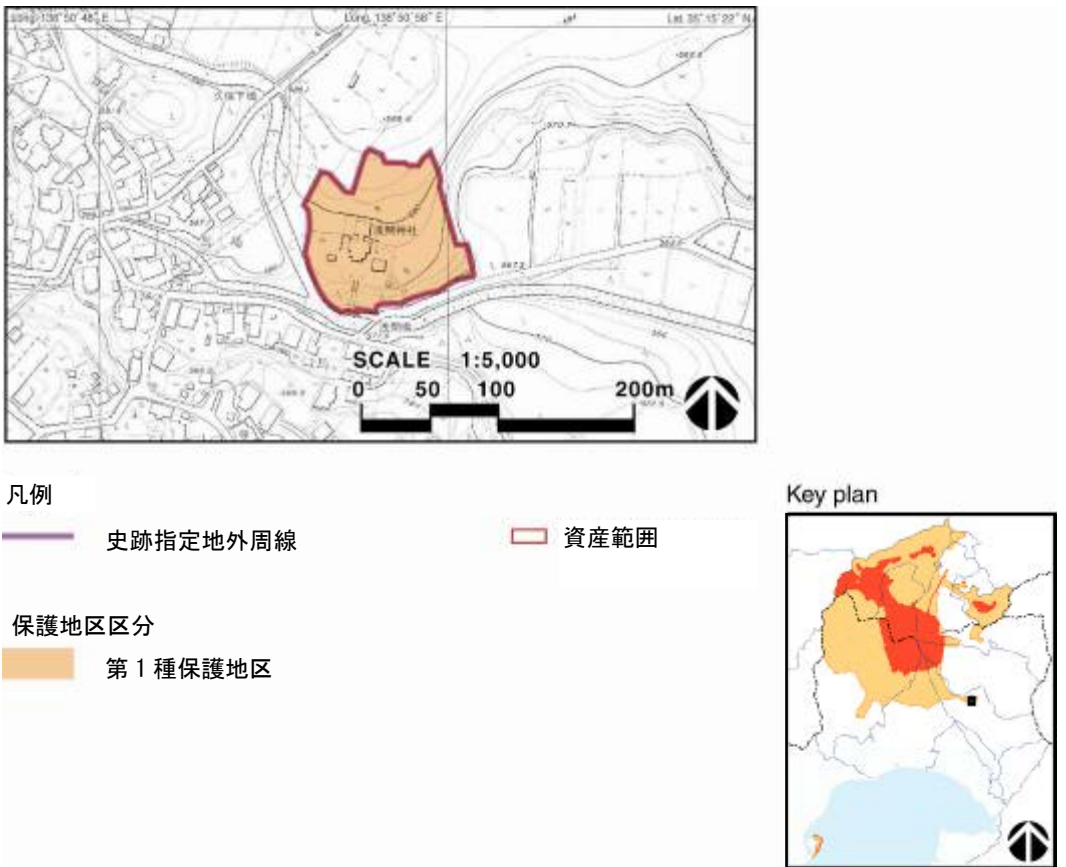
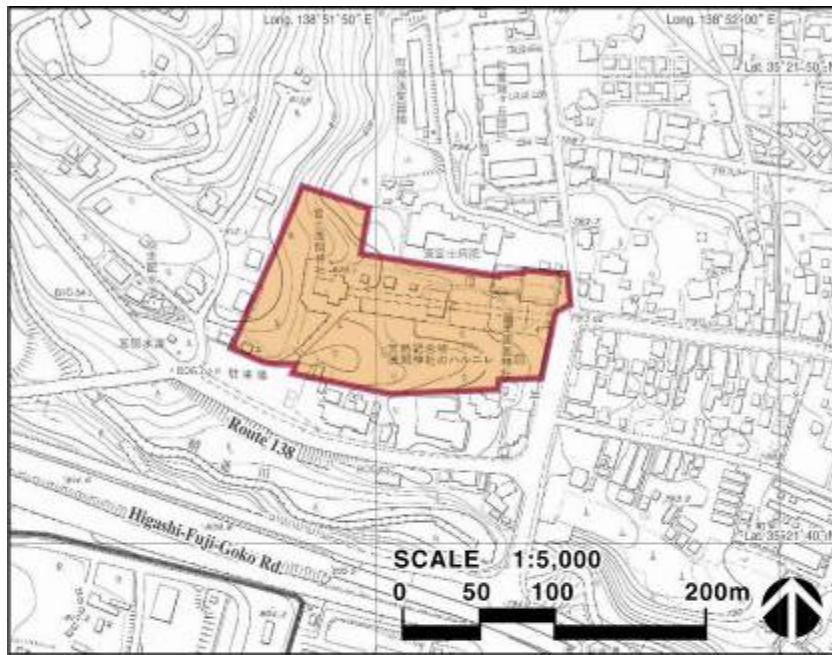


図9-6 史跡富士山（静岡県） 須山浅間神社 地区区分図



凡例

— 史跡指定地外周線

▭ 資産範囲

保護地区区分

■ 第1種保護地区

Key plan

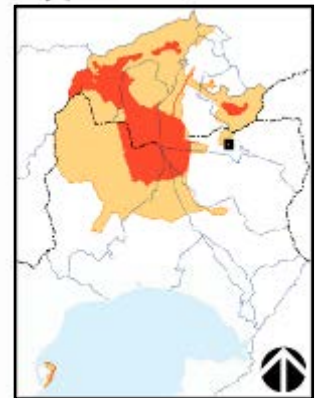


図9-7 史跡富士山(静岡県) 富士浅間神社 地区区分図



図10 大宮・村山口登拝道 平面図



図11 須山口登拝道 平面図

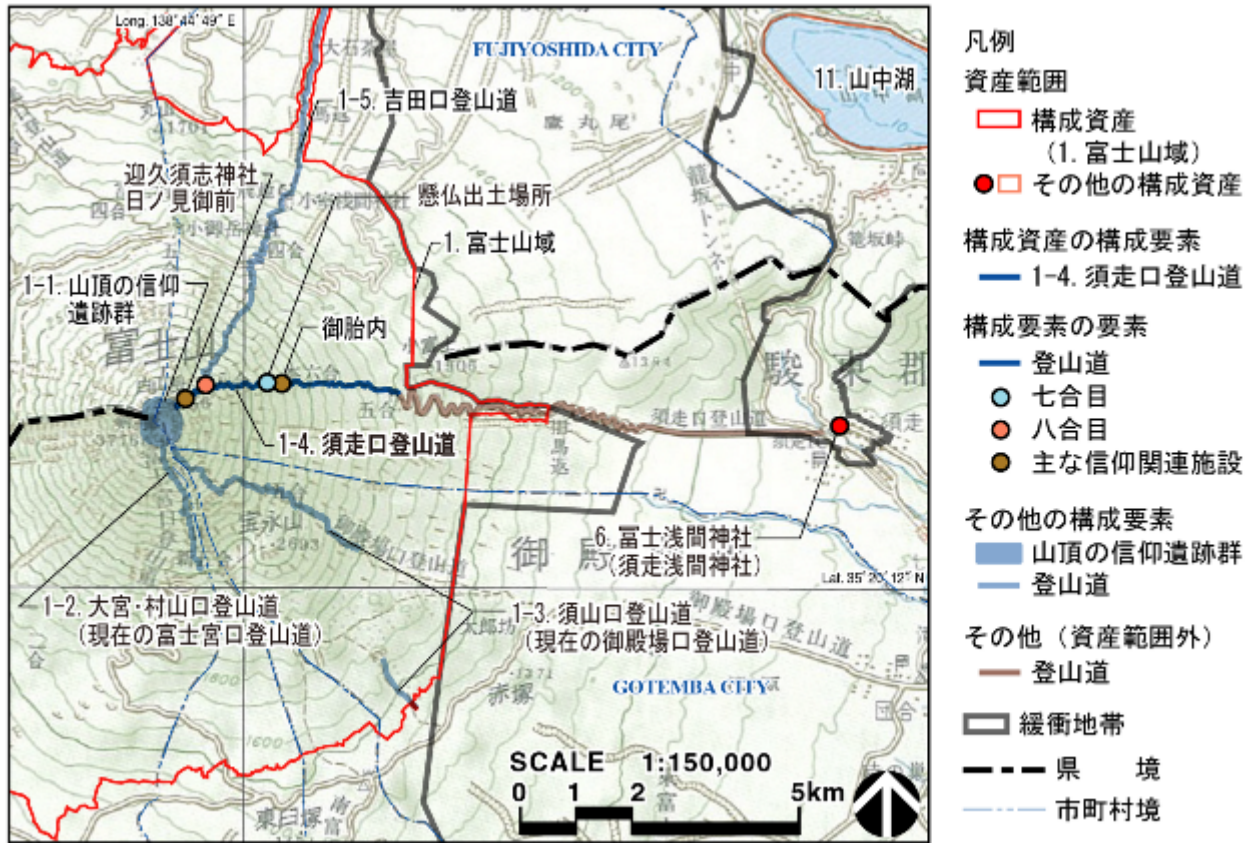


図12 須走口登拝道 平面図

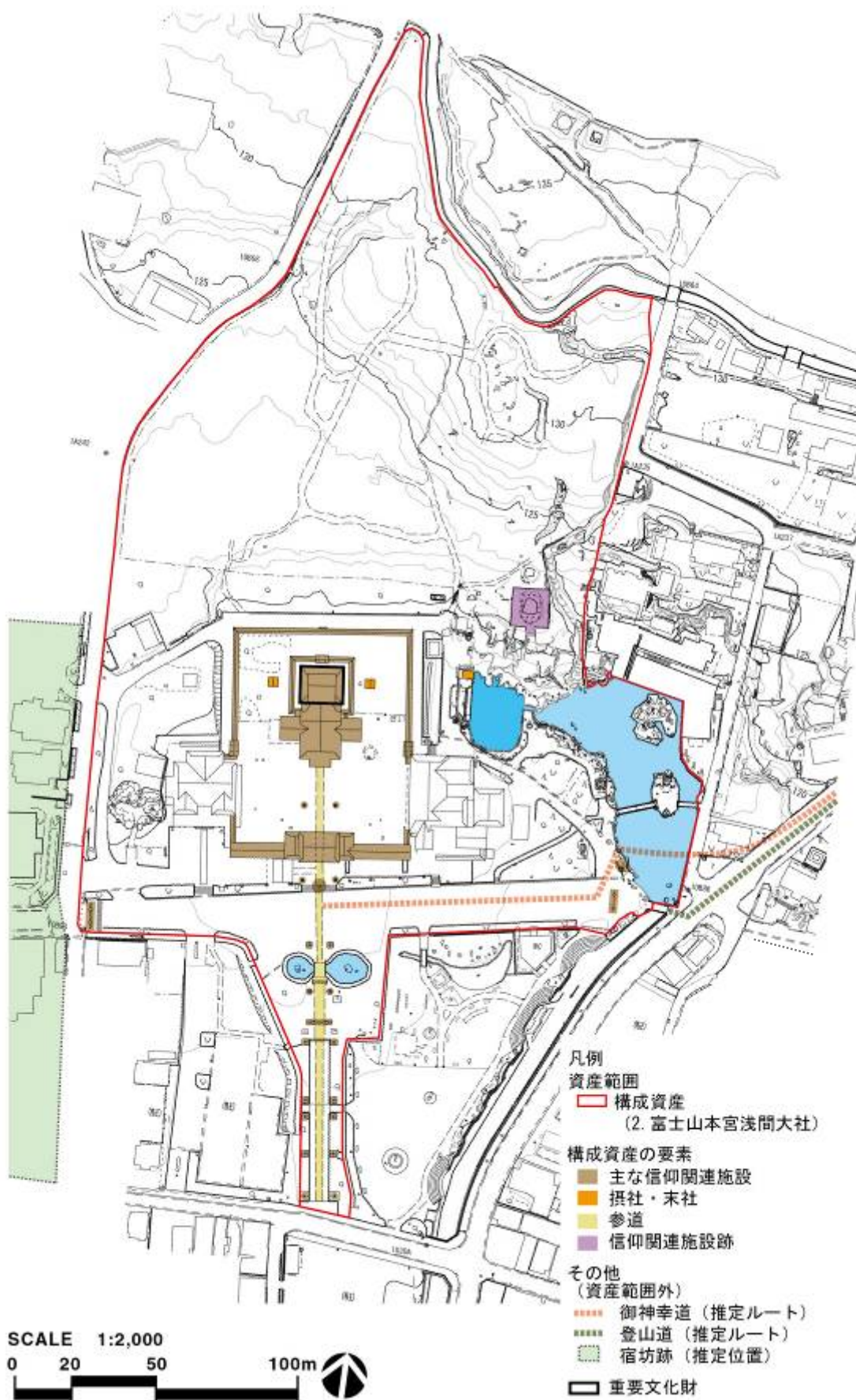


図13 富士山本宮浅間大社 平面図

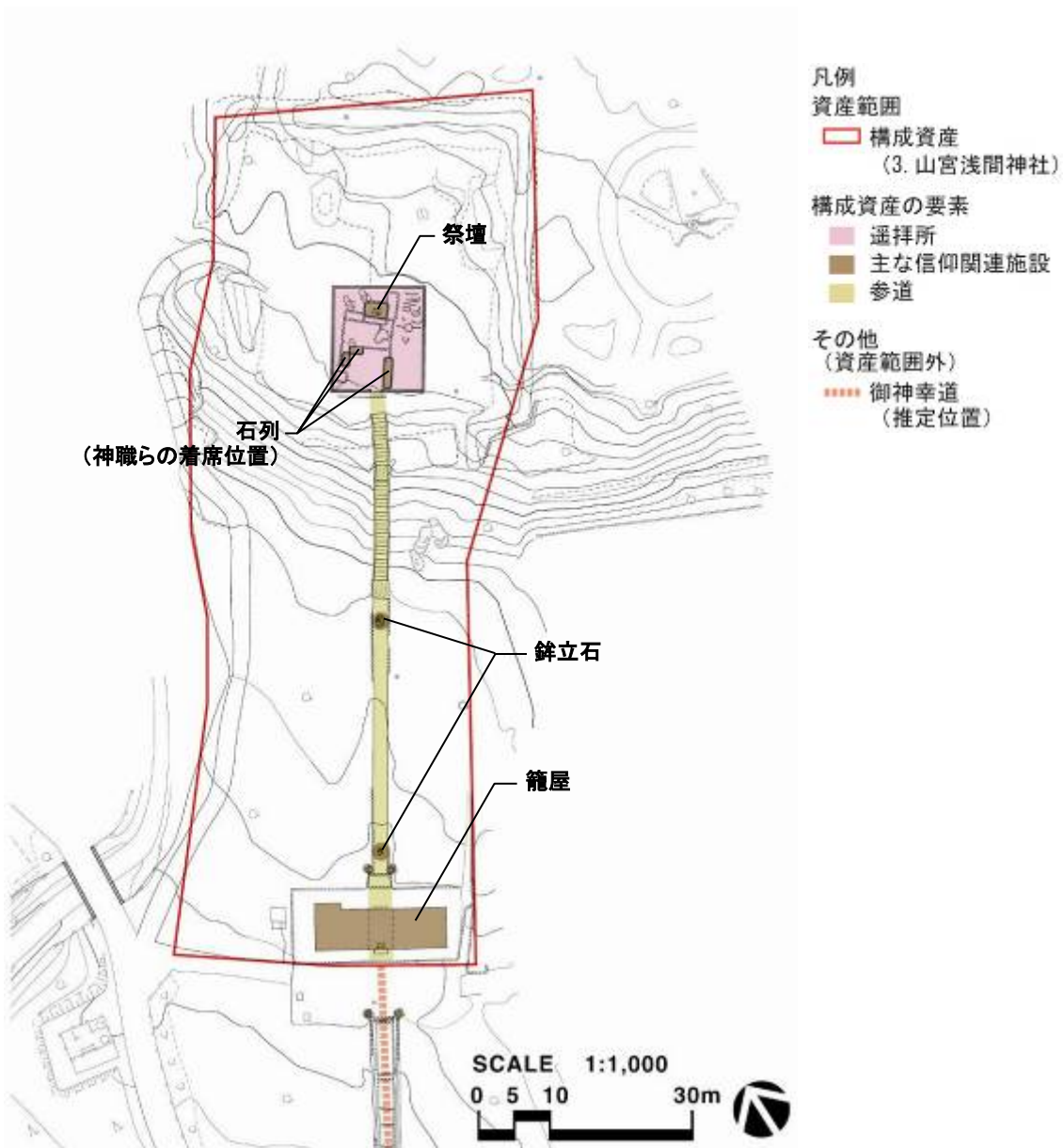
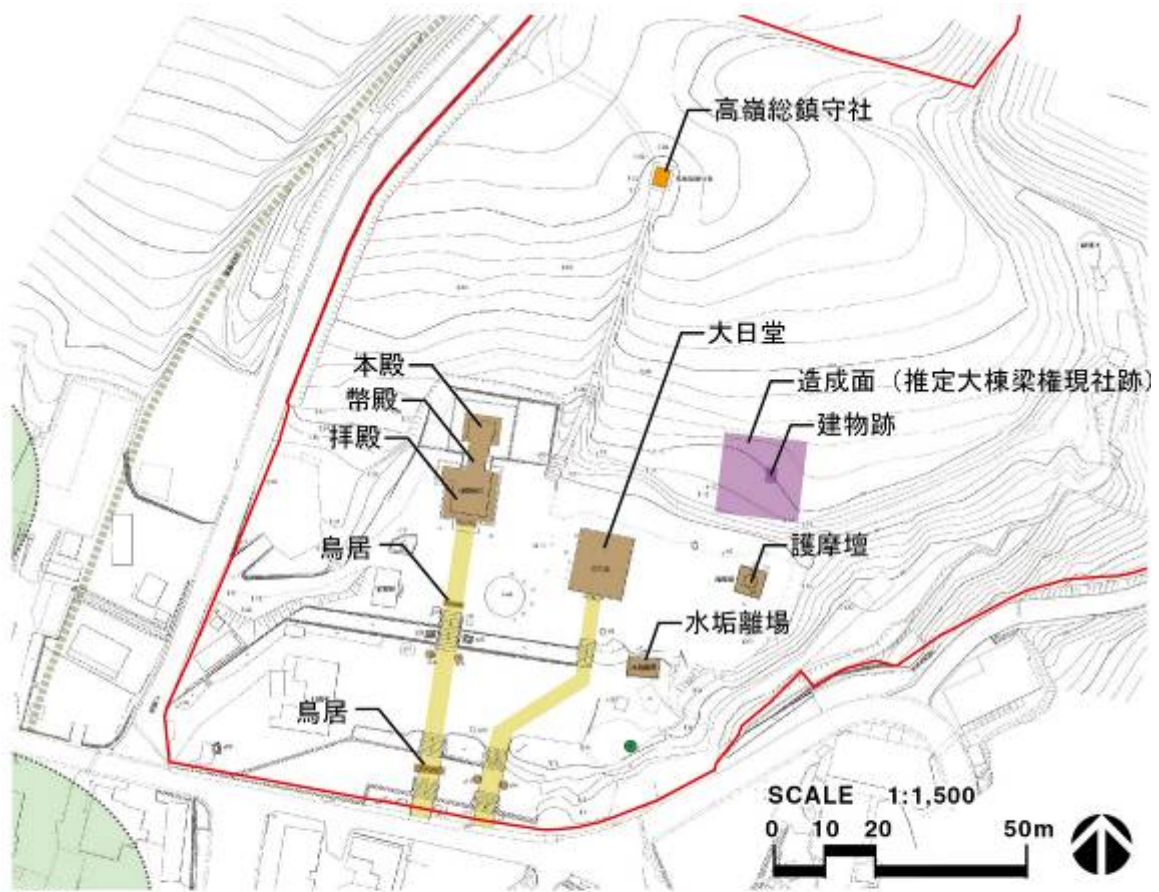


図14 山宮浅間神社 平面図



凡例

資産範囲

- 構成資産
(4. 村山浅間神社)

構成資産の要素

- 主な信仰関連施設
- 摂社・末社
- 御神木
- 参道
- 信仰関連施設跡

その他（資産範囲外）

- 登山道（推定ルート）
- 村山三坊（推定位置）

図15 村山浅間神社 平面図

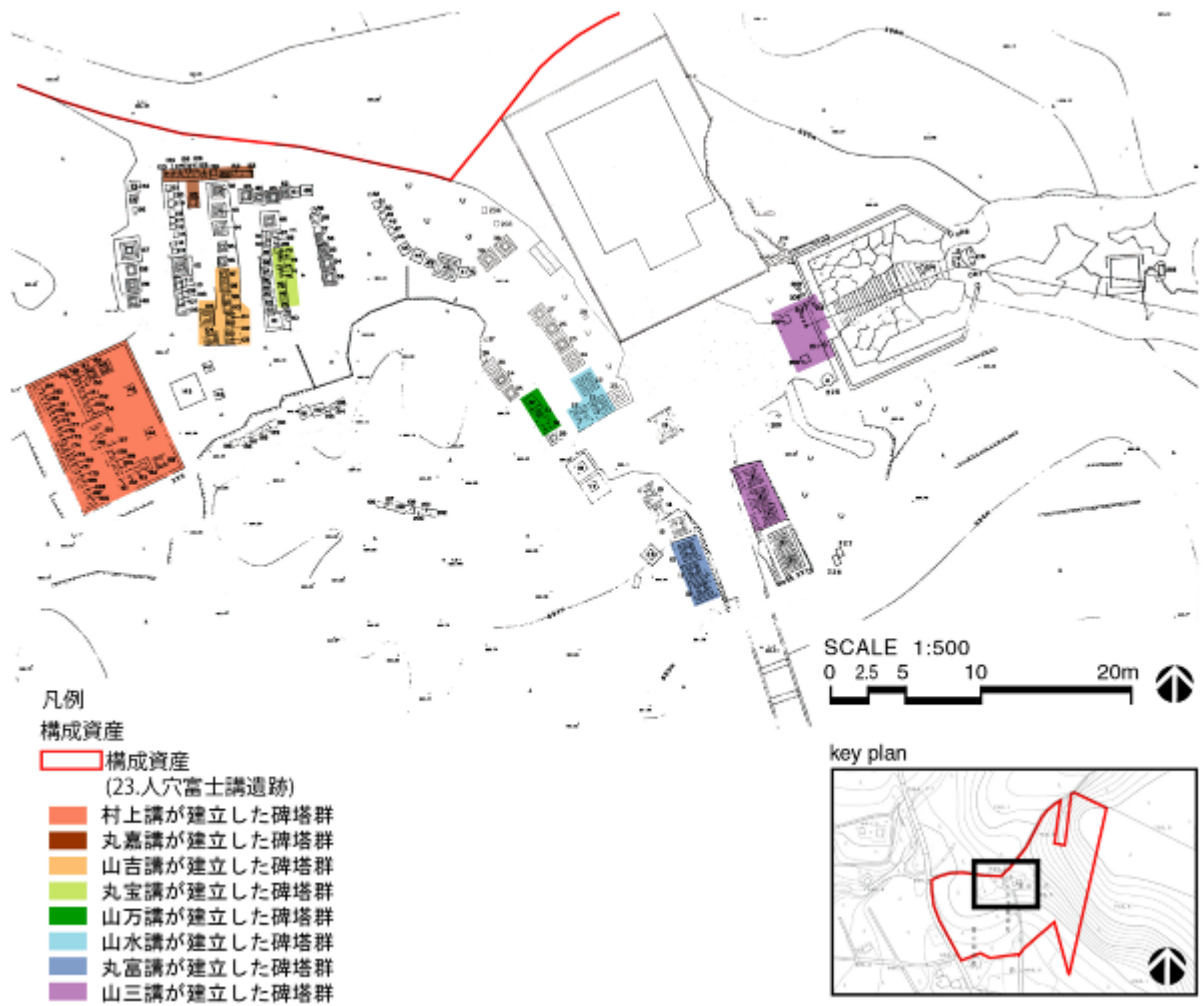


図16 人穴富士講遺跡 平面図



図17 須山浅間神社 平面図



凡例
 資産範囲
 構成資産
 (6. 富士浅間神社 (須走浅間神社))

構成資産の要素
 ■ 主な信仰関連施設
 ● 御神木
 ● 登拝記念石碑
 ■ 参道

その他 (資産範囲外)
 登山道 (推定位置)

図18 富士浅間神社 平面図

5. 重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画 概要

構成資産又は構成要素名	富士山城の一部(北口本宮富士浅間神社)		
文化財の名称	北口本宮富士浅間神社 本殿1棟 北口本宮富士浅間神社 東宮本殿1棟 北口本宮富士浅間神社 西宮本殿1棟	文化財の種類	重要文化財
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	<p>重要文化財北口本宮富士浅間神社は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である「富士山城」の一部を占める。</p> <p>北口本宮富士浅間神社は、富士講及び吉田の御師集団との密接な関係の下に発展した神社であり、顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の構成要素である。</p>		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	<p>1907年 古社寺保存法の下に、東宮本殿が特別保護建造物として指定された。</p> <p>1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。</p> <p>1929年 国宝保存法の制定に伴い、東宮本殿が国宝として指定された。</p> <p>1950年 文化財保護法の下に、東宮本殿が重要文化財として指定された。</p> <p>1952年 史蹟名勝天然記念物保存法による名勝の仮指定が解除され、新たに文化財保護法の下に境内が名勝として指定された。</p> <p>1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。</p> <p>1953年 文化財保護法の下に、本殿及び西宮本殿が重要文化財として指定された。</p> <p>2011年 文化財保護法の下に、北口本宮富士浅間神社の境内が史跡として指定された。</p> <p>2017年 文化財保護法の下に、拝殿及び幣殿、恵毘壽社及び透塀、神楽殿、手水舎、随神門、福地八幡社、諏訪神社拝殿、社務所が重要文化財として指定された。</p>		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 北口本宮富士浅間神社本殿、東宮本殿、西宮本殿、拝殿、幣殿については、文化財としての本質的価値を明らかにし、これを適切に維持・管理するための管理方法、現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(2) 北口本宮富士浅間神社境内には、宗教活動上欠かせない施設や自然環境があり、これらについても適切な環境保全に努める。</p> <p>(3) 来訪者が利活用しやすい施設環境を整える。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	<p>(1) 文化財の構成</p> <p>1) 北口本宮富士浅間神社本殿(重要文化財)</p> <p>2) 北口本宮富士浅間神社東宮本殿(重要文化財)</p> <p>3) 北口本宮富士浅間神社西宮本殿(重要文化財)</p>		

¹ 本質的価値を構成する要素;重要文化財北口本宮富士浅間神社の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)46ページ図28及び本包括的保存管理計画(分冊1)14ページ図3を参照されたい。

	<p>4) 北口本宮富士浅間神社(拝殿及び幣殿、惠毘壽社及び透塀、神楽殿、手水舎、随神門、福地八幡社、諏訪神社拝殿、社務所)(重要文化財)</p> <p>(2) 一体となって価値を形成する物件</p> <p>1) 大鳥居、祖霊社、諏訪神社、石灯籠、神武社、神馬社、青麻社、日御之子社、池鯉鮒社、倭四柱社、日枝社、日隆社、愛宕社、天津神社、国津社、天満社</p>
<p>5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)</p>	<p>(1) 文化財</p> <p>1) 保存管理の方法</p> <p>i) 宗教学法人北口本宮富士浅間神社宮司(以下、「宮司」と記載。)及び職員によって毎日の清掃・整頓を行う。</p> <p>ii) 宮司及び職員によって全室の窓の開閉を行い、日照・通風を確保する。</p> <p>iii) 宮司及び職員によって蟻害、虫害、腐朽の点検を行い、必要に応じて防腐・防虫処理を行う。</p> <p>iv) 宮司及び職員によって風水害による被害状況の有無を確認する。</p> <p>v) 盗難防止のため、夜間の施錠を行う。放火等の防止のため、宮司及び職員による巡回のほか、自動火災報知設備、侵入防止等の機械警備及び消火器等の設置を行う。</p> <p>vi) 夜間は警備会社に警備を委託し、毀損、盗難、防火等の事故防止に努める。</p> <p>2) 建造物の維持修理(修理届を要しない小規模な修繕など管理の為の行為)</p> <p>i) 基礎</p> <p>a) 境内の清掃。</p> <p>b) 樹木、地衣類の手入れ(剪定、除草、草刈、補植、消毒等)。</p> <p>ii) 縁回り及び床下</p> <p>a) 縁下に物を入れない、置かない。</p> <p>b) 縁回りが雨露に曝された場合の水分の除去。</p> <p>iii) 外壁</p> <p>a) 外壁の亀裂、破損、剥離箇所の発見。</p> <p>b) 大規模な場合(所有者の手に余る場合)の連絡。</p> <p>iv) 内壁</p> <p>a) 割れの発見。</p> <p>v) 床</p> <p>a) 重量物を持ち込まない。</p> <p>b) 物を移動する際に、引きずったり衝撃を与えたりしない。</p> <p>c) 板敷き床の割れ等の発見。</p> <p>vi) 屋根及び雨樋</p> <p>a) 雨漏り有無の点検。</p> <p>b) 雨樋の清掃、点検、破損・脱落の発見。</p> <p>vii) 建具</p> <p>a) 開閉時の取扱い注意。</p> <p>b) 金具類(蝶番等)の手入れ。</p>

	<p>c) 敷居及び鴨居の掃除。</p> <p>viii) その他</p> <p>a) 書画及び什器類の手入れ及び破損等の発見。</p> <p>(2) 北口本宮富士浅間神社境内地¹</p> <p>1) 保存区域</p> <p>i) 原則として新たな建造物は設けず、建造物及び雨落の保存のみ行う。なお、土地の形質変更は、防災上必要な場合に行う。</p> <p>2) 保全区域</p> <p>i) 史跡として景観に調和するようのその周辺の維持・管理に努める。</p>
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	<p>(1) 重要文化財(建造物)の現状を変更する行為</p> <p>i) 現状変更の許可を要する行為は、当面発生しないと予想される。</p> <p>(2) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為</p> <p>i) 周辺樹木の根株を掘り起こそうとする場合等、その行為によって構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為等については、現状変更の許可を要する行為として想定される。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 日々の宗教活動及び北口本宮富士浅間神社の年間行事を行うための現状の維持・管理に努める。</p> <p>(2) 宗教活動として、施設の整備・活用を行う場合は、重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画を踏まえ実施する。</p> <p>(3) 北口本宮富士浅間神社の活用にあたっては、宗教法人北口本宮富士浅間神社と富士吉田市が協議し、国・山梨県の協力を得て実施する。ただし、日々の宗教活動についてはこの限りではない。</p> <p>(4) 北口本宮富士浅間神社の本質的価値について、市民や参拝者、来訪者が容易に理解できるよう、適切な情報提供に努める。</p> <p>(5) 各種施設の説明板の表示等を工夫し、適切な情報提供に努める。</p> <p>(6) 富士山信仰の歴史文化の継承の場として、富士吉田市内の小・中学校や地域との連携を図り、教育の場として活用する。</p>

表11 北口本宮富士浅間神社における区域区分

区域の区分	対象区域
保存区域	北口本宮富士浅間神社本殿、東宮本殿、西宮本殿、幣殿、拝殿の文化財建造物の雨落までの敷地。
保全区域	文化財が存する敷地で、文化財建造物を除く敷地。

¹ 北口本宮富士浅間神社境内地；保存区域、保全区域の2つの区域に区分。区域区分は本包括的保存管理計画(分冊1)76ページ表11及び本包括的保存管理計画(分冊1)77ページ図19を参照されたい。

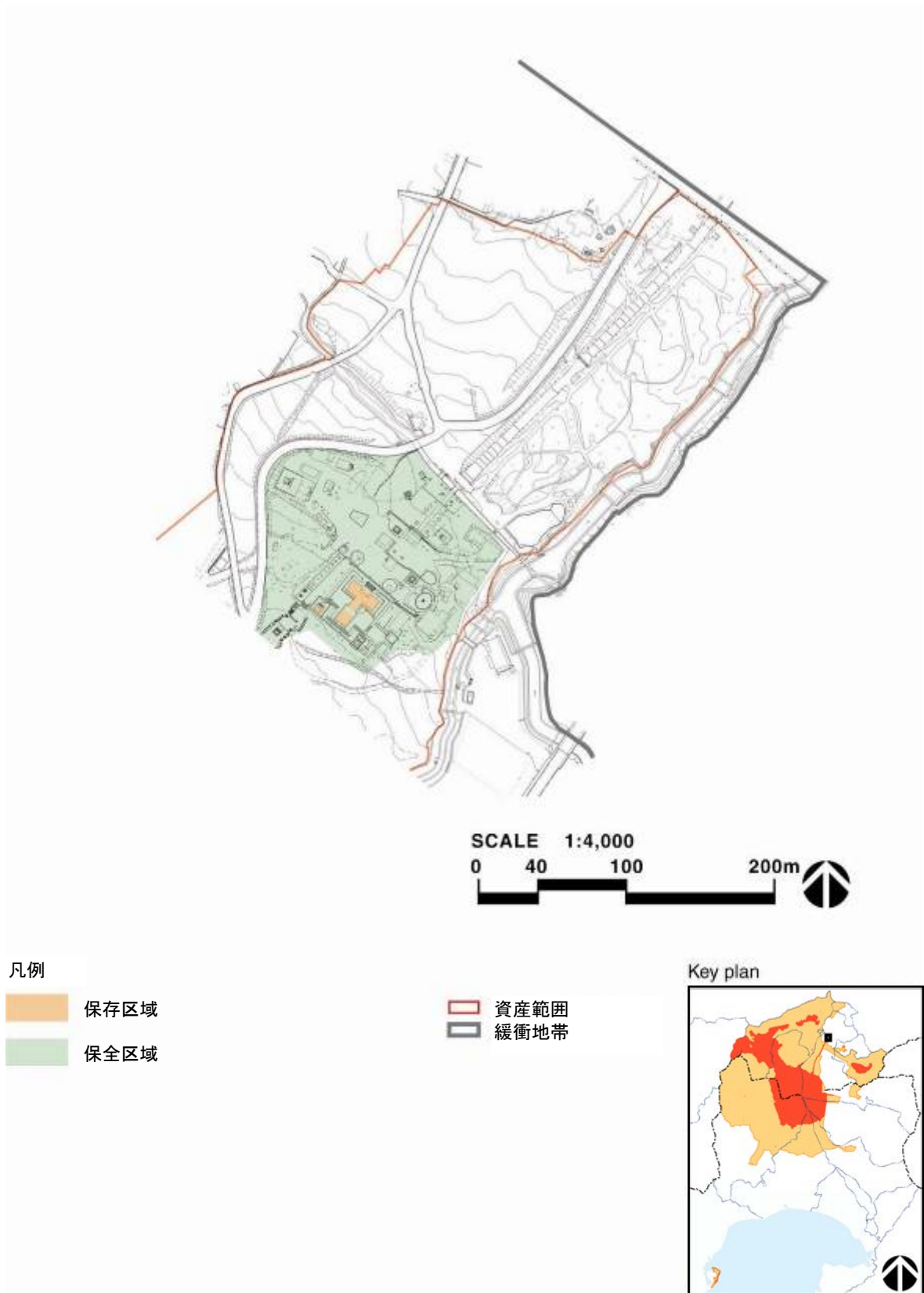


图19 北口本宮富士浅間神社 地区区分图

6. 特別天然記念物湧玉池保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	富士山本宮浅間大社の一部		
文化財の名称	湧玉池	文化財の種類	特別天然記念物
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	特別天然記念物海湧玉池は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産である富士山本宮浅間大社の境内にあり、今なお、湧玉池の湧水を聖なる水として利用する人があるほか、五穀豊穡を祈願して御田植祭が行われるなど、富士山の湧水の恵みに感謝する伝統が確実に継承されている。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1944年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。 1952年 文化財保護法の下に、特別天然記念物として指定された。		
3. 保存管理の基本指針	(1)湧玉池の構成要素の性質を踏まえて指定地の地区 ¹ 区分を行い、地区ごとに湧玉池を構成する諸要素の適切な保存管理の方法を定める。 (2)地区ごとの特性に応じた現状変更等の取扱方針及び基準を定める。 (3)湧玉池の指定地は浅間大社所有地と民有地に及ぶ。一方池の西側の一部(水屋神社周辺)は指定地から外れている。このような状況から、指定地の所有状況を勘案した上で、湧玉池の文化財としての価値並びに景観の維持を図る。		
4. 本質的価値を構成する要素 ²	(1)自然的要素 1)地形・地質要素 2)湧水要素 3)動植物学的要素 i)魚類 ii)鳥類 iii)水生植物 (2)歴史的要素 1)信仰に関わる要素 i)神池 ii)富士登山者のみそぎ(水垢離) iii)水屋神社 iv)神幸橋(湧玉橋) (3)社会的要素 1)案内板		

¹ 地区;特別保護地区(A地区)、第1種保護地区(B地区)、第2種保護地区(C地区)の3地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)82ページ表12及び本包括的保存管理計画(分冊1)83ページ図20を参照されたいなお、構成資産に含まれていない第2種保護地区(C地区)については、本包括的保存管理計画(分冊1)においては、記述を割愛することとする。

² 本質的価値を構成する要素;特別天然記念物湧玉池の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。

	<ul style="list-style-type: none"> i) 指定碑 ii) 文化財保護委員会制札 iii) 案内板
<p>5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)</p>	<p>(1) 自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 土地の形状・土壌の性質を変える行為、及び植生に影響を与える行為については、水量の維持及び安全確保を目的とするもの以外は厳しく規制する。 ii) 岩石の採取については、安全確保を目的とするもの以外が厳しく規制する。 iii) 湧水については、水量確保のため、定期的に水位調査を実施する。また、水質保全のため、池の清掃(泥上げ)を1年に1回程度実施する。ただし、実施にあたり、土着の水生植物に影響を与えないように努める。 iv) 現在生息しているニジマス・コイ・アブラハヤ等の魚類、カモ類・セキレイ類・カワセミ等の鳥類については、現状の維持に努める。ただし、病気あるいは生態系を崩すような自体が発生した場合はこの限りではない。 v) 水生植物については、清水の象徴であるバイカモ等の保護を図る。 <p>(2) 歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 古より実施されているみそぎ等の諸儀礼については、湧玉池の水質・地形等を維持できる内容のものとする。 ii) 水屋神社及び神幸橋(湧玉橋)は、指定地外に所在するが、「湧玉池」の価値を構成する重要な要素である。したがって、現状維持に努め、き損した場合は適切に復旧・整備する。また、「湧玉池」の価値を示すものとして一体的に保護することを念頭に入れ、管理に努める。
<p>6. 現状変更等の取扱に関する基準</p>	<p>(1) 特別保護地区(A地区)</p> <p>1) 土地の形状・土壌の性質の変更、土壌・岩石・湧水の採取</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石・湧水の採取は原則として許可しない。ただし、水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術調査等についてはこの限りでない。 ii) 神立山の崖部分の調査や整備が必要になった場合は発掘調査等を実施し、その成果を十分踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。 <p>2) 動植物の捕獲・採取、木竹の伐採・植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 動植物の捕獲・採取は原則として認めない。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> a) 病気にかかった魚類及び鳥類の駆除。 b) 生態系に悪影響を及ぼす動物の駆除及び植物の除去。 ii) 木竹の伐採・植栽については原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> a) 景観に関わるもの。 b) 病害虫木の伐採及び危険木の伐採等の樹木管理及び安全管理に関わるもの。 c) 崩壊地に対する植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。

3)建築物の新築・増築・改築

i) 建築物の新築・増築・改築については、原則として許可しない。ただし、水屋神社及び神幸橋(湧玉橋)の新築・改築については、既存の規模の範囲内で行い、現在の外観意匠を踏襲する。

4) 工作物¹の設置、除却

i) 工作物の設置については、原則として許可しない。

ii) 既存の工作物が破損した場合は、除却する。

5) 池への入水行為

i) 入水は原則として、許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。

a) 信仰上の理由により、浅間大社の許可を得て行うみそぎ等の行為。

b) 富士山お山開きに伴うイベントでの入水行為。ただし、湧玉池の水質・地形等を維持するため、神輿等人工物の入水については一切許可しない。

(2) 第1種保護地区(B地区)

1) 土地の形状・土壌の性質の変更、土壌・岩石の採取

i) 土地の形状・土壌の性質を変更する行為、土壌・岩石の採取は原則として許可しない。ただし、安全確保を目的とするものについてはこの限りでない。

ii) 掘削を伴う土地の復旧・整備に当たっては、必要に応じて発掘調査等を実施し、その成果を十分に踏まえて遺構・遺物の保存・整備を行う。

2) 動植物の捕獲・採取、木竹の伐採・植栽

i) 動植物の捕獲・採取は原則として認めない。ただし、次の場合はこの限りでない。

a) 病気にかかった鳥類の駆除。

b) 池畔の環境及び生態系に悪影響を及ぼす動物の駆除及び植物の除去。

ii) 木竹の伐採・植栽については原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りでない。

a) 景観の保全に関わるもの。

b) 病虫害木の伐採及び危険木の伐採等の樹木管理及び安全管理に関わるもの。

3) 建築物の新築・増築・改築

i) 建築物の新築・増築・改築については、原則として許可しない。ただし、既存の建築物の改築又は災害により滅失した建築物の復元について、既存建築物等の規模の範囲内で行い、現在の外観意匠を踏襲する。

4) 工作物の設置、改修又は除却

i) 工作物の設置に関しては、周囲の景観にそぐわないものを許可しない。

ii) 既存の制札・案内板については、規模・形態・色彩・材質等に関し、現状を維持する。

iii) 景観を阻害する既存の工作物は、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質

¹ 工作物: 特別天然記念物湧玉池保存管理計画では、地上・地中に手を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑤に示すものとする。①案内板(例)制札、文化財等説明板、文化財等説明碑等、②危険防止のための工作物(例)車止め、転落防止柵、③記念碑、灯籠、④橋、⑤その他の工作物(例)ベンチ、藤棚、外灯等

	において改良し、周囲の景観の保全に努める。
7. 整備・活用の方針	<p>(1)富士山に係る地質学的に貴重な湧水池である湧玉池を自然環境の観察の場として利用し、水源である富士山の恩恵を受けていることを学ぶ環境教育の場として活用する。</p> <p>(2)湧玉池は浅間大社の境内地の一部であるため、文化財としての価値を多くの人々に紹介する。</p> <p>(3)「平成の名水百選」にも選ばれた湧玉池は、富士宮市を代表する観光資源であり、富士宮市の親水空間の中心スポットと位置付け、市内の他の親水空間を繋ぐネットワーク化を図ることにより、市街地における湧水の豊かな景観のあるまちづくりに活用する。</p>

表12 特別天然記念物湧玉池における地区区分図

区分	区域
特別保護地区(A地区)	湧玉池とその護岸、神立山南側の富士山の溶岩流露頭部分及び浅間大社参集所西側水路を含む区域。
第1種保護地区(B地区)	湧玉池南側の池畔部分及び参集所前の島、川中島と2本の欄干橋を含む区域。
第2種保護地区(C地区)	湧玉池北側の民有地の区域。

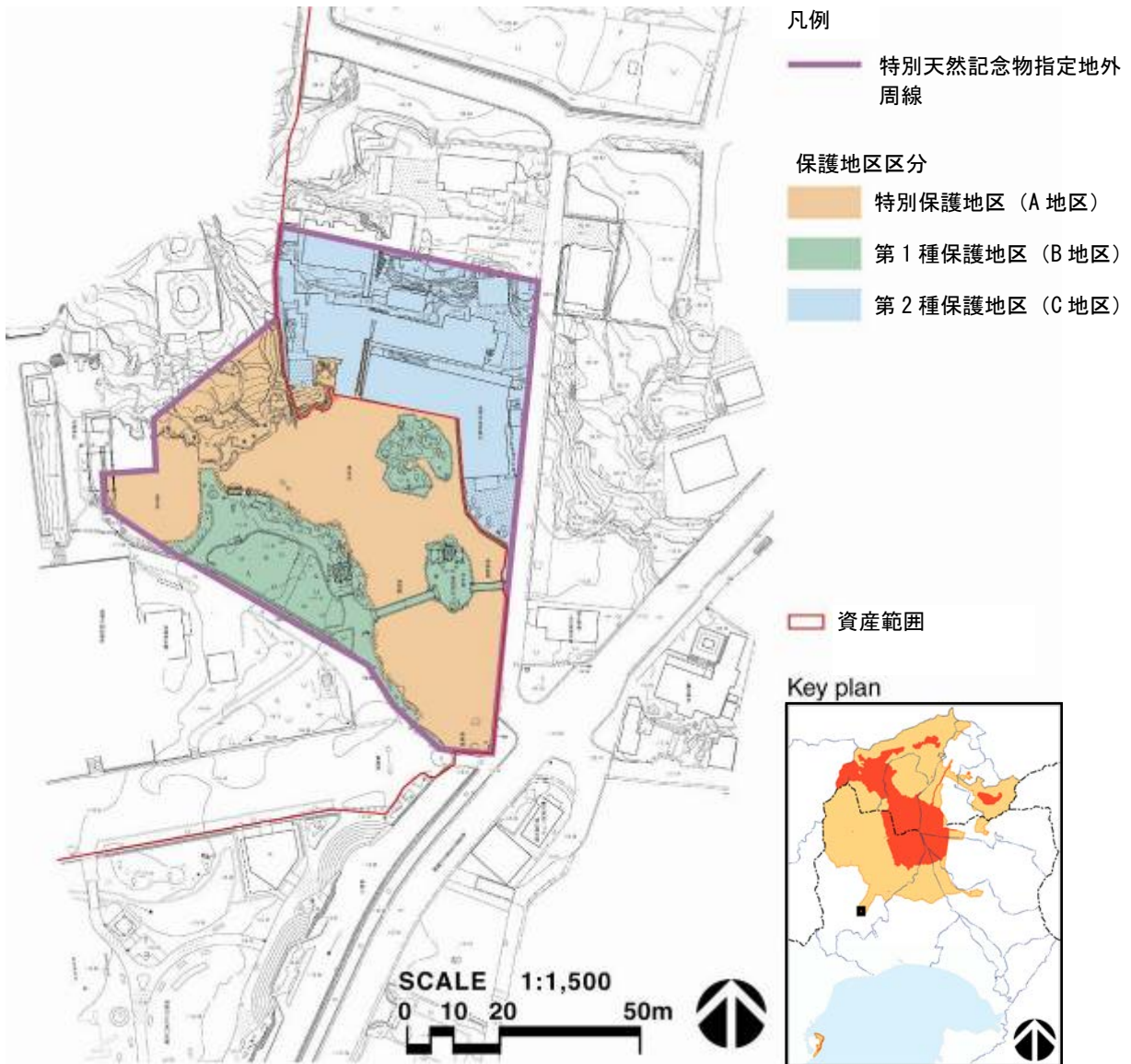


図20 特別天然記念物湧玉池 地区区分図

7. 重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画 概要

構成資産及び構成要素名	富士御室浅間神社		
文化財の名称	富士御室浅間神社本殿1棟 附 棟札1枚	文化財の種類	重要文化財
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	重要文化財富士御室浅間神社本殿は、修験や登拝など富士山信仰の拠点として位置付けられ、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ OUVの『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産である。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1924年	史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。	
	1952年	富士御室浅間神社の境内の名勝としての仮指定は解除された。	
	1973～1974年	吉田口登山道二合目に存在した本宮の本殿が、河口湖畔の里宮の地に移築された。	
	1985年	文化財保護法の下に、本宮から里宮へと移築された本殿が重要文化財として指定された。	
	2011年	文化財保護法の下に、本宮及び里宮の2箇所から成る富士御室浅間神社の境内が史跡として指定された。	
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 富士御室浅間神社本殿については、文化財としての本質的価値を明らかにし、これを適切に維持・管理するための管理方法、現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(2) 富士御室浅間神社里宮境内地には、富士御室浅間神社本殿の他に、宗教活動上欠かせない施設や自然環境があり、これらについても適切な環境保全に努める。</p> <p>(3) 建物自体の公開に留まらず、同境内に所在する博物館施設である勝山歴史民俗資料館の展示内容の充実を図るよう検討する。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	<p>(1) 文化財の構成</p> <p>i) 富士御室浅間神社本殿1棟 附 棟札1枚</p> <p>(2) 一体となって価値を形成する物件</p> <p>i) 富士御室浅間神社里宮境内地</p> <p>境内地は、本殿移築後に復元整備された中門、翼廊及び囲壁、本殿とともに移築された撰末社、富士御室浅間神社里宮の本殿、幣殿、拝殿、随神門、鳥居、撰末社、玉垣やその他の神社に関係する建造物を含む。</p>		
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成す	<p>(1) 文化財</p> <p>1) 保存管理の方法</p> <p>i) 富士御室浅間神社の神職による境内地全域にいたるほぼ毎日の清掃・整頓のほ</p>		

¹ 本質的価値を構成する要素;重要文化財富士御室浅間神社の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である富士御室浅間神社(構成資産 8)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)56ページ図38及び本包括的保存管理計画(分冊1)42ページ図7を参照されたい。

<p>る要素)</p>	<p>か、氏子・神社関係者による毎月1回の境内地清掃・整頓を行う。</p> <p>ii) 年一回の身舎内清掃時に神職、氏子総代の立会いのもと扉の開閉を行い、日照・通風を確保する。</p> <p>iii) 神職、氏子総代によって蟻害、虫害、腐朽の点検を行い、必要に応じて防蟻・防虫処理を行う。</p> <p>iv) 神職、氏子総代によって風水害による被害状況の有無を確認する。</p> <p>v) 盗難防止のため、常時、施錠を行う。放火等の防止のため、神職、氏子、神社関係者による巡回のほか、侵入防止のための機械警備の設置を検討する。</p> <p>2) 建造物の維持修理(修理届を要しない小規模な修繕など管理の為の行為)</p> <p>i) 基礎</p> <p>a) 境内地の清掃時により枯葉等を除去し、基礎に堆積しないように努める。</p> <p>b) 樹木、地被類の手入れ(剪定、除草、草刈、補植、消毒等)を行い基礎への影響を防止する。</p> <p>ii) 中門、翼廊及び囲壁によって区画される範囲</p> <p>a) 祭儀に関わる行為(もしくは信仰上の理由の伴う行為)を除き、原則として囲壁内に物を入れない、置かない。</p> <p>iii) 回り及び床下</p> <p>a) 軒下に物を入れない、置かない。</p> <p>b) 軒回りが雨露に曝された場合の水分を除去する。</p> <p>iv) 外壁</p> <p>a) 木材壁の亀裂、破損、剥離箇所が発見された場合は補修を検討する。</p> <p>b) 大規模な場合(所有者の手に余る場合)の連絡を徹底する。</p> <p>v) 内壁</p> <p>a) 点検によって割れが発見された場合は補修を検討する。</p> <p>b) 大規模な場合(所有者の手に余る場合)の連絡を徹底する。</p> <p>vi) 床</p> <p>a) 原則として、重量物を持ち込まない。ただし、耐火設備等の防災に関わる構造物はこの限りではない。</p> <p>b) 物を移動する際に、引きずったり衝撃を与えたりしない。</p> <p>vii) 建具</p> <p>a) 開閉時の取扱い注意。</p> <p>b) 金具類(長押、扉等)の手入れ。</p> <p>c) 向拝、高欄、木階及び浜縁等の露出部の掃除。</p> <p>viii) 金具類</p> <p>a) 錆に対する注意(水に濡らさない、汚れの除去)。</p> <p>ix) 塗り及び色彩</p>
-------------	--

	<p>a) 祭儀を除く摩耗退色を促進させる行為の制限(祭儀を除いて、立入りを禁ずる)。</p> <p>(2) 富士御室浅間神社境内地¹</p> <p>1) 保存区域</p> <p>i) 原則として新たな建造物は設けず、建造物及び雨落の保存のみ行う。なお、土地の形質変更は、防災上必要な場合に行う。</p> <p>2) 保全区域</p> <p>i) 史跡として景観に調和するようその周辺の維持・管理に努める。</p>
6. 現状変更等の取扱に関する基準	<p>(1) 重要文化財(建造物)の現状を変更する行為</p> <p>1) 現状変更の許可を要する行為は想定されていない。</p> <p>(2) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為</p> <p>1) 周辺樹木の根株を掘り起こそうとする場合等、その行為によって構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為等については、現状変更の許可を要する行為として想定される。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 現在においても、宗教活動の場として活用される。富士御室浅間神社本殿を含め信仰形態(もしくは無形の文化財)を末永く後世に伝承させるよう努める。</p> <p>(2) 現存する希少な建築意匠を常に鑑賞できるよう公開する。</p> <p>(3) 勝山歴史民俗資料館の常設展示等にも関連付け、生涯学習の拠点のひとつとしての活用を図るとともに、関係団体や市民主導型のイベント等にも柔軟かつ積極的に利活用を促し、管理者である富士河口湖町は活動支援に取り組む。</p>

¹ 富士御室浅間神社境内地;保存区域、保全区域の2つの区域に区分。区域区分は本包括的保存管理計画(分冊1)87ページ表13及び本包括的保存管理計画(分冊1)88ページ図21を参照されたい。

表13 富士御室浅間神社における区域区分

区域の区分	対象区域
保存区域	富士御室浅間神社本殿と中門、翼廊及び囲壁によって区画される敷地。
保全区域	富士御室浅間神社里宮境内地(宅地除)。
施設整備区域	勝山歴史民俗資料館及びトイレ施設の敷地。



凡例

- 保存区域
- 保全区域
- 施設整備区域

資産範囲

Key plan

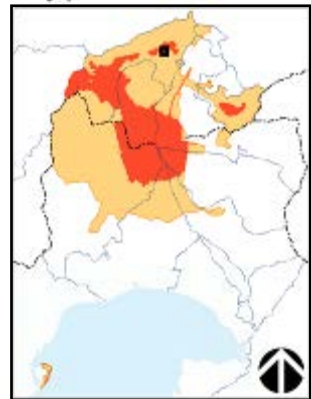


図21 富士御室浅間神社 区域区分図

8. 名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	富士山城の一部(西湖、精進湖)、河口湖		
文化財の名称	富士五湖	文化財の種類	名勝
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	西湖、精進湖、河口湖を含む名勝富士五湖は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の要素であり、いつの時代においても変わらずに富士山信仰における巡礼地とされた湖沼である。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1952年 名勝としての仮指定は解除された。 2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。		
3. 保存管理の基本指針 ※基本方針は、富士五湖山中湖河口湖西湖精進湖本栖湖に共通である。	<p>(1) 富士五湖の指定区域周辺には、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、富士五湖の保存管理に当ってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重することとする。</p> <p>(2) 特別名勝富士山と富士五湖を含む周辺地域は国内外において有名な観光であり多くの観光客が訪れているので、これらの人々に対する安全対策には最大限配慮することとする。</p> <p>(3) 富士五湖の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、それぞれ適切な保存管理の方法を示す。</p> <p>(4) 富士五湖の文化財としての指定地域は、文化的・自然的価値の在り方や住民の生活・生業との関わり方は必ずしも一致しない。したがって、指定地域の特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(5) 富士五湖の指定区域は周辺の環境とも密接な関係を持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保存の在り方を示す。</p> <p>(6) 富士五湖を国民共有の文化財としてその価値を共有できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p> <p>(7) 富士五湖の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等の在り方及びその運営方法等について示す。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	<p>(1) 西湖</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 水質・地質学要素</p> <p>a) 西湖本体(面積、水深、水質)</p> <p>b) 地質・湖底・湖岸(青木ヶ原溶岩流、スコリア、砂礫、泥、火山砂など)</p>		

¹ 本質的価値を構成する要素;名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産「富士山」の構成要素である西湖(構成要素 1-7)及び精進湖(構成要素 1-8)、構成資産河口湖(構成資産 12)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)95ページ図22～図24を参照されたい。

	<p>c) 富士山の溶岩流(青木ヶ原溶岩流)</p> <p>(2) 精進湖</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>a) 精進湖本体(面積、水深、水質)</p> <p>b) 地質・湖底・湖岸(青木ヶ原溶岩流、スコリア、砂礫、泥、火山砂など)</p> <p>c) 富士山の溶岩流(青木ヶ原溶岩流)</p> <p>(3) 河口湖</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>a) 河口湖本体(面積、水深、水質、地質学的位置、火山学的形成過程)</p> <p>b) 地質・湖底・湖岸(船津溶岩、東剣溶岩、スコリア、砂礫、泥、火山砂など)</p> <p>c) 富士山の溶岩流(船津溶岩流、東剣溶岩流、大嵐溶岩流)</p>
<p>5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)</p>	<p>自然的要素は、その秀逸な景観を構成する要素であることから、名勝富士五湖の本質的価値の基盤を成すものである。特に指定地外でも、指定地に接する地域の中で原生的な自然環境が残る地域については、現状を維持するように求める。その際には、住民の生活との調和に十分配慮することとする。人工林については、林業等の継続にも配慮しつつ、良好な森林景観の維持に努める。また、貴重な火山生成物や植生などの調査を行い、県又は関係市町村が天然記念物の指定を行うなど、それらの適切な保護について検討を行う。</p>
<p>6. 現状変更等の取扱いに関する基準</p>	<p>(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、色彩の変更</p> <p>1) 建築物の新築は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。</p> <p>i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。</p> <p>ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。</p> <p>iii) 他法令(河川法、自然公園法、森林法等、以下同じ)で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の新築が必要と認められたもの。</p> <p>2) 建築物の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。</p> <p>i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。</p> <p>ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。</p> <p>iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の改築又は改修が必要と認められたもの。</p> <p>3) 湖水面への建築という点については特殊な事例のため、現時点で存在していない建築物については、取り扱いについてその都度検討することとする。</p>

4) 建築物の屋根の色彩は、原則として灰黒系色又は焦げ茶色とし、屋根の形状は原則的に切妻・寄棟・入母屋等の勾配屋根であること。

5) 建築物の壁面の色彩は、茶系色・ベージュ色・クリーム色・灰系色とする。

6) 既存する建築物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。

(2) 工作物¹の設置、増築、改築、修理、移転、除却、色彩の変更

1) 栈橋

i) 新規設置は認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で許可する。

a) 他法令で新規設置が認められたもの。

b) 他法令等に基づく指導によるもの。(統合栈橋等)

ii) 栈橋の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

b) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

c) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、栈橋の改築又は改修が必要と認められたもの。

2) 道路²

i) 新規設置及び拡幅は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

ii) 道路を改修する場合は、他法令で認められたものを認める。その際には風致景観の保護に十分配慮する。

iii) 道路に付帯する工作物(交通標識、ガードレール等)の新規設置は、この地区以外ではその目的を達成できない場合に認める。改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととし、風致景観の保護に十分配慮する。

3) 広告物等

¹ 工作物; 名勝富士五湖保存管理計画(河口湖、西湖、精進湖)では、地上・地中に人工を加えて製作したものうち、建築物を除いて、次の①～⑩に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物側溝、道路安全施設(例えば、道路標識、信号機、外灯、ガードレール、ガードパイプ、転落防止柵、歩車道境界ブロック等)、③指導表示物(例えば、救急表示板、緊急表示板、指示表示板、文化財等説明板、文化財等説明碑等)、④水中及び水面工作物(例えば、栈橋、生簀等)、⑤屋外広告物(例えば、看板、立看板、広告塔、広告旗、栈橋広告、遊覧船及びボート広告等)、⑥計測機器(例えば、地中温度計、水中温度計、水位測定器、雨量計、実数調査センサー等)、⑦危険防止及び安全管理工作物(例えば、侵入防止柵、落石防護柵、柵席防護壁等)、⑧砂防・治山工作物(例えば、砂防ダム、谷止め工、導流堤、堰堤等)、⑨記念碑、慰霊碑等、⑩その他の工作物(例えば、テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

² 道路; 道路(例えば、一般交通の用に供する車道、歩道等)及び道路施設(例えば、道路に伴うトンネル、橋梁等の構造物)

i) 新規設置は認めない。ただし公共施設への誘導看板については、他法令で認められたものを認める。

ii) 工事に伴い設置される安全確保を目的とした看板(告知看板、工事注意看板、迂回路案内看板等)は、期限を限って認める。

4) 生簀、漁礁

i) 新規設置は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

ii) 生簀、漁礁の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 他法令で認められている行為に伴い、生簀、漁礁の改築又は改修が必要と認められたもの。

5) その他

i) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみ新規設置を認める。但し、その際には、風致景観の保護に十分配慮することとする。

a) 水位測定器、電気通信設備、イベント用仮設工作物等

ii) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみ改築または改修を認めるが、従前の規模を維持することとする。許可が必要な改築または改修の規模、またやむを得ず規模の拡大が必要になった場合については、事前協議を行ない、風致景観の保護に充分配慮することが確認された上で、許可行為に該当するか否かの判断、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 水位測定器、電気通信設備、イベント用仮設工作物等

iii) 湖水面¹への工作という点については特殊な事例のため、現在ない工作物についてはその取り扱いについてその都度検討することとする。

iv) 工作物の色彩は、周囲の風致景観と調和するものとする。

v) 電柱、鉄塔等は原則として焦げ茶色とする。

vi) 既存する工作物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。

(3) 土地の造成、掘削、切土、盛土等、土地の形質の変更

1) 干拓、土地の掘削、形質の変更等などは、原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

¹ 湖水面;水面及び水中、また湖底地を含む。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、干拓、土地の掘削、形質の変更等が必要と認められたもの。

2) 浚渫行為は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 防災上必要と認められたもの。

iv) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、浚渫行為が必要と認められたもの。

3) 浚渫行為に伴い発生する残土の処理は、他法令で認められる範囲内で認める。

4) 埋蔵文化財包蔵地等(鵜の島遺跡等)に対する学術研究を目的とした調査に伴う掘削行為は他法令で認められる範囲内で認める。

5) 学術研究(地質分析等)や他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)、また治水目的の河川工事等に伴い、必要と認められた湖底ボーリング調査は、他法令で認められる範囲内で認める。

(4) 木竹の伐採(枝切り及び伐木)

1) 木竹の伐採は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。

i) 他法令で認められている行為(森林施業等)に伴い、木竹の伐採が必要と認められたもの。その際は地域の風致景観に配慮した施業とし、貴重な樹木については、極力保全を図る。

ii) 風致景観の保護に関わるもの。展望を確保するための伐採は、必要最小限の範囲にとどめる。

(5) 植物の採取(枝・葉・種子等のみの採取も含む)

1) 植物の採取は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。(その際にはレッドデータブック等に記載されている絶滅危惧種などの保護にも配慮する。)

i) 水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術研究等に関わるもの。

ii) 風致景観の保護に関わるもの。

iii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。

iv) 湖底に分布するフジマリモは山梨県指定天然記念物であるため、学術研究等を目的とした採取を行う際は山梨県教育委員会の許可を得る必要がある(西湖、河口湖のみ)。

(6) 土石の採取

1) 土石の採取は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

	<p>i)この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。</p> <p>ii)水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。</p> <p>iii)他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、土石採取が必要と認められたもの。</p> <p>(7)取水</p> <p>1)取水は原則として認めないが、他法令で新規許可を受け、文化財の価値を損なわないものは認める。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1)自然公園法や河川法等に基づく許可手続きに加え、文化財保護法に基づく現状変更等の許可手続きが行われる。国・県・関係市町村とも連携しながら、保存管理計画の目的達成のために継続した取り組みを行う。</p> <p>(2)多様なレジャー行為が行われ、観光業などを営む住民や観光客との調和に十分配慮する必要がある。同時にそうした人々に対して、文化財の本質的価値の啓発に努め、湖の適正な保存と活用について理解を求める。</p> <p>(3)より多くの人々に向けて広く広報・普及するとともに、西湖、精進湖、河口湖に関する学際的研究の推進なども必要となる。</p> <p>(4)世界文化遺産の理念に基づく、指導や助言に対して、適切かつ迅速な対応を行う。</p>



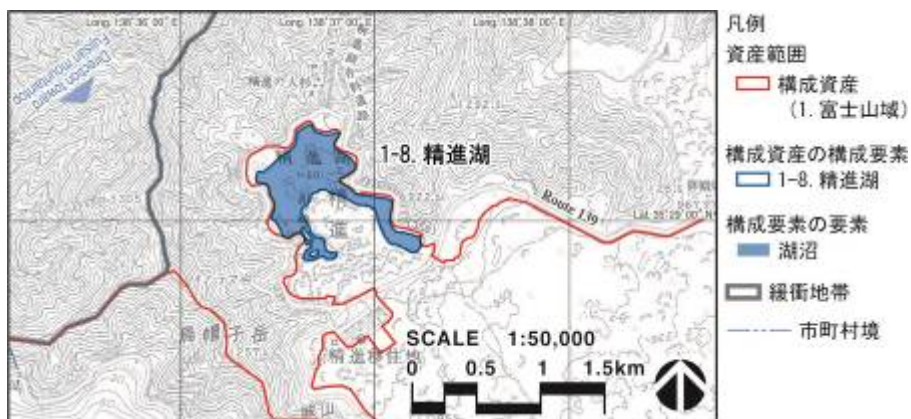
- 凡例
- 資産範囲
- 構成資産 (12. 河口湖)
 - その他の構成資産
- 構成資産の要素
- 湖沼
 - 主な信仰関連の場所
- 緩衝地帯
- 市町村境

図22 河口湖 平面図



- 凡例
- 資産範囲
- 構成資産 (1. 富士山域)
- 構成資産の構成要素
- 1-7. 西湖
- 構成要素の要素
- 湖沼
- 緩衝地帯
- 市町村境

図23 西湖 平面図



- 凡例
- 資産範囲
- 構成資産 (1. 富士山域)
- 構成資産の構成要素
- 1-8. 精進湖
- 構成要素の要素
- 湖沼
- 緩衝地帯
- 市町村境

図24 精進湖 平面図

9. 名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	富士山城の一部(本栖湖)		
文化財の名称	富士五湖	文化財の種類	名勝
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	<p>本栖湖を含む名勝富士五湖は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において、不可欠の要素であり、いつの時代においても変わらずに富士山信仰における巡礼地とされた湖沼である。</p> <p>また、本栖湖に含まれる北西岸の中ノ倉峠は顕著な普遍的意義を持つ芸術作品を生み出す源泉となった展望地点として位置付けられることから、本栖湖は世界遺産「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『芸術の源泉』の側面においても不可欠の要素である。</p>		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	<p>1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。</p> <p>1952年 名勝としての仮指定は解除された。</p> <p>2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。</p>		
3. 保存管理の基本指針 ※基本方針は、富士五湖 山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖 に共通である。	<p>(1) 富士五湖の指定区域周辺には、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、富士五湖の保存管理に当ってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重することとする。</p> <p>(2) 特別名勝富士山と富士五湖を含む周辺地域は国内外において有名な観光地であり多くの観光客が訪れているので、これらの人々に対する安全対策には最大限配慮することとする。</p> <p>(3) 富士五湖の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、それぞれ適切な保存管理の方法を示す。</p> <p>(4) 富士五湖の文化財としての指定地域は、文化的・自然的価値の在り方や住民の生活・生業との関わり方は必ずしも一致しない。したがって、指定地域の特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(5) 富士五湖の指定区域は周辺の環境とも密接な関係を持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保存の在り方を示す。</p> <p>(6) 富士五湖を国民共有の文化財としてその価値を共有できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p> <p>(7) 富士五湖の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等の在り方及びその運営方法等について示す。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 水質・地質学要素</p> <p>i) 本栖湖本体(面積、水深、水質、地形学的位置、火山学的形成過程)</p>		

¹ 本質的価値を構成する要素;名勝富士五湖(本栖湖)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)を**ゴシック体**で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である本栖湖(構成要素 1-9)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)101ページ図25を参照されたい。

	ii) 中ノ倉峠からの景観 iii) 青木ヶ原溶岩流 iv) 長崎半島(地形学的位置、火山学的形成過程)
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	自然的要素は、その秀逸な景観を構成する要素であることから、名勝富士五湖の本質的価値の基盤を成すものである。特に指定地外でも、指定地に接する地域の中で原始的な自然環境が残る地域については、現状を維持するように求める。その際には、住民の生活との調和に十分配慮することとする。人工林については、林業等の継続にも配慮しつつ、良好な森林景観の維持に努める。また、貴重な火山生成物や植生などの調査を行い、県又は関係市町村が天然記念物の指定を行うなど、それらの適切な保護について検討を行う。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、色彩の変更 1) 建築物の新築は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。 i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 他法令(河川法、自然公園法、森林法等、以下同じ)で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の新築が必要と認められたもの。 2) 建築物の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。 i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の改築又は改修が必要と認められたもの。 3) 湖水面への建築という点については特殊な事例のため、現時点で存在していない建築物については、取り扱いについてその都度検討することとする。 4) 建築物の屋根の色彩は、原則として灰黒系色又は焦げ茶色とし、屋根の形状は原則的に切妻・寄棟・入母屋等の勾配屋根であること。 5) 建築物の壁面の色彩は、茶系色・ベージュ色・クリーム色・灰系色とする。 6) 既存する建築物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。 (2) 工作物 ¹⁾ の設置、増築、改築、修理、移転、除却、色彩の変更

¹ 工作物;名勝富士五湖管理計画(本栖湖)では、地上・地中に人工を加えて製作したものうち、建築物を除いて、次の①～⑩に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物側溝、道路安全施設(例えば、道

1) 栈橋

i) 新規設置は認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で許可する。

a) 他法令で新規設置が認められたもの。

b) 他法令等に基づく指導によるもの。(統合栈橋等)

ii) 栈橋の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

b) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

c) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、栈橋の改築又は改修が必要と認められたもの。

2) 道路¹

i) 新規設置及び拡幅は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

ii) 道路を改修する場合は、他法令で認められたものを認める。その際には風致景観の保護に十分配慮する。

iii) 道路に付帯する工作物(交通標識、ガードレール等)の新規設置は、この地区以外ではその目的を達成できない場合に認める。改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととし、風致景観の保護に十分配慮する。

3) 広告物等

i) 新規設置は認めない。ただし公共施設への誘導看板については、他法令で認められたものを認める。

4) 生簀、漁礁

i) 新規設置は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

ii) 生簀、漁礁の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し

路標識、信号機、外灯、ガードレール、ガードパイプ、転落防止柵、歩車道境界ブロック等)、③指導表示物(例えば、救急表示板、緊急表示板、指示表示板、文化財等説明板、文化財等説明碑等)、④水中及び水面工作物(例えば、栈橋、生簀等)、⑤屋外広告物(例えば、看板、立看板、広告塔、広告旗、栈橋広告、遊覧船及びボート広告等)、⑥計測機器(例えば、地中温度計、水中温度計、水位測定器、雨量計、実数調査センサー等)、⑦危険防止及び安全管理工作物(例えば、侵入防止柵、落石防護柵、柵席防護壁等)、⑧砂防・治山工作物(例えば、砂防ダム、谷止め工、導流堤、堰堤等)、⑨記念碑、慰霊碑等、⑩その他の工作物(例えば、テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

¹ 道路;道路(例えば、一般交通の用に供する車道、歩道等)及び道路施設(例えば、道路に伴うトンネル、橋梁等の構造物)

次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 他法令で認められている行為に伴い、生簀、漁礁の改築又は改修が必要と認められたもの。

5) その他

i) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみ新規設置を認める。但し、その際には、風致景観の保護に十分配慮することとする。

a) 水位測定器、電気通信設備、イベント用仮設工作物等

ii) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみ改築または改修を認めるが、従前の規模を維持することとする。許可が必要な改築または改修の規模、またやむを得ず規模の拡大が必要になった場合については、事前協議を行ない、風致景観の保護に充分配慮することが確認された上で、許可行為に該当するか否かの判断、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 水位測定器、電気通信設備、イベント用仮設工作物等

iii) 湖水面¹への工作という点については特殊な事例のため、現在ない工作物についてはその取り扱いについてその都度検討することとする。

iv) 工作物の色彩は、周囲の風致景観と調和するものとする。

v) 電柱、鉄塔等は原則として焦げ茶色とする。

vi) 既存する工作物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。

(3) 土地の造成、掘削、切土、盛土等、土地の形質の変更

1) 干拓、土地の掘削、形質の変更等などは、原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。

iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、干拓、土地の掘削、形質の変更等が必要と認められたもの。

iv) 残土処理のためでないこと。

2) 浚渫行為は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。

¹ 湖水面;水面及び水中、また湖底地を含む。

	<ul style="list-style-type: none"> ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 防災上必要と認められたもの。 iv) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、浚渫行為が必要と認められたもの。 <p>3) 浚渫行為に伴い発生する残土の処理は、他法令で認められる範囲内で認める。</p> <p>4) 埋蔵文化財包蔵地等(本栖湖湖底遺跡等)に対する学術研究を目的とした調査に伴う掘削行為は他法令で認められる範囲内で認める。</p> <p>5) 学術研究(地質分析等)や他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)、また治水目的の河川工事等に伴い、必要と認められた湖底ボーリング調査は、他法令で認められる範囲内で認める。</p> <p>(4) 木竹の伐採(枝切り及び伐木)</p> <p>1) 木竹の伐採は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 他法令で認められている行為(森林施業等)に伴い、木竹の伐採が必要と認められたもの。 ii) 風致景観の保護に関わるもの。展望を確保するための伐採は、必要最小限の範囲にとどめる。 <p>(5) 植物の採取(枝・葉・種子等のみの採取も含む)</p> <p>1) 植物の採取は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。(その際にはレッドデータブック等に記載されている絶滅危惧種などの保護にも配慮する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術研究等に関わるもの。 ii) 風致景観の保護に関わるもの。 iii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。 <p>(6) 土石の採取</p> <p>1) 土石の採取は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。 ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。 iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、土石採取が必要と認められたもの。 <p>(7) 取水</p> <p>1) 取水は原則として認めないが、他法令で新規許可を受け、文化財の価値を損なわないものは認める。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 自然公園法や河川法等に基づく許可手続きに加え、文化財保護法に基づく現状変更等の許可手続きが行われる。国・県・関係市町村とも連携しながら、保存管理計画の目的達成のために継続した取り組みを行う。</p>

- (2) 多様なレジャー行為が行われ、観光業などを営む住民や観光客との調和に十分配慮する必要がある。同時にそうした人々に対して、文化財の本質的価値の啓発に努め、湖の適正な保存と活用について理解を求める。
- (3) より多くの人々に向けて広く広報・普及するとともに、本栖湖に関する学際的研究の推進なども必要となる。
- (4) 世界文化遺産の理念に基づく、指導や助言に対して、適切かつ迅速な対応を行う。

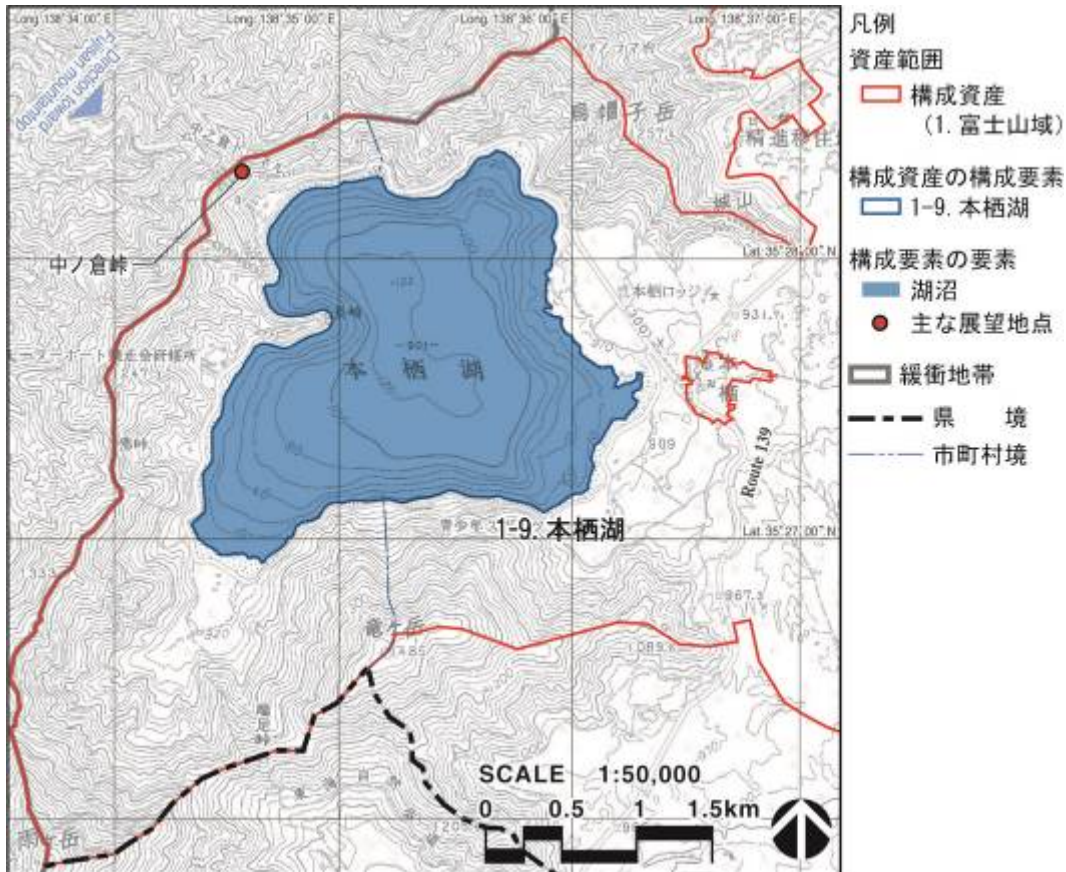


図25 本栖湖 平面図

10. 重要文化財(建造物)旧外川家住宅保存活用計画 概要

構成資産又は構成要素名	御師住宅(旧外川家住宅)		
文化財の名称	旧外川家住宅 主屋 離座敷 中門 3棟	文化財の種類	重要文化財
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	重要文化財旧外川家住宅は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話をを行う御師の居宅であり、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産である。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	<p>2004年 富士吉田市文化財保護条例の下に、富士吉田市指定有形文化財(建造物)に指定された。</p> <p>2008年 山梨県文化財保護条例の下に、山梨県指定有形文化財(建造物)に指定された。富士吉田市管理による一般公開が開始された。</p> <p>2011年 文化財保護法の下に、重要文化財(建造物)に指定された。</p> <p>2020年現在、富士吉田市により保存管理されている。</p>		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 往時の富士講及び御師の活動様式を伝える施設として保存を図る。</p> <p>(2) 地域に点在する他の御師住宅や北口本宮富士浅間神社など、御師ゆかりの建造物等と連携し、富士山信仰の文化やその成立経緯を紹介しながら見学コースを設定するなど、地域全体の文化財として一体的な活用を図る。</p> <p>(3) 地域内外の人々がその価値を共有できるよう、学校教育や社会教育などとの連携を図りながら活用を図る。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	<p>(1) 主屋、離座敷、中門</p> <p>(2) 宅地(導入路、前庭、裏庭、水路を含む)</p>		
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<p>(1) 保存管理の方法</p> <p>1) 管理者により、室内や展示ケース、設備機器、屋外敷地等の清掃・整頓を毎日行う。また、屋根や雨樋に蓄積した落ち葉や木の枝等を適宜除去する。</p> <p>2) 管理者によって日常的に全室の窓の開閉を行い、日照・通風を確保する。</p> <p>3) 蟻害、虫害、腐朽については、通風に留意するとともに、特に蟻害の兆候となる木粉等について管理者が日常的に点検する。異常が認められた場合は、必要に応じて所有者が防蟻・防虫処理を行う。</p> <p>4) 風水害による毀損は早期に発見し、管理者により被害の拡大防止に努める。また、応</p>		

¹ 本質的価値を構成する要素;重要文化財旧外川家住宅の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である旧外川家住宅(構成資産 9)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)58ページ図39及び本包括的保存管理計画(分冊1)105ページの図26を参照されたい。

急修理、小修繕を適宜実施する。

5) 盗難防止のため、公開時間以外は管理者が夜間の施錠及び機械警備の設定を行う。放火等の防止のため、管理者による巡回のほか、自動火災報知設備、侵入防止等の機械警備及び消火器等の設置・管理を行う。

6) 管理者は常時2名以上の係員を配置し、休憩時も交代要員を配置し、欠員がでないよう配慮する。

(2) 建造物の維持修理(修理届を要しない小規模な修繕など管理の為の行為)

1) 外構及び基礎

i) 礎石等の沈下の早期発見。

ii) 軒下土間・アプローチのコンクリートの亀裂の早期発見。

2) 縁回り及び床下

i) 束石等の沈下の早期発見

ii) 湿潤箇所の早期発見

3) 外壁・内壁

i) 板壁の亀裂、破損・腐蝕・脱落箇所の発見。

ii) 板、梁等の木部と接触している部分や基礎石との間に隙間が生じていないか注意する。

4) 床及び畳

i) 床板の破損箇所の発見

ii) 床の強度に注意し、重量物は置かない。

iii) 物品の移動の際には、床板や畳を傷めないよう注意する。

5) 屋根・雨樋

i) 雨漏り有無の点検。

ii) 雨樋の清掃及び、破損・脱落等の発見。

iii) 屋根や雨樋に蓄積した落ち葉や木の枝等の除去。

6) 建具

i) 開閉時には無理に力を加えないよう注意する。

ii) 不注意で建具のガラスを割ったり障子紙を破ることがないようにする

7) その他

i) ケース内展示している附指定物件の点検

ii) 附指定物件以外の什器類の手入れ及び破損等の発見。

iii) 電気器具等新設設備の点検

iv) 修理に伴い取り外された保存古材の保管

v) 蟻害・虫害の早期発見

(3) 周辺環境の保全

1) 導入路

i) 導入路越しに主屋等を望む景観を損なわないように保全に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ii) 敷地の地下に埋蔵されている遺構・遺物にも配慮する。 <p>2) 裏庭</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 既存植栽を極力維持するほか、御師住宅の景観にそぐわない新たな植栽などを避ける。 ii) 敷地の地下に埋蔵されている遺構・遺物にも配慮する。 <p>3) 水路</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 富士講の禊ぎの場であり、御師や富士山文化を語り伝える、重要な要素のひとつとなっている。御師住宅の景観に相応しい水辺景観に努める。
<p>6. 現状変更等の取扱に関する基準</p>	<p>(1) 重要文化財(建造物)の現状を変更する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 当面、保存修理に伴う復元的な現状変更行為は想定されない。その他、保存管理上の行為である構造補強について、本来の構造形式の変更や恒久的な補強を行う場合には、事前に関係者と十分な協議を行う。 2) 管理行為は、「重要文化財(建造物)旧外川家住宅保存活用計画」第2章保存管理計画 3管理計画 (2) 管理方法に示す基準により実施する。 <p>(2) 重要文化財(建造物)の保存に影響を及ぼす行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 建造物である重要文化財と一体のものとして土地その他の物件(石垣、石碑、石塚、石燈籠、水路)に関し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。 2) 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く)の許可は、山梨県教育委員会が行うこととされている。(文化財保護法施行令第5条第3項第1号)
<p>7. 整備・活用の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築当初の姿から大きな改築は行われておらず、また御師住宅の構造や発展経過がよく理解できる生きた展示物として、建造物や民俗資料など公開する。 (2) 歴史的建造物のさらなる有効活用のため、講演会等の場として多目的な活用を図る。 (3) 学校教育や社会教育(生涯学習)などと連携し、地域理解や体験学習の場として活用を図る。 (4) 御師集落や富士信仰の歴史を知る上で欠くことのできない生きた施設として、他の施設等と有機的な連携を図りながら、より幅広い活用を図る。

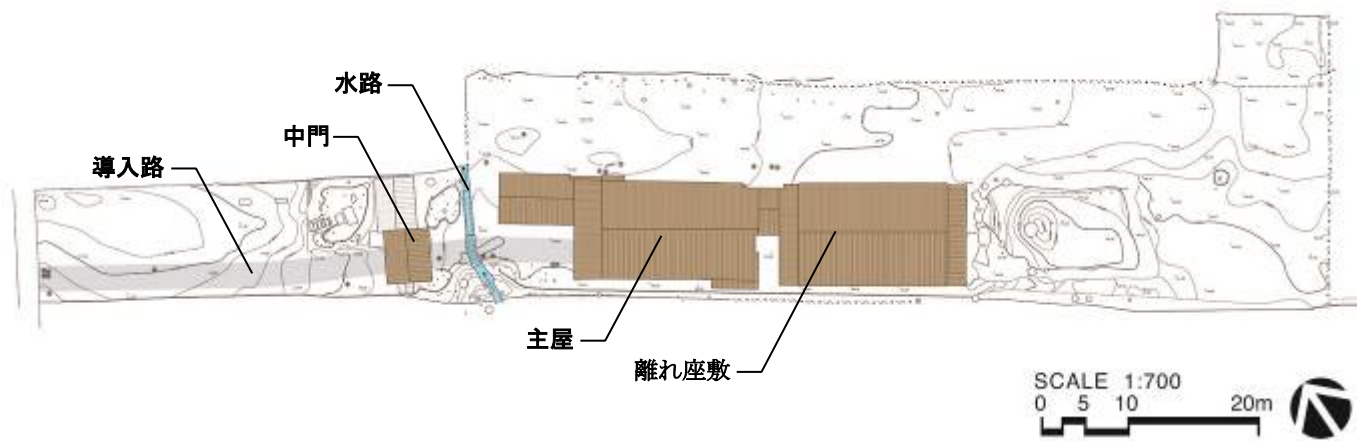


図26 旧外川家住宅 平面図

11. 重要文化財小佐野家住宅保存活用計画 概要

構成資産又は構成要素名	御師住宅(小佐野家住宅)		
文化財の名称	小佐野家住宅 主屋 蔵 2棟	文化財の種類	重要文化財
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	重要文化財小佐野家住宅は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話をを行う御師の居宅であり、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産である。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1976年 文化財保護法の下に、重要文化財(建造物)に指定された。 2020年現在、個人住宅として保存管理されている。		
3. 保存管理の基本指針	(1) 往時の富士講及び御師の活動様式を伝える施設として保存を図る。 (2) 地域に点在する他の御師住宅や北口本宮富士浅間神社など、御師ゆかりの建造物等と連携し、富士山信仰の文化やその成立経緯を紹介しながら見学コースを設定するなど、地域全体の文化財として一体的な活用を図る。 (3) 地域内外の人々がその価値を共有できるよう、学校教育や社会教育などとの連携を図りながら活用を図る。		
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	(1) 主屋、蔵 (2) 宅地(導入路、裏庭、水路を含む)		
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	(1) 保存管理の方法 1) 所有者によって日常的の清掃及び整頓を行う。 2) 所有者によって全室の窓の開閉を行い、日照・通風を確保する。 3) 蟻害、虫害、腐朽については、通風に留意するとともに、特に蟻害の兆候となる木粉等について所有者が日常的に点検する。異常が認められた場合は、必要に応じて所有者が防腐・防虫処理を行う。 4) 風水害による毀損は早期に発見し、所有者により被害の拡大防止に努める。また、応急修理、小修繕を適宜実施する。 5) 盗難防止のため、所有者が夜間の施錠を行う。放火等の防止のため、所有者が注意を払うほか、自動火災報知設備の稼働を確認する。 (2) 建造物の維持修理(修理届を要しない小規模な修繕など管理の為の行為) 1) 基礎及び雨落 i) 礎石等の鎮火の早期発見。		

¹ 本質的価値を構成する要素;重要文化財小佐野家住宅の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である小佐野家住宅(構成資産 10)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)58ページ図39及び本包括的保存管理計画(分冊1)108ページの図27を参照されたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ii) 雨落の点検、清掃、周辺の除草。 2) 外壁・内壁 <ul style="list-style-type: none"> i) 板壁の亀裂、脱落箇所の発見。 ii) 板、梁等の木部と接触している部分や基礎石との間に隙間が生じていないか注意する。 3) 床 <ul style="list-style-type: none"> i) 床の強度に注意し、重量物は置かない。 ii) 物品の移動の際には、床板を傷つけないよう注意する。 4) 屋根・雨樋 <ul style="list-style-type: none"> i) 雨漏り有無の点検。 ii) 雨樋の清掃、点検、破損・脱落等の発見。 5) 建具 <ul style="list-style-type: none"> i) 開閉時には無理に力を加えないよう注意する。 6) その他 <ul style="list-style-type: none"> i) 書画及び什器類の手入れ及び破損等の発見。 (3) 周辺環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> 1) 導入路 <ul style="list-style-type: none"> i) 導入路越しに主屋等を望む景観を損なわないように保全に努める。 2) 前庭 <ul style="list-style-type: none"> i) 富士講の禊ぎの場であった池があり、御師や富士山信仰の文化を語り伝える、重要な要素のひとつとなっている。水辺景観の保全に努めるほか、既存植栽を極力維持し、御師住宅の景観にそぐわない新たな植栽などを避ける。 3) 裏庭 <ul style="list-style-type: none"> 1) 既存植栽を極力維持するほか、御師住宅の景観にそぐわない新たな植栽などを避ける。 4) 水路 <ul style="list-style-type: none"> i) 御師住宅の景観に相応しい水辺景観に努める。
<p>6. 現状変更等の取扱いに関する基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 重要文化財(建造物)の現状を変更する行為 <ul style="list-style-type: none"> 1) 建物全体として老朽化が進んでおり、今後、現状変更の許可を要する復元的行為が発生する可能性があるとして予測される。 (2) 重要文化財の保存に影響を及ぼす行為 <ul style="list-style-type: none"> 1) 周辺土地改良により、土を掘り起こそうとする場合等、その行為によって構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為等については、現状変更の許可を要する行為として想定される。
<p>7. 整備・活用の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅及びその敷地は、所有者及びその親族の居住の用に供されているため、現時点での全面的な公開は困難であることから、当面、国道側敷地入口からタツミチ及び建物外観を見学してもらうように努める。なお、富士吉田市は、敷地入口に設置されている説明版を更新・充実し、当該住宅の経緯や内容を詳細に紹介するとともに内部の見学について

では、ふじさんミュージアム(富士吉田市歴史民俗博物館)の復原建物へ誘導する。

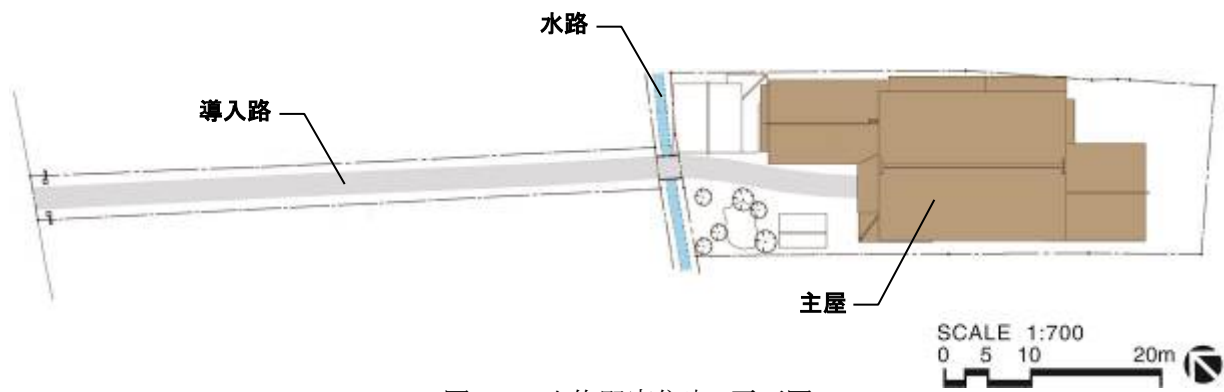


図27 小佐野家住宅 平面図

12. 名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	山中湖		
文化財の名称	富士五湖	文化財の種類	名勝
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	山中湖を含む名勝富士五湖は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』において不可欠の構成資産であり、いつの時代においても変わらずに富士山信仰における巡礼地とされた湖沼である。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1952年 名勝としての仮指定は解除された。 2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。		
3. 保存管理の基本指針 ※基本方針は、富士五湖 山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖 に共通である。	<p>(1) 富士五湖の指定区域周辺には、地域住民等が生業・生活を営んでいることから、富士五湖の保存管理に当ってはこのことに十分配慮し、住民の意向を尊重することとする。</p> <p>(2) 特別名勝富士山と富士五湖を含む周辺地域は国内外において有名な観光であり多くの観光客が訪れているので、これらの人々に対する安全対策には最大限配慮することとする。</p> <p>(3) 富士五湖の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、それぞれ適切な保存管理の方法を示す。</p> <p>(4) 富士五湖の文化財としての指定地域は、文化的・自然的価値の在り方や住民の生活・生業との関わり方は必ずしも一致しない。したがって、指定地域の特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(5) 富士五湖の指定区域は周辺の環境とも密接な関係を持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保存の在り方を示す。</p> <p>(6) 富士五湖を国民共有の文化財としてその価値を共有できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p> <p>(7) 富士五湖の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等の在り方及びその運営方法等について示す。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 水質・地質学要素</p> <p>i) 山中湖本体(面積、水深、水質、地形学的位置、火山学的形成過程)</p>		
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成す	自然的要素は、その秀逸な景観を構成する要素であることから、名勝富士五湖の本質的価値の基盤を成すものである。特に指定地外でも、指定地に接する地域の中で原生的な自然環境が残る地域については、現状を維持するように求める。その際には、住民の生活との		

¹ 本質的価値を構成する要素;名勝富士五湖(山中湖)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)を**ゴシック体**で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成要素である山中湖(構成資産 11)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)113ページ図28を参照されたい。

る要素)	調和に十分配慮することとする。人工林については、林業等の継続にも配慮しつつ、良好な森林景観の維持に努める。また、貴重な火山生成物や植生などの調査を行い、県又は関係市町村が天然記念物の指定を行うなど、それらの適切な保護について検討を行う。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	<p>(1) 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、色彩の変更</p> <p>1) 建築物の新築は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。</p> <p>i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。</p> <p>ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。</p> <p>iii) 他法令(河川法、自然公園法、森林法等、以下同じ)で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、建築物の新築が必要と認められたもの。</p> <p>2) 湖水面への建築という点については特殊な事例のため、現時点で存在していない建築物については、取り扱いについてその都度検討することとする。</p> <p>3) 建築物の屋根の色彩は、原則として灰黒系色又は焦げ茶色とし、屋根の形状は原則的に切妻・寄棟・入母屋等の勾配屋根であること。</p> <p>4) 建築物の壁面の色彩は、茶系色・ベージュ色・クリーム色・灰系色とする。</p> <p>(2) 工作物¹⁾の設置、増築、改築、修理、移転、除却、色彩の変更</p> <p>1) 栈橋</p> <p>i) 新規設置は認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で許可する。</p> <p>a) 他法令で新規設置が認められたもの。</p> <p>b) 他法令等に基づく指導によるもの。(統合栈橋等)</p> <p>ii) 栈橋の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。</p> <p>a) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。</p> <p>b) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。</p>

¹ 工作物;名勝富士五湖管理計画(山中湖)では、地上・地中・水中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑩に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物側溝、道路安全施設(例えば、道路標識、信号機、外灯、ガードレール、ガードパイプ、転落防止柵、歩車道境界ブロック等)、③指導表示物(例えば、救急表示板、緊急表示板、指示表示板、文化財等説明板、文化財等説明碑等)、④水中及び水面工作物(例えば、栈橋、生簀等)、⑤屋外広告物(例えば、看板、立看板、広告塔、広告旗、栈橋広告、遊覧船及びボート広告等)、⑥計測機器(例えば、地中温度計、水中温度計、水位測定器、雨量計、実数調査センサー等)、⑦危険防止及び安全管理工作物(例えば、侵入防止柵、落石防護柵、柵席防護壁等)、⑧砂防・治山工作物(例えば、砂防ダム、谷止め工、導流堤、堰堤等)、⑨記念碑、慰霊碑等、⑩その他の工作物(例えば、テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

c) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、栈橋の改築又は改修が必要と認められたもの。

2) 広告物等

i) 新規設置は認めない。ただし公共施設への誘導看板については、他法令で認められたものを認める。

ii) 工事に伴い設置される安全確保を目的とした看板(告知看板、工事注意看板、迂回路案内看板等)は、期限を限って認める。

3) 生簀、漁礁

i) 新規設置は認めない。但し他法令で新規設置が認められたものはこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

ii) 生簀、漁礁の改築又は改修する場合は、既存の規模を上回らないこととする。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 他法令で認められている行為に伴い、生簀、漁礁の改築又は改修が必要と認められたもの。

4) その他

i) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみ新規設置を認める。但し、その際には、風致景観の保護に十分配慮することとする。

a) 水位測定器、電気電信設備、イベント用仮設工作物等

ii) 工作物の内、次に挙げるものは、他法令で認められているもののみ改築または改修を認めるが、従前の規模を維持することとする。許可が必要な改築または改修の規模、またやむを得ず規模の拡大が必要になった場合については、事前協議を行ない、風致景観の保護に充分配慮することが確認された上で、許可行為に該当するか否かの判断、必要最小限の規模の拡大を認める。

a) 水位測定器、電気電信設備、イベント用仮設工作物等

iii) 湖水面¹への工作という点については特殊な事例のため、現在ない工作物についてはその取り扱いについてその都度検討することとする。

iv) 工作物の色彩は、周囲の風致景観と調和するものとする。

v) 電柱、鉄塔等は原則として焦げ茶色とする。

vi) 既存する工作物のうち、風致景観を阻害する構造や色彩のものは、除却するか又は更新時に規模・形態・色彩・材質等において改良し、周囲の風致景観との調和に努める。

(3) 土地の造成、掘削、切土、盛土等、土地の形質の変更

1) 干拓、土地の掘削、形質の変更等などは、原則として認めない。但し次の場合はこの

¹ 湖水面; 水面及び水中、また湖底地を含む。

限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

- i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。
- ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。
- iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、干拓、土地の掘削、形質の変更等が必要と認められたもの。
- iv) 残土処理のためでないこと。

2) 浚渫行為は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

- i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。
- ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。
- iii) 防災上必要と認められたもの。
- iv) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)に伴い、浚渫行為が必要と認められたもの。

3) 浚渫行為に伴い発生する残土の処理は、他法令で認められる範囲内で認める。

4) 学術研究(地質分析等)や他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業等)、また治水目的の河川工事等に伴い、必要と認められた湖底ボーリング調査は、他法令で認められる範囲内で認める。

(4) 木竹の伐採(枝切り及び伐木)

※山中湖の文化財指定範囲での該当行為はない。

(5) 植物の採取(枝・葉・種子等のみの採取も含む)

1) 植物の採取は原則として認めない。但し、次の場合はこの限りではない。(その際にはレッドデータブック等に記載されている絶滅危惧種などの保護にも配慮する。)

- i) 水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術研究等の関わるもの。
- ii) 風致景観の保護に関わるもの。
- iii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。

(6) 土石の採取

1) 土石の採取は原則として認めない。但し次の場合はこの限りではない。その際、事前協議を行い、風致景観の保護に十分配慮することが確認された上で、必要最小限の範囲で認める。

- i) この地区以外ではその目的を達成できない場合で、学術研究その他公益と認められるもの。
- ii) 水量・水質の維持及び安全確保を目的としたもの。
- iii) 他法令で認められている行為(発電や灌漑用水、水道事業を目的とした取水事業、浚渫行為、発掘調査、湖底ボーリング調査等)に伴い、土石採取が必要と認めら

	<p>れたもの。</p> <p>(7)取水</p> <p>1) 取水は原則として認めないが、他法令で新規許可を受け、文化財の価値を損なわないものは認める。</p>
<p>7. 整備・活用の方針</p>	<p>(1) 自然公園法や河川法等に基づく許可手続きに加え、文化財保護法に基づく現状変更等の許可手続きが行われる。国・県・関係市町村とも連携しながら、保存管理計画の目的達成のために継続した取り組みを行う。</p> <p>(2) 多様なレジャー行為が行われ、観光業などを営む住民や観光客との調和に十分配慮する必要がある。同時にそうした人々に対して、文化財の本質的価値の啓発に努め、湖の適正な保存と活用について理解を求める。</p> <p>(3) より多くの人々に向けて広く広報・普及するとともに、山中湖に関する学際的研究の推進なども必要となる。</p> <p>(4) 世界文化遺産の理念に基づく、指導や助言に対して、適切かつ迅速な対応を行う。</p>

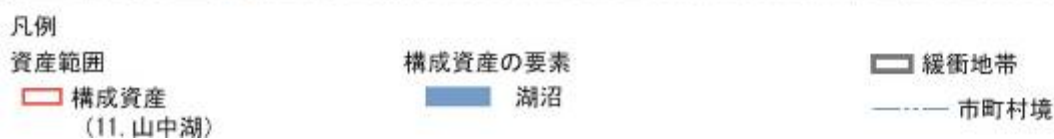
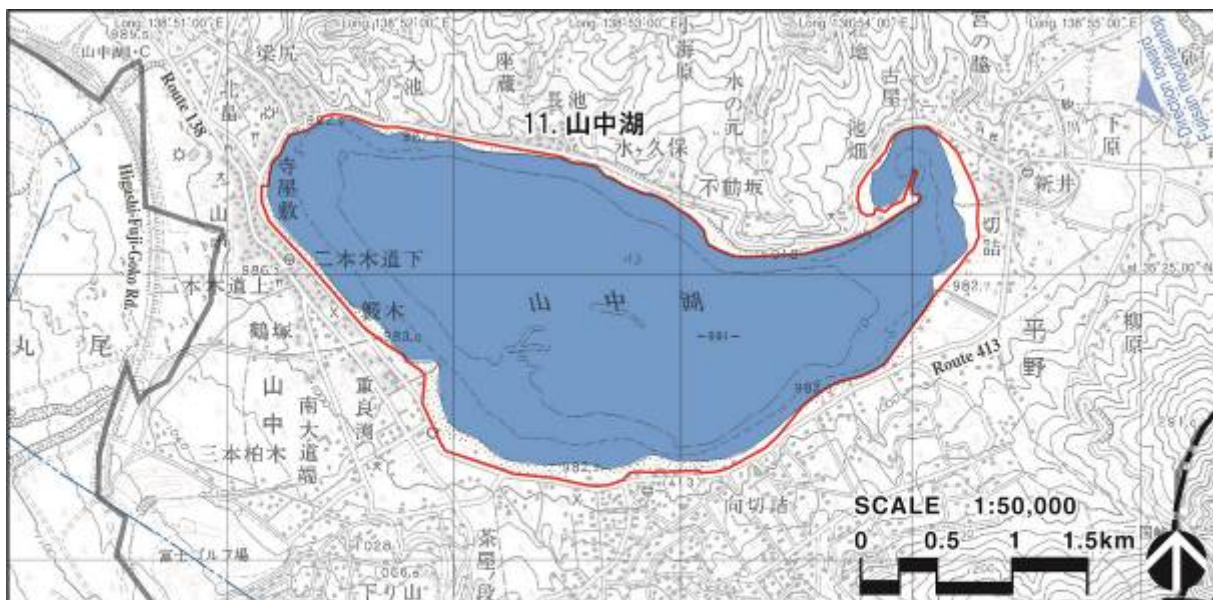


図28 山中湖 平面図

13. 天然記念物忍野八海保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	忍野八海(出口池)、忍野八海(お釜池)、忍野八海(底抜池)、忍野八海(銚子池)、忍野八海(湧池)、忍野八海(濁池)、忍野八海(鏡池)、忍野八海(菖蒲池)、		
文化財の名称	忍野八海	文化財の種類	天然記念物
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	天然記念物忍野八海は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産であり、巡礼地である8つの湧水で構成される。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1934年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。 1952年 天然記念物忍野八海の名勝としての仮指定は解除された。 2012年 文化財保護法の下に、一部が天然記念物として追加指定され、一部が指定解除された。		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 忍野八海の本質的価値を構成する諸要素として把握した、水量・水質等の各要素について、本来あるべき姿を検討し、適切な保存管理の方法を示す。</p> <p>(2) 忍野八海が信仰や生活の場であった歴史性・文化性を活かした保存管理のあり方を示す。</p> <p>(3) 天然記念物の指定区域は、湧水と池を形成する護岸等が存在するが、それらの所有は国及び民間所有であるため、保存管理に当っては所有者の意向を尊重する。また、土地の所有の違いに応じた現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(4) 忍野八海は、年間多くの人々が訪れる観光名所となっているため、保存管理においては地域住民と観光客との良好な関係維持に配慮する。</p> <p>(5) 天然記念物の指定区域は、周辺の環境とも密接な関わりを持っていることから、指定地の適切な保存管理を行うために、忍野八海とその周辺にある人工池との区別を明瞭にしつつ、周辺の地域を含めた保全の在り方を示す。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 地質・地形</p> <p>i) 面積</p> <p>ii) 地形学的位置</p> <p>iii) 地質学的形状(平面的、断面的、立体的)</p> <p>iv) 形成の特質</p> <p>2) 水量・水質</p> <p>i) 水量、水質</p> <p>(2) 歴史的要素</p>		

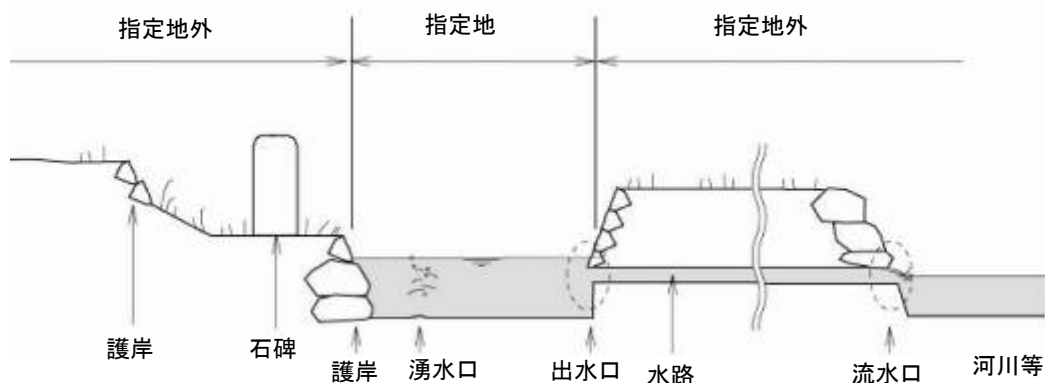
¹ 本質的価値を構成する要素;特別名勝富士山(山梨県)の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産又は構成要素に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である忍野八海(構成資産 13～20)の8つの湧水の位置については本包括的保存管理計画(本冊)62ページ図42を、湧水の断面図については本包括的保存管理計画(分冊1)116ページ図29を、それぞれ参照されたい。

	<ul style="list-style-type: none"> 1) 富士信仰 <ul style="list-style-type: none"> i) 富士講(大我講¹⁾) 2) 富士信仰に関わる人工物 <ul style="list-style-type: none"> i) 石碑 (3) 社会的要素 <ul style="list-style-type: none"> 1) 生活との関わり <ul style="list-style-type: none"> i) 生活用水としての利用、水辺景観の形成
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自然的要素 <ul style="list-style-type: none"> 1) 池の護岸、底の形状、及び植生に影響を与える行為については、水量の維持及び安全確保を目的とするもの以外は、厳しく制限する。 2) 湧水は、水質保全のため、定期的な水質調査、また池の状況に応じて水面や池底の清掃(ゴミの除去、泥上げ等)を実施する。ただし、実施に当たり土着の水生生物に影響を与えないように努める。 (2) 歴史的要素 <ul style="list-style-type: none"> 1) 指定外にある石碑には、池の名称、禊の順番、竜王名、和歌等が刻まれており、来訪者が安全に見学できるよう、石碑周辺の定期的な草刈りを実施する。 (3) 社会的要素 <ul style="list-style-type: none"> 1) 地域の飲用・農業用水の水源であるため、湧水の保存に努める。
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	<ul style="list-style-type: none"> (1) 池の現状変更 <ul style="list-style-type: none"> 1) 池の形状の変更は原則として許可しない。 (2) 岩石・湧水の採取 <ul style="list-style-type: none"> 2) 岩石・湧水の採取は原則として許可しない。但し、水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術的調査等についてはこの限りではない。 (3) 工作物の設置、修理、除去 <ul style="list-style-type: none"> 1) 新たな工作物²⁾の設置は、原則として許可しない。 2) 既存の工作物が破損した場合は、自然的要素維持のための工作物は修理を認めるものとし、自然的要素維持に関わらない工作物は除去する。 (4) 木竹の伐採、植栽 <ul style="list-style-type: none"> 1) 現状は、菖蒲池には草地、実生の樹木等があり、これらは原則として現状維持とし、樹木の剪定、実生木の除去、草刈り、病虫害の防除処置等の維持管理行為は、現状変更許可申請を必要としないものとする。 2) 植栽は原則として認めない。 (5) 動植物の捕獲・採取・育生

¹ 大我講; 1833年から10年間にかけての天保の大飢饉の際に、忍草村(現在の忍野村)の惨状を救う手立てとして、1843年に大寄友右衛門により興された講。忍野八海は大我講においても禊ぎ池とされた。

² 工作物; 天然記念物忍野八海保存管理計画では、地上・地中に人工を加えて製作したものうち、建築物を除いて、次の①～④に示すものとする。①案内板(文化財等説明板等)、②柵(生垣・フェンス等)、③道路施設(側溝・道路安全施設(道路標識・信号機・外灯・ガードレール等)、④水路(池から流出した湧水が流れる水路、側溝、暗渠)

	<p>1) 動植物の捕獲・伐採及び魚類等の放流により、水質や形状等、天然記念物の本質的価値に影響を及ぼす行為は原則として認めない。ただし、既存の動植物に影響を及ぼさない限り、①病気にかかった魚類の駆除、②生態系に悪影響を及ぼす動物の駆除及び植物の除去、③菖蒲池の景観保全に関わる植栽管理、水質改善に関わる魚類の個体数の調整については現状変更許可申請を必要としないものとする。</p> <p>(6) 清掃や水質調査等の池の入水行為</p> <p>1) 入水により、水質や形状等、天然記念物の本質的価値に影響を及ぼす行為は原則として許可しない。ただし、①清掃、②水量・水質の維持及び安全確保を目的とする学術的調査等、③祭事等の行催事、での入水行為についてはこの限りではない。</p>
<p>7. 整備・活用の方針</p>	<p>(1) 多くの観光客が訪れる日本を代表する自然物として、道路の整備や景観を向上させるための整備を計画的に進める。</p> <p>(2) 忍野八海の自然的景観向上の在り方について、指定当時の池の形状、水質、水量等の調査研究を行い、忍野八海のあるべき姿に向けた具体的な整備手法について検討、整備する。また、形状が変更してきた要因でもある指定方式についても検討し、本来あるべき指定範囲の設定を行う。</p> <p>(3) 忍野八海の景観や自然環境は、各池周辺の環境に影響を受けるため、指定地外においても保存計画にもとづいて、地域住民、地権者、管理者とともに協力しつつ保存を行う。</p> <p>(4) 忍野八海の文化財としての価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、観光客を含め広く広報・普及を行う。広報・普及の方法としては、拠点となる観光案内所を設置するとともに、案内板の設置、パンフレットやホームページの作成・充実が考えられる。さらに近年増加する外国人観光客に対応するため、英語、中国語等の多言語表記を検討する。</p>



※指定地内のいくつかの石碑等は、資産の一部とみなされる。

図29 忍野八海 断面図

14. 富士河口湖町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画 概要

構成資産又は構成要素名	船津胎内樹型		
文化財の名称	船津胎内樹型	文化財の種類	天然記念物
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	天然記念物船津胎内樹型は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つOUVの『信仰の対象』の側面において不可欠の構成資産であり、富士山信仰の巡礼地である一群の溶岩樹型で構成される。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1929年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。 1952年 天然記念物船津胎内樹型の名勝としての仮指定は解除された。		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 指定区域及び周辺には、管理施設や案内所などが存在し、地域住民が生業・生活を営んでいる場合もあることから、天然記念物の保存管理に当たっては、このことに十分配慮し、住民や関係者の意向を尊重する。</p> <p>(2) 富士山と周辺の間麓は日本各地や世界各国から大勢の観光客が来訪することから、これらの人々に対する安全対策には最大限の配慮を行う。</p> <p>(3) 本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、適切な保存管理の方法を示す。</p> <p>(4) 指定区域の現状を勘案し、地域¹ごとの特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(5) 指定区域は周辺の環境とも密接な関わりを持っていることから、指定区域の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保全のあり方を示す。</p> <p>(6) 船津胎内樹型の多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p> <p>(7) 船津胎内樹型の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等のあり方及びその運営の方法等について示す。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ²	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 地質・火山学的要素</p> <p>i) 溶岩樹型・洞穴本体</p> <p>a) 規模(全長・洞穴断面・洞底形状)</p> <p>b) 溶岩流(溶岩樹型・洞穴の構成地質)</p> <p>c) 噴出年代</p>		

¹ 地区; A地域、C 地域、D 地域の3つの地域に区分。地域区分は本包括的保存管理計画(分冊1)121ページ表14及び本包括的保存管理計画(分冊1)122ページ～123ページ図30-1 及び図30-2を参照されたい。

² 本質的価値を構成する要素; 天然記念物船津胎内樹型の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である船津胎内樹型(構成資産 21)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)123ページ図30-2を参照されたい。

	<ul style="list-style-type: none"> d) 噴出位置(側火山) e) 構成岩石質 f) 地形学的位置 g) 地質学的形状(平面的、断面的、立体的) h) 洞内鉱物の特徴 i) 火山学的形成過程の特徴 <p>2) 植物学的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 溶岩樹型の鑄型樹型の種別(溶岩噴出前の植生、立木・倒木の分布状況の様相) <p>(2) 歴史的要素</p> <p>1) 信仰に関わる要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 無戸室浅間神社(本殿・拝殿) ii) 石造物群(富士山信仰関連) <p>(3) 社会的要素</p> <p>1) 見学施設</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 河口湖フィールドセンター
<p>5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)</p>	<p>(1) A地域</p> <p>1) 自然的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地質・地形については自然の状態のまま維持することを基本とする。 ii) 土壌・岩石の採取、その他の行為については、学術研究その他の公益性があり、かつ、周辺環境や景観に影響がないもの以外は厳しく規制する。 iii) 木竹の伐採等は次の場合を除き厳しく規制する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 学術研究その他公益上必要と認められるもの。 b) 溶岩樹型の保全上、支障をもたらすと認められた木竹の伐採等。 <p>2) 歴史的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地域内に存在する無戸室神社の関連施設については、形状、景観等、現状維持を基本として維持管理を行う。神社の社殿等の周辺における地形・地貌の変更や構築物の設置は、信仰関連施設、学術研究、危険防止、安全対策のためなどの公益上必要と認められるもの以外のものは厳しく規制する。 ii) 形状等により宗教的意味を付された地形・空間については、現状維持に努める。 <p>3) 社会的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 洞内に公開・活用のために設置された通路・階段等の施設については、公益性があり、入洞者の安全確保と利便性の確保に寄与しており、これらの施設は従前の規模、形状、材質、色調等の維持を前提とする。 ii) 現在、入洞を禁止している溶岩樹型については、無断入洞等による事故防止に努めるものとする。そのために必要な標識・看板等の工作物¹⁾の設置は認めるものとする。

¹ 工作物: 町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画では、地上・地中に人工を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑧に示すものとする。①小規模建築物に付随する工作物(塀・フェンス等)、②道路付近工作物(側溝・道路安全施設(道路標識・信号機・街灯・ガードレール・ガードパイプ・転落防止柵及びロープ・歩車道境界ブロック等))、③

	<p>(2)C 地域</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 木竹の伐採、植物の採取、土石の採取については、溶岩樹型の自然環境や景観保護のため慎重に対処する。</p> <p>2) 歴史的要素</p> <p>i) 参詣道やトレイルなどの簡素な散策路等は適宜、維持保全を図る。散策路等周辺への工作物の設置については、溶岩樹型への影響がないものに限り、自然環境や景観保護のため慎重に対処する。</p> <p>ii) 無戸室浅間神社の境内地については、その歴史的景観を守るために現状維持を基本としつつ、多くの参詣者が訪れる場所であることを配慮し保存管理を行う。社殿等の歴史的・文化的な建造物については、適切な維持・管理を行う。</p> <p>iii) 指定地域内には、地表面から確認できない未発見の溶岩樹型が分布する可能性があることから、溶岩の掘削を伴う行為は原則として認めない。やむを得ず掘削を実施する場合には、富士河口湖町教育委員会の事前調査又は工事立会を行う。溶岩樹型が発見された場合は、その保存方法について協議する。記録保存のみの保護措置は原則として認めない。</p> <p>(3)D 地域</p> <p>1) 自然的要素</p> <p>i) 自然的要素については、景観、周辺環境に重大な影響を及ぼさないよう保存管理を行う。</p> <p>2) 社会的要素</p> <p>i) 指定地内を通過する町道5107号線は溶岩樹型の直上を通過する道路ではなく、住民生活の安全や便宜を図るために必要な道路であることから、景観の保全を図りつつ適切に維持管理する。</p>
<p>6. 現状変更等の取扱いに関する基準</p>	<p>(1)A 地域</p> <p>1) 構築物等の設置等の許可基準は表15のとおりである。</p> <p>2) 植物の採取、土壌・岩石の採取、その他についての許可基準は表16のとおり。</p> <p>(2)C 地域</p> <p>1) 構築物等の設置等の許可基準は表15のとおりである。</p> <p>2) 植物の採取、土壌・岩石の採取、その他についての許可基準は表16のとおり。</p> <p>(3)D 地域</p> <p>1) 構築物等の設置等の許可基準は表15のとおりである。天然記念物指定地域内の地表面のうち、町道5107号線の道路敷の重複範囲であり、道路の改修等に工事の際には細心の注意を払う。溶岩樹型の直上を道路が通過している状況ではないが、道路の工事により周辺環境や景観に影響が生じないように検討を要する。</p>

指導表示物(救急表示板・緊急表示板・指示表示板・文化財等説明板・文化財等説明碑等)、④屋外広告物(看板・立看板・広告塔・広告旗等)、⑤計測機器(地中温度計・雨量計・実数調査センサー等)、⑥危険防止及び安全管理工作物(侵入防止柵・落石防護柵・落石防護壁等)、⑦記念碑、⑧その他の工作物(テント、足場、ベンチ等の仮設物等)

7. 整備・活用の方針	<p>2) 植物の採取、土壌・岩石の採取、その他についての許可基準は表16のとおり。</p> <p>(1) 山梨県、関係市町村をはじめ、文化庁・環境省とも連携しながら、保存管理の目的の達成のために継続した取り組みを行う。なお、その際には、多くの観光客が訪れる日本を代表する観光地として、散策路の整備や自然を守るための進入防止柵等の設置を計画的に進める。</p> <p>(2) 船津溶岩樹型指定地内の無戸室浅間神社から船津口登山道を結ぶ旧参詣道は、江戸時代以降の登山道との接点等の調査研究を行いその歴史的価値の啓発に努める。</p> <p>(3) 溶岩樹型の文化財としての価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、入洞者や観光客を含め広く広報・普及を行う。広報・普及の方法としては、溶岩樹型の貴重な自然や宗教的地形・空間の由来とその付近にある祠との関係、寺社等についての案内板の設置、洞内外に残る歴史的要素を紹介するパンフレットやホームページの作成が考えられる。また、溶岩樹型が形成される過程などを紹介する取り組みを、博物館・研究機関等と連携して実施するとともに、溶岩樹型に関する各種講座の開催や溶岩樹型に関する学際的研究の推進なども必要となる。</p>
-------------	--

表14 天然記念物船津胎内樹型における地区区分

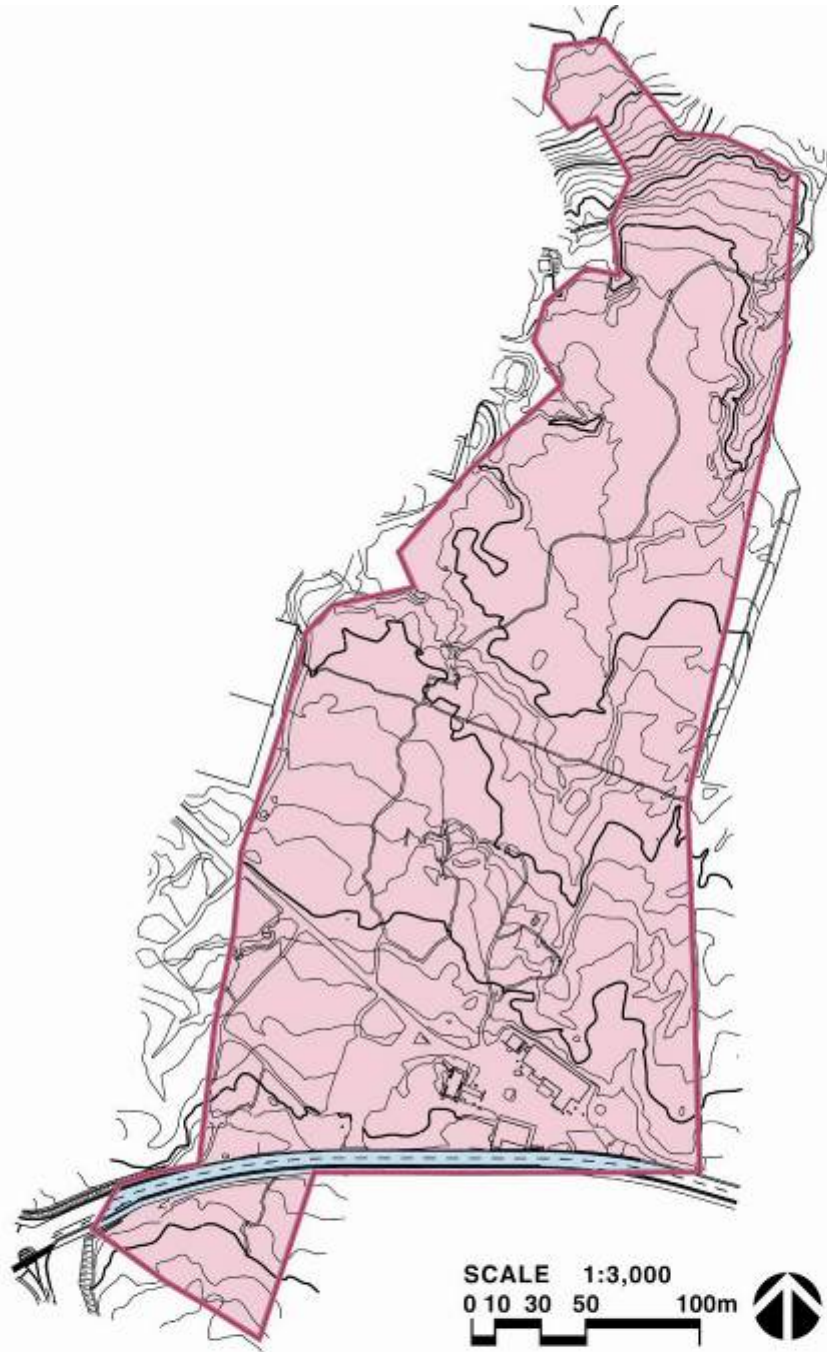
区域	範 囲
A 地域	洞内と開口部。 天然記念物の本質的価値を有する地形及び空間。
C 地域	天然記念物指定範囲の地表面。 天然記念物の本質的価値を有する地形及び空間である A 地域を保全するために必要な地表面の範囲。
D 地域	天然記念物指定範囲の地表面のうち特殊な条件を有する範囲。 天然記念物指定範囲の地表面に建設された道路等の範囲。町道5107号線の道路敷。

表15 天然記念物船津胎内樹型における現状変更の許可基準(構築物等の設置)

区域	構築物等の設置	備考
A 地域	認めない。ただし、次の場合はこの限りではない。	溶岩樹型群の洞内。
C 地域	(1) 既存のもの改築・建替えのため若しくは災害復旧のための新築。 1) 神社、石造物等の構築物については、2008年の測量調査で示された従前の規模を越えず、外観も従前のもと同様とする。 i) 規模とは、建築面積及び高さをいう。 ii) 外観とは、形状、色彩をいう。 (2) 学術研究その他公益上必要と認められるもので、当該地域以外ではその目的を達成することができないと認められるものの新築・改築・増築など。 (3) 地区住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの。	天然記念物指定範囲の地表面全域のうち町道部分を除く。
D 地域	次の場合のみ認める。 (1) 既設の道路の舗装、上下水管の改修。 (2) 既設の標識等の道路施設の改修、刷新。 (3) 道路管理上必要と認められる工作物の設置。	天然記念物指定範囲のうち、町道5107号線の道路敷部分。

表16 天然記念物船津胎内樹型における現状変更の許可基準(その他)

行為の種類	その他
1 植物の採取	A地域 原則として認めない。 C～D 地域 学術研究その他公益上必要と認められるもので植生、周辺環境への影響がないもの。
2 土壌・岩石の採取	
3 その他	



凡例

— 天然記念物指定地外周線

□ 資産範囲

保護地区区分

■ C 地域

■ D 地域

※天然記念物指定地域の地表面はC地域
 但し、開口部はA地域、町道の道路敷はD地域とする。
 ※樹型の洞内はA地域とする。
 ※開口部の位置は図30-2参照

Key plan

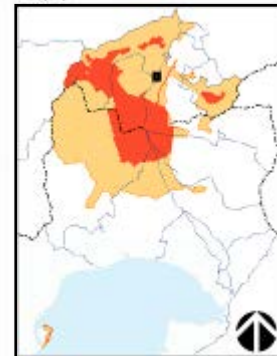


図30-1 天然記念物船津胎内樹型 地区区分図1

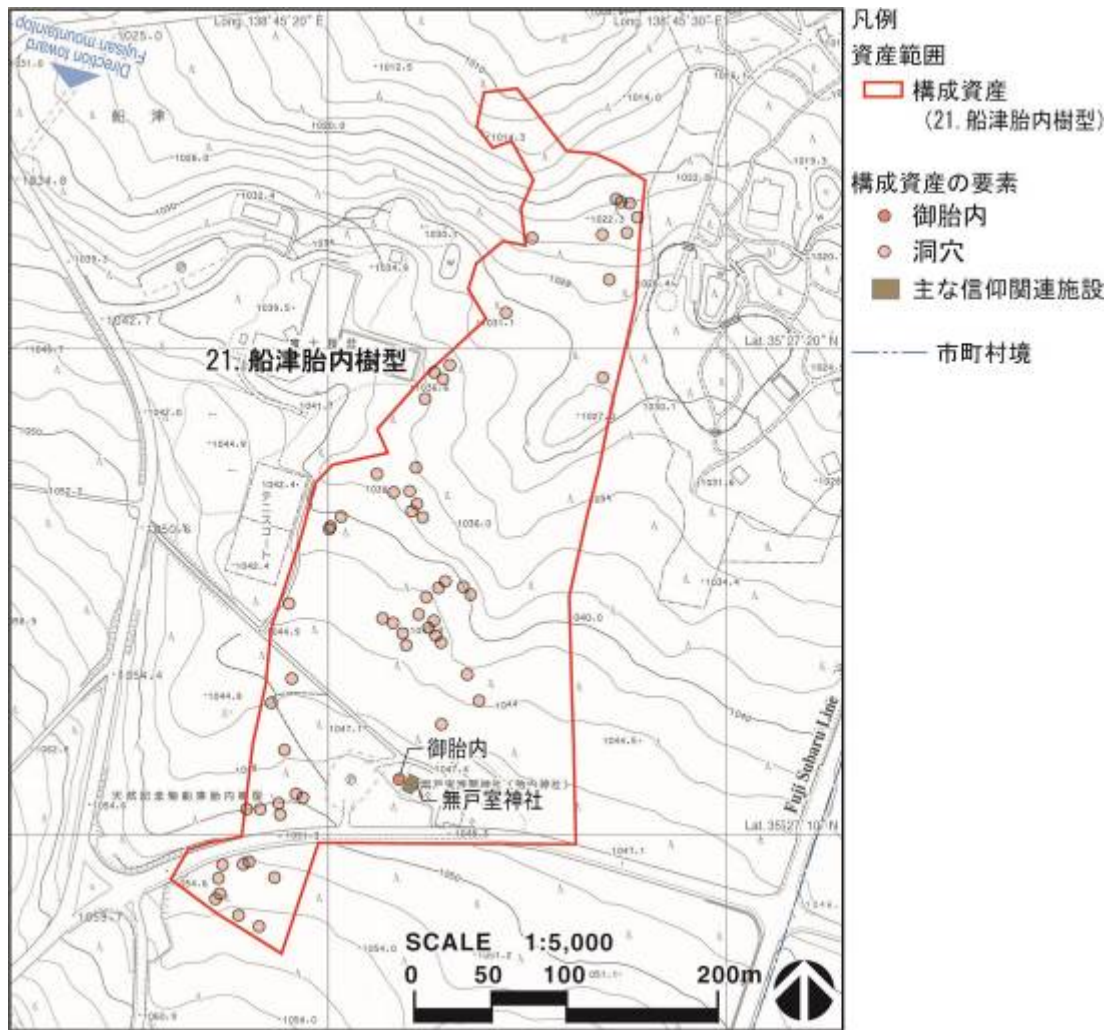


図30-2 天然記念物船津胎内樹型 地区区分図2

15. 天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	吉田胎内樹型		
文化財の名称	吉田胎内樹型	文化財の種類	天然記念物
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	天然記念物吉田胎内樹型は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つOUVの『信仰の対象』の側面において不可欠の構成要素であり、富士山信仰の巡礼地である一群の溶岩樹型で構成される。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。 1929年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。 1952年 山梨県知事による天然記念物吉田胎内樹型の名勝としての仮指定は解除された。		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 吉田胎内樹型の指定区域及び周辺には、森林施業地などが存在し、また入会住民等が産物採取などを行うほか、信仰の対象として活動が行われている。吉田胎内樹型の保存管理に当たっては、このことに十分配慮し、住民の意向を尊重する。</p> <p>(2) 富士山周辺の山麓は日本各地や世界各国から大勢の観光客が来訪することから、これらの人々に対する安全対策には最大限の配慮を行う。</p> <p>(3) 吉田胎内樹型の本質的価値を構成する諸要素として把握した各々の要素について、適切な保存管理の方法を示す。</p> <p>(4) 吉田胎内樹型の現状を勘察し、地区¹ごとの特性に応じた現状変更等の取扱基準を定める。</p> <p>(5) 吉田胎内樹型の指定区域は周辺の環境とも密接な関わりを持っていることから、指定区域の適切な保存管理を行うために、周辺の地域についても視野に入れ、総体としての適切な保全のあり方を示す。</p> <p>(6) 吉田胎内樹型の多様な価値を享受できるよう、適切な整備活用の考え方について示す。</p> <p>(7) 吉田胎内樹型の保存管理を推進するために必要となる組織、体制等のあり方及びその運営の方法等について示す。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ²	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 地質・地形</p> <p> i) 溶岩樹型群、玄武岩溶岩流、火山噴出物</p> <p>2) 植生</p> <p>3) 動物</p>		

¹ 地区; A地域、B地域に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)126ページ表17及び本包括的保存管理計画(分冊1)127ページ～128ページ図31-1～図31-2を参照されたい。

² 本質的価値を構成する要素; 天然記念物吉田胎内樹型の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産「富士山」の構成資産である吉田胎内樹型(構成資産 22)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(分冊1)128ページ図31-2を参照されたい。

	<p>(2)歴史的要素</p> <p>1)吉田胎内樹型本穴入口の祠</p> <p>2)石祠</p> <p>3)石造物</p> <p>i)富士講碑¹</p>
<p>5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)</p>	<p>(1)A地域</p> <p>1)自然的要素</p> <p>i)地質・地形については自然の状態のまま維持することを基本とする。</p> <p>ii)土壌・岩石の採取、その他の行為については、学術研究その他の公益性があり、かつ、周辺環境や景観に影響がないもの以外は厳しく規制する。</p> <p>2)歴史的要素</p> <p>i)吉田胎内樹型本穴入口の祠や石造物については、現状維持を基本として維持管理を行う。ただし、歴史的な記述があるものについては、風化・劣化等を避けるため配慮することとする。</p> <p>ii)本穴における地形・地貌の変更や構築物の設置は、信仰関連施設、学術研究、危険防止、安全対策のためなど、公益上必要と認められるもの以外については厳しく制限する。</p> <p>iii)宗教的意味を付された地形・空間については、現状維持に努める。</p> <p>(2)B地区</p> <p>1)自然的要素</p> <p>i)自然的要素の保存管理についてはA地区と同様に行う。</p> <p>ii)木竹の伐採等は次の場合を除き厳しく制限する。</p> <p>a)学術研究その他公益上必要と認められるもの。</p> <p>b)地域住民の日常生活のために必要と認められるもの。</p> <p>c)病虫害の防除、防災、風致維持その他森林の管理として行われるもの。</p> <p>d)安全維持のため必要最小限のもの。</p> <p>e)吉田胎内樹型の保安上、支障をもたらすと認められた木竹の伐採等。</p> <p>iii)植物の採取は、学術研究その他公益性があり、かつ、植生や周辺環境に影響がないもののほかは関係機関と連携し慎重に対処する。</p> <p>iv)森林施業については、除伐、間伐、下刈り等の管理行為を行うとともに、皆伐等については森林施業への配慮と景観保護との調和をはかるため慎重に対処する。</p> <p>v)動物については、指定地内においてみだりに捕獲・採取を行わないよう啓発に努める。捕獲若しくは採取用のわな等の設置については、学術研究その他公益性があり、捕獲量や方法が周辺環境への影響がないもののほかは関係機関と連携し慎重に対処する。</p> <p>2)歴史的要素</p>

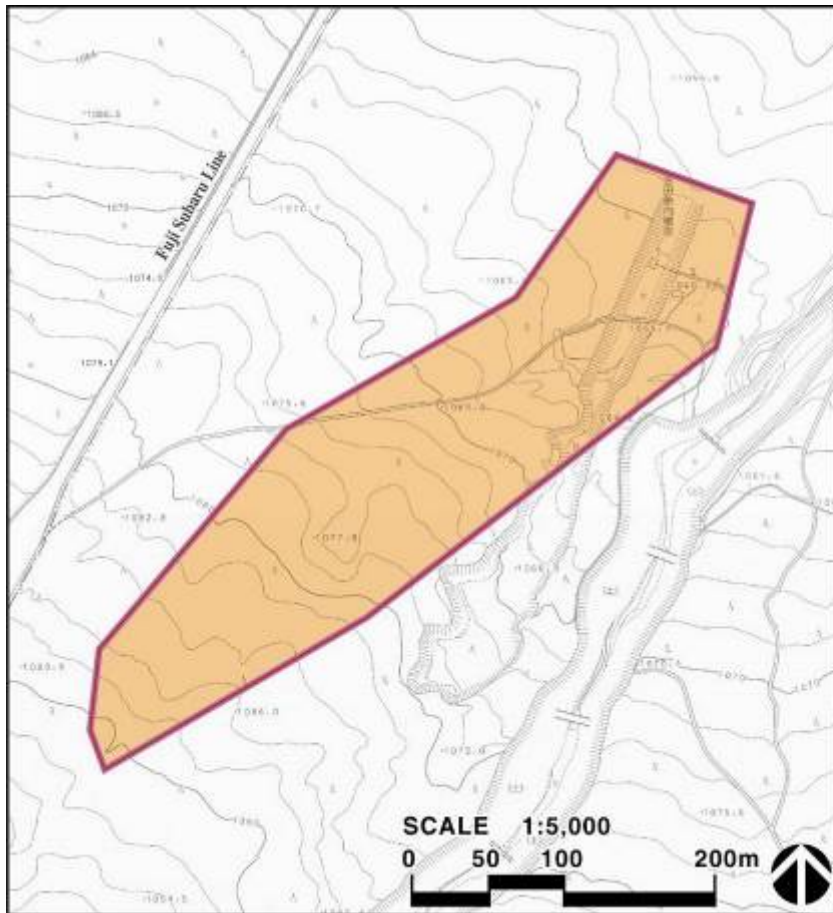
¹ 富士講碑;富士山信仰における記念碑。富士山へ一定の回数登山を行うと、達成した事柄やそれに携わった講社名やその指導者などの氏名を刻み、神社境内等へ奉納を行った。

	<p>i) 参詣道などの簡素な遊歩道等は適宜、維持管理を図る。遊歩道等周辺への工作物¹の設置については、溶岩樹型への影響がないものに限り、自然環境や景観保護のため慎重に対処する。</p> <p>ii) 祠や石造物については、現状維持を基本として維持管理を行う。ただし、歴史的な記述があるものについては、風化・劣化等を避けるため配慮することとする。</p> <p>iii) 溶岩の掘削は原則として認めない。やむを得ず掘削を実施する場合は富士吉田市教育委員会の事前調査又は工事立会を行う。溶岩樹型が発見された場合は、その保存方法について協議する。記録保存のみの保護措置は認めない。</p>
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	<p>(1)A 地域</p> <p>1) 構築物等の設置は原則的に認めない。ただし、学術研究や天然記念物の調査研究に関する構築物等を設置する場合はこの限りではない。</p> <p>2) 植物の採取、土壌・岩石の採取、その他の行為については原則として認めない。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもので、植生、周辺環境への影響がないものについてはこの限りではない。</p> <p>(2)B 地域</p> <p>1) 構築物等の設置は原則的に認めない。ただし、学術研究や天然記念物の調査研究に関する構築物等を設置する場合はこの限りではない。また、文化財保護法等の制限の表示や吉田胎内樹型の自然・文化的価値の周知を目的とした案内看板や説明板等の設置等もこの限りではない。</p> <p>2) 植物の採取、土壌・岩石の採取、その他の行為については原則として認めない。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもので、植生、周辺環境への影響がないものについてはこの限りではない。</p>
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 吉田胎内樹型が持つ自然・文化的価値の保存及び周辺地域を含めた環境保全にも資するため、普及・広報を行う。広報・普及の方法としては、案内板の設置、パンフレットやホームページの作成が考えられる。</p> <p>(2) 自然教育プログラム等による環境教育・社会教育を実施する。</p> <p>(3) 見学者の利便性や安全確保に必要な道標等の整備を行う。</p>

表17 天然記念物吉田胎内樹型における地区区分

区域	範 囲
A 地区	洞内と開口部。
B 地区	吉田胎内本穴洞外及び天然記念物指定範囲の地表面。

¹ 工作物;天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画では、次の①～②に示すものとする。①既存の道、柵、石積み、案内板、説明板、調査用機器、捕獲・採取用わな等、②記念碑、石祠、石段、鳥居、仮設トイレ、仮設テント、道標設置等



凡例

— 天然記念物指定地外周線

保護地区区分

■ B 地域

※樹型の洞内と開口部は A 地域

※天然記念物指定範囲の地表面は B 地域

※開口部の位置は図 31-2 参照

□ 資産範囲

Key plan

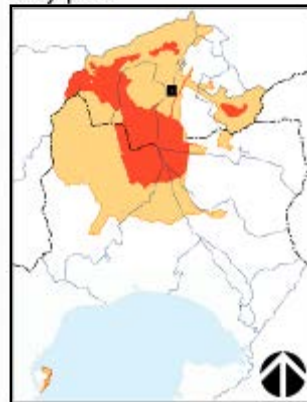


図31-1 天然記念物吉田胎内樹型 地区区分図1

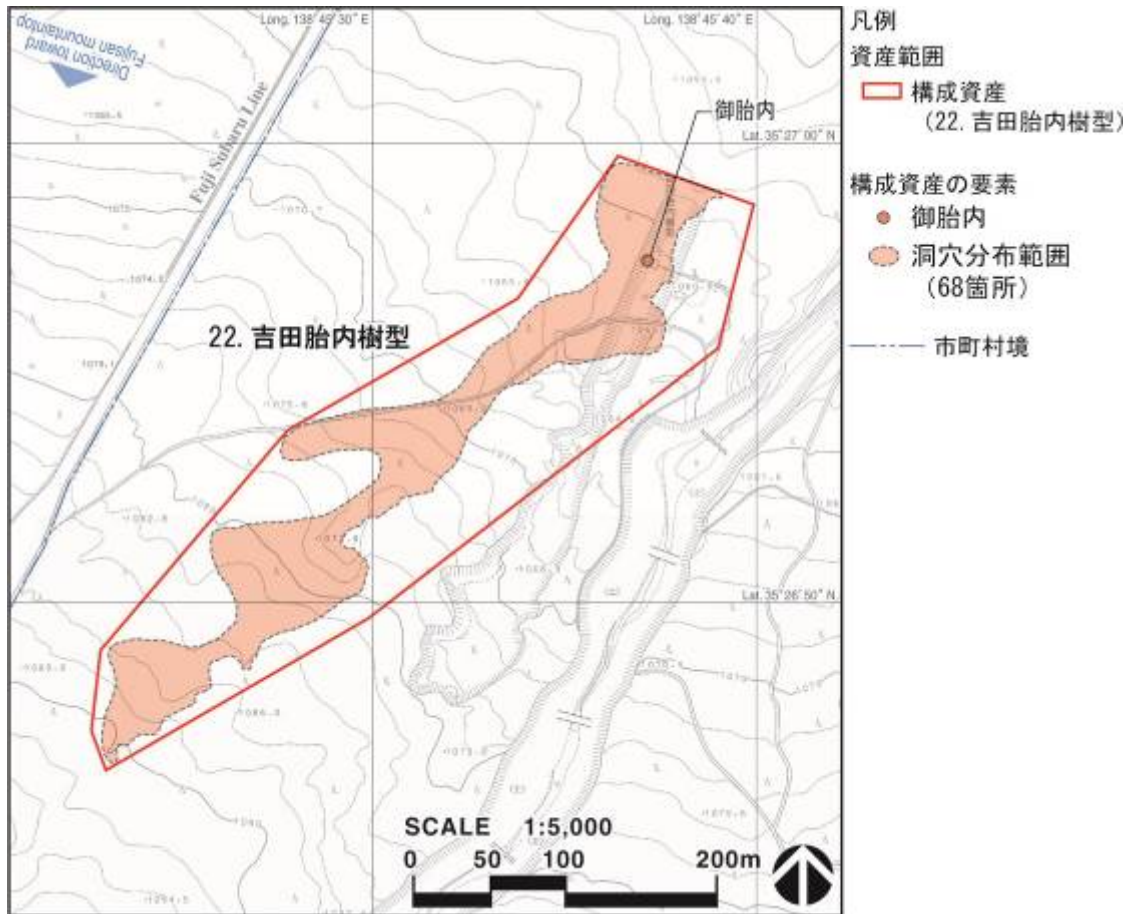


図31-2 天然記念物吉田胎内樹型 地区区分図2

16. 名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	白糸ノ滝		
文化財の名称	白糸ノ滝	文化財の種類	名勝及び天然記念物
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	名勝及び天然記念物白糸ノ滝は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の『信仰の対象』の側面において、不可欠の構成資産であり、富士講信者を中心に多くの人々の巡礼・修行の場となった所で、富士山の湧水を水源とする滝である。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1936年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、名勝及天然記念物として指定された。		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 白糸ノ滝の価値を次世代へ継承するため、名勝としての風致景観及び天然記念物としての地形・地質を適切に維持管理する。</p> <p>(2) 名勝及び天然記念物の指定当時に比して潜在した価値の顕在化や回復、望ましい風致景観への改善等を視野に入れ、適切な保存管理を行う。</p> <p>(3) 名勝及び天然記念物白糸ノ滝の指定地域は、河川敷と公有地・民有地に及ぶため、指定地の所有状況も勘案した上で、名勝及び天然記念物としての価値並びに景観の維持を図るために、指定地内を3地区¹に区分して保存管理を行う。</p> <p>(4) 周辺地域は、指定地外に当たるが、名勝及び天然記念物白糸ノ滝の価値を保護する上で重要な地域である。周辺地域においても開発行為や大雨等による滝の崩壊等の負荷行為に十分留意し、周辺環境を適切に維持管理する。</p>		
4. 本質的価値を構成する要素 ²	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 地形・地質に関する要素</p> <p> i) 古富士泥流堆積物</p> <p> ii) 白糸溶岩流</p> <p>2) 滝・湧水に関する要素</p> <p> i) 白糸の滝³</p> <p> ii) 鬢撫水</p> <p>3) 植物に関する要素</p> <p>(2) 人文的要素</p> <p>1) 信仰に関わる要素</p>		

¹ 地区；第1種保護地区、第2種保護地区、第3種保護地区の3つ地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)132ページ表18及び本包括的保存管理計画(分冊1)133ページ図32を参照されたい。なお、構成資産に含まれていない第2種保護地区及び第3種保護地区については、本包括的保存管理計画(分冊1)においては、記述を割愛することとする。

² 本質的価値を構成する要素；名勝及び天然記念物白糸ノ滝の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である白糸ノ滝(構成資産 24)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)66ページ図46を参照されたい。

³ 白糸の滝；名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」は滝つぼだけでなく、その周囲も範囲指定されていることから、本書では滝そのものを示す場合は白糸の滝と表記し、指定地全体を示す場合は「白糸ノ滝」と表記する。

	<ul style="list-style-type: none"> i) 富士講 2) 眺望・景観に関する要素 <ul style="list-style-type: none"> i) 白糸の滝の勝景 ii) 富士山の展望 3) その他の要素 <ul style="list-style-type: none"> i) 富士の巻狩伝承 ii) 歌碑 <p>(3) 社会的要素</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 標識等
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<p>各地区に含まれる構成要素を適切に保存管理する。</p> <p>(1) 第1種保護地区</p> <p>名勝及び天然記念物白糸ノ滝の中核をなす地区として、特に厳しい保護管理を行うこととする。風致景観の保護及びその顕在化・回復に努めるものとし、将来的には人工物の撤去を目指す。</p>
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	<p>(1) 第1種保護地区</p> <p>1) 原則として、次に該当する行為以外の現状変更等は許可しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 風致景観の維持及びその回復を含めた保存管理又は整備活用を目的とするもの ii) 名勝及び天然記念物の保存管理上必要な施設・工作物¹の設置 iii) 安全対策上必要な措置 <p>2) 各構成要素に関する具体的な取扱基準を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 土地の形状・土壌の性質の変更、土壌・岩石の採取 <ul style="list-style-type: none"> a) 土地の形状・土壌の性質を変更する行為及び土壌・岩石の採取は原則として許可しない。ただし、安全対策上必要な措置及び調査研究を目的とするものについては、この限りでない。 ii) 動物の捕獲及び放流・放鳥等、植物の採取・植栽、木竹の伐採・植栽 <ul style="list-style-type: none"> a) 動物の捕獲及び放流・放鳥等は原則として許可しない。ただし、風致景観の保存を目的とするもの、安全対策上必要な措置及び調査研究を目的とするものについては、この限りでない。 b) 植物の採取・植栽は原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 風致景観の保存を目的とするもの。ただし、植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。 ➤ 調査研究を目的とするもの。 ➤ 崩壊地に対する植栽。ただし、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。 c) 木竹の伐採・植栽については原則として許可しない。ただし、次の場合はこの限り

¹ 工作物;名勝及び天然記念物白糸ノ滝保存管理計画では、地上・地中に手を加えて製作したもののうち、建築物を除いて、次の①～⑤に示すものとする。①案内板(例)制札、文化財等説明板、文化財等説明碑等、②危険防止のための工作物(例)転落防止柵、手すり等、③石碑、記念碑、④橋、⑤その他(例)ベンチ、外灯等

	<p>でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 風致景観の保存を目的とするもの。ただし、植栽については、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。 ➤ 危険木の伐採等、安全対策上必要な措置。ただし、景観に配慮し、風致景観の保存に努めるものとする。 ➤ 崩壊地に対する植栽。ただし、原則として周辺の在来植生と同種の植物とする。 <p>iii) 建築物の新築・増築・改築・除却</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 建築物の新築・増築・改築は原則として許可しない。 b) 既存の建築物については、除却に努めるものとし、除却が困難である場合は、規模・形態・色彩・材質等において景観と調和するよう改良に努めるものとする。 <p>iv) 工作物の設置・改修・復旧・除却</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 工作物の新たな設置は原則として許可しない。ただし、風致景観の保存に関わるもの、名勝及び天然記念物の保存管理上必要なもの、安全対策上必要なもの及び公共に要するものについては、必要最小限とし、かつ規模・形態・色彩・材質・位置等において風致景観と調和するよう配慮するものとする。 b) 既存の工作物については、除却に努めるものとする。ただし、風致景観の保存に関わるもの、名勝及び天然記念物の保存管理上必要なもの、安全対策上必要なもの及び公共に要するものについては、改修・復旧の際に、規模・形態・色彩・材質等において風致景観と調和するよう改良に努めるものとする。 c) 前号に関わらず、人文的要素となる工作物については、き損した場合は、その歴史的価値を維持し、適切に復旧するよう努めるものとする。 <p>v) 入水行為及び水の採取</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 入水行為及び水の採取は、原則として許可しない。ただし、安全対策上必要な措置及び調査研究を目的とするものについては、この限りでない。
7. 整備・活用の方針	<p>(1) 白糸ノ滝の持つ本質的価値について、地域住民や来訪者の間に広く広報・情報提供を行う必要がある。地域住民や来訪者が白糸ノ滝の価値を再認識することは、白糸ノ滝に親しむ心を涵養し、もってその保存に資すると考えられる。</p> <p>(2) 白糸ノ滝及びその周辺は、富士の巻狩や富士講にまつわる歴史・伝承の舞台であり、その優れた景勝は芸術作品の題材になっているため、富士山の文化を学ぶ場として活用するとともに、豊かな文化を育む場としての活用を目指す。</p> <p>(3) 国内でも稀な湧水に起因する白糸ノ滝では、富士山麓の湧水の仕組みを観察でき、指定地は特色ある地質が観察できる場所であるため、富士山の成り立ちや地質・湧水等の自然を学ぶ自然科学教育の場としての活用を目指す。</p> <p>(4) より多くの来訪者に白糸ノ滝の優れた景観を鑑賞してもらうことができるよう努める必要がある。また、量的観光ではなく、質的観光が求められていることから、白糸ノ滝を通して、富士山の自然環境や文化に触れ、学ぶことを目的とした学習志向の観光を考える。</p>

表18 名勝及び天然記念物白糸ノ滝における地区区分

区分	区域
第1種保護地区	白糸の滝を中心とし、その滝つぼ、滝から繋がる両岸の崖、滝から流出する河川とその河川敷を含む区域。
第2種保護地区	音止の滝と中心とし、その滝つぼ、滝から繋がる両岸の崖、滝の上流部及び下流部の河川と河川敷を含む区域。
第3種保護地区	第1種及び第2種保護地区以外の区域。

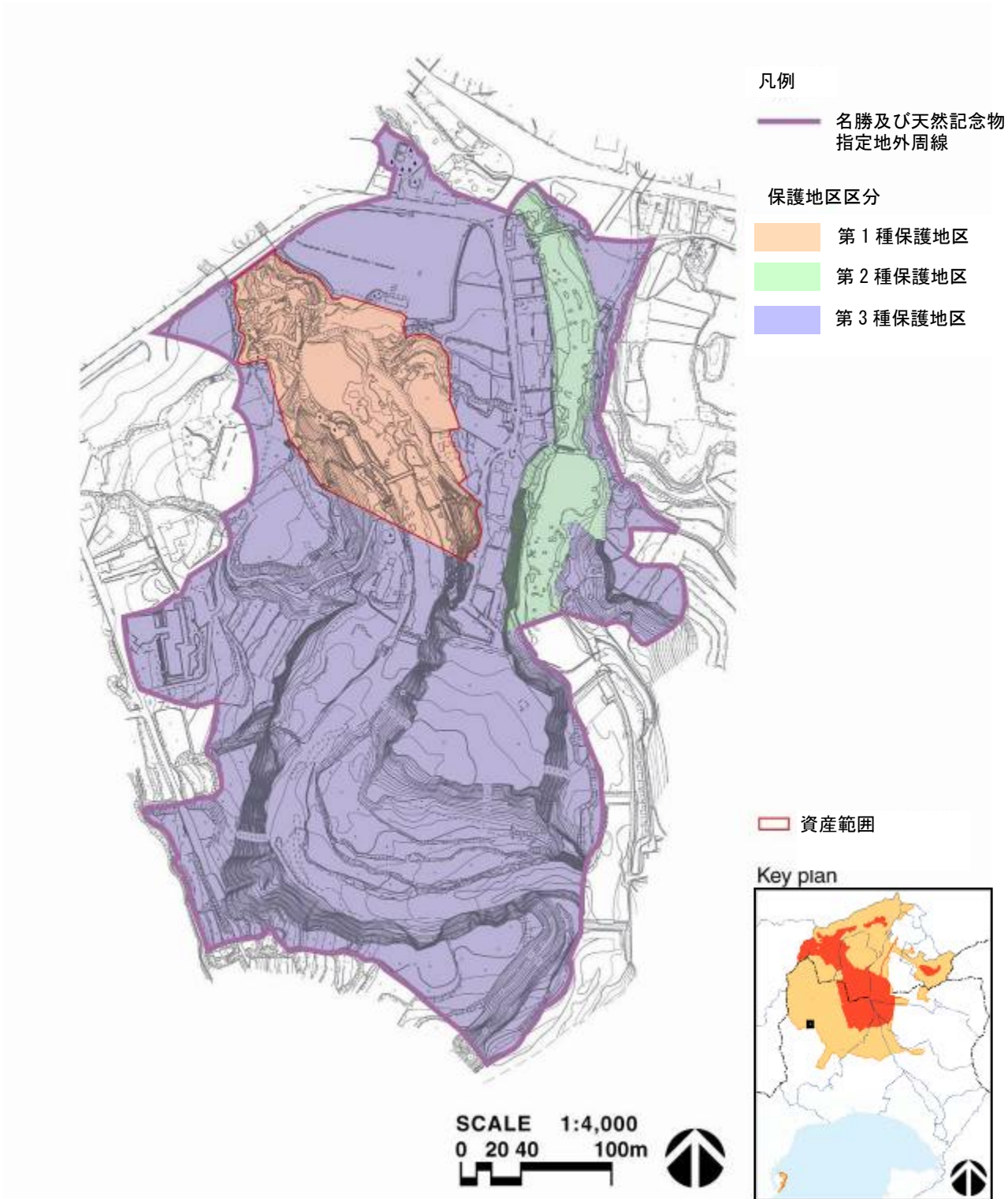


図32 名勝及び天然記念物白糸ノ滝 地区区分図

17. 名勝三保松原保存管理計画 概要

構成資産又は構成要素名	三保松原		
文化財の名称	三保松原	文化財の種類	名勝
1. 「富士山」の顕著な普遍的価値における意義	名勝三保松原は、世界遺産一覧表に記載された「富士山」が持つ顕著な普遍的価値の「芸術の源泉」の側面において不可欠の構成資産であり、富士山を描く際の典型的構図に含まれる景勝地として知られ、歌川広重等の作品をはじめ、海外にも著名な芸術作品の視点場又は、舞台となった場所である。		
2. 法的保護の状況及び保存管理の現状等	1922年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、名勝として指定された。 1977年 名勝の指定地の一部が解除された。 1990年 隣接地が名勝として追加指定され、指定地の一部が解除された。		
3. 保存管理の基本指針	<p>(1) 松原の保全・管理・育成</p> <p>1) 下草刈り、草取り、松葉除去、除伐、間伐、異種樹木の除去などを実施し、マツの保全育成に努め、森林環境を整備する。</p> <p>2) 巡視員の監視により、病虫害被害木の早期発見・早期処理に努め、その伝染を防止する。</p> <p>3) 害虫被害予防のための薬剤の注入や樹勢が衰えたマツに対する活性剤の注入などを実施するとともに、必要な箇所には植樹を行うなど美しい松林の維持を図る。</p> <p>4) 松林は保安林・防潮林として指定されていることから、その所有者は責任を持ってマツの保全に努める。</p> <p>(2) 海岸の保全・管理・養浜</p> <p>1) 海岸管理者は、海岸保護のために消波ブロックを設置し、サンドリサイクル工法等で海岸保全に努める。</p> <p>2) 防潮堤や消波ブロック等が風致景観に与える影響が大きいことから、風致景観に配慮した構造となるよう工夫する。</p> <p>3) 海浜に自生する植物(はまゆう・ハマヒルガオ・ハマゴウ)などの保護・育成を図る。</p> <p>(3) 富士山の眺望ポイントの確保については、以下の特性を活かした保全・活用を図る。</p> <p>1) 羽衣の松付近の海岸は、三保松原における白砂青松と富士山が同時に視界に入る最も人気の高いビューポイントである。</p> <p>2) 羽衣の松から数百メートル北側の鎌ヶ崎から松原越しに見る富士山は、画家が好んで描いた風致景観である。</p> <p>3) 清水灯台付近からの富士山の眺望は、力強く雄大であり、観る者を勇気づける力がある。</p> <p>4) 真崎からの清水港と富士山は、自然と建築物の色彩などの人工物が調和し、いきいきとした姿に感じられる。</p> <p>(4) 名勝に相応しい良好な環境整備</p> <p>1) 展望地点、公園、遊歩道、自転車道、駐車場などの整備・維持管理を通じて、観賞者の心に残る名勝となるような環境を整備する。</p>		

	<p>2) 松林内の環境維持のため、ごみ等の不法投棄の禁止を呼び掛け、巡視活動を実施する。</p> <p>3) 民間活力による、宿泊施設・観光物産施設などの充実を図り、観光地としての魅力を高めていく。</p>
4. 本質的価値を構成する要素 ¹	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 植物</p> <p>a) クロマツの群生地</p> <p>2) 地形・地質・砂浜</p> <p>b) 砂嘴</p> <p>3) 風致景観</p> <p>(2) 歴史的社会的要素(有形)</p> <p>1) 羽衣の松</p> <p>2) 御穂神社・羽車神社</p> <p>(3) 歴史的社会的要素(無形)</p> <p>1) 羽衣伝説</p> <p>2) 文学(和歌)</p> <p>3) 美術</p>
5. 保存管理の方法(本質的価値を構成する要素)	<p>(1) 自然的要素</p> <p>1) 海岸侵食の進行を止めるべく、消波ブロックや侵食の激しい箇所への砂の搬入など養浜工事を継続して行い、三保半島の海岸を守る。</p> <p>2) マツノザイセンチュウによる松枯れ被害が激しくなっており、被害木の伐倒を早急に行い、他のマツへの被害の広がりを防ぐ対策や、薬剤の散布などを計画的に実施する。</p> <p>3) シロアリについては薬剤による駆除や防除を行う。</p> <p>4) 下草刈りや松葉の清掃、松枯れ予防剤の樹幹への注入業務などで松原の保全を図る。</p> <p>(2) 歴史的社会的要素</p> <p>1) 三保松原の本質的価値は、富士山と切っても切り離せないものであるため、太古の昔からあるものを未来にもあるものとするために、今できることを地道に堅実にを行う。</p>
6. 現状変更等の取扱いに関する基準	<p>5つの地区¹に区分し、現状変更等の基準を明記する。</p> <p>(1) 特別規制A地区</p> <p>1) 防潮堤外側の国有浜地の海浜地区で、松原の風致景観保護のため、現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>a) 人命の安全を確保するためのもの</p>

¹ 本質的価値を構成する要素; 名勝三保松原の本質的価値を構成する要素を示す。そのうち、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産に含まれる要素(本包括的保存管理計画(本冊)69ページ表5を参照されたい。)をゴシック体で表示することとする。なお、世界遺産一覧表に記載された「富士山」の構成資産である三保松原(構成資産 25)に含まれる要素の位置については、本包括的保存管理計画(本冊)68ページ図47を参照されたい。

¹ 地区; 特別規制A地区、特別規制B地区、第1種規制地区、第2種規制地区、第3種規制地区の5つの地区に区分。地区区分は本包括的保存管理計画(分冊1)137ページ表19及び本包括的保存管理計画(分冊1)138ページ図33を参照されたい。

	<p>b) 海岸保全上必要なもので、風致景観等に著しい影響を与えないもの</p> <p>c) 既存の飛行場の滑走路の整備</p> <p>(2) 特別規制B地区</p> <p>1) 松原としての優れた風致景観を保ち価値の極めて高い地区であり、将来に渡って松原を保護し、風致景観の維持を図るとともに、その回復に努めるものとする。従って、風致景観の維持及びその回復を目的とする事業以外の現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>a) 人命の安全を確保するためのもの</p> <p>b) 福祉上欠くことのできない公共施設で、他の地域では設置の意義を失うもの</p> <p>c) 既存の構築物¹の改築で建築面積及び高さを上回らず、風致景観に配慮したもの</p> <p>d) 都市公園としての機能を有する施設(トイレ、水飲み場、ベンチ、遊歩道等)の設置</p> <p>e) 災害復旧等の公共事業</p> <p>f) 既存飛行場について業務遂行に必要な管制施設、格納庫の整備</p> <p>(3) 第1種規制地区</p> <p>1) 特別規制地区に次ぐ、優れた三保松原の風致景観を形成しており、風致景観の維持を図っていく地区であるが、地域経済社会の振興と発展に配慮する必要がある。従って、原則として次のような行為は認めない。</p> <p>a) 高さ17m以上の構築物の新築、増改築。ただし、学校施設、体育施設等の照明及び旗柱に類するものについては、その高さが地盤面から25mを超えないものを除く。</p> <p>b) 前項の規制を超える既存の構築物で、既存の高さを上回る増改築。</p> <p>c) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については管理団体と協議する。</p> <p>d) 環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。</p> <p>e) 風致景観を損なう恐れのあると認められる形状及び彩色の構築物の設置。</p>
<p>7. 整備・活用の方針</p>	<p>(1) 松原からの富士山や駿河湾の眺望の価値を理解してもらうために、人々が集い憩える公園や遊歩道、駐車場等の整備を進める。</p> <p>(2) 松原の総量を維持する。</p> <p>(3) 雨天の際にも、名勝の価値を体験できる施設を整備する。</p> <p>(4) 地域住民に三保松原が持つ魅力を広く情報発信し、貴重な財産として認識してもらう。</p> <p>(5) 地元自治会を中心として、各種団体を有効に活用し、松原保全のために主体的積極的な活動を推進する。</p> <p>(6) 地元の学校や生涯学習施設などで松原や富士山を学習する機会を設け、清掃などの奉仕活動の実践を通して、地域の財産としての認識を深める。</p> <p>(7) 名勝三保松原を、近郊の様々な文化財と共に保全、活用を図り、多くの観賞者の心の</p>

¹ 構築物；名勝三保松原保存管理計画では、建築物及び工作物を併せたものをいう。このうち工作物は地上・地中に手を加えて製作したものうち、建築物を除いて次の①～⑤に示すものとする。①案内板(制札、文化財等説明板)、②危険防止のための工作物(転落防止柵、手すり等)、③石碑、記念碑、④橋、⑤その他(ベンチ、外灯、電柱、電線)

中に新鮮な感動や喜びを与える名勝として、後世に継承したいと願う気持ちを育むことが重要である。

表19 名勝三保松原における地区区分

区分	区域
特別規制A地区	防潮堤外側の国有浜地。真崎灯台の内海側の第2種規制地区との境界は、隣接する特別規制B地区と第2種規制地区との境界(松林が途切れる所)の延長線上。
特別規制B地区	特別規制A地区との境界は防潮堤外側、その他の規制地区との境界は、羽衣参道は道路外側、それ以外は平成22年4月1日現在において松原を形成している地区。真崎先端の境界は真崎灯台と国土交通省財産及び民地側の境界を結んだ線。
第1種規制地区	真崎付近の第2種規制地区及び第3種規制地区との境界は、都市計画道路の中心線、字広道の第2種規制地区との境界、字羽衣脇の三保第一小学校を中心とする第2種規制地区との境界及び大字折戸地区における第2種規制地区との境界は、隣接する道路の中心を境界。羽衣参道西側の第2種規制地区との境界は、羽衣参道中心より25mの位置。
第2種規制地区	真崎付近第3種規制地区との境界は、市道本村海岸58号の中心の延長。その他の地区との境界は前項特別規制A地区、特別規制B地区、第1種規制地区を参照。
第3種規制地区	三保半島内海側の区域。各地区との境界は、前項特別規制B地区、第1種規制地区、第2種規制地区を参照。



凡例

— 名勝指定地外周線

保護地区区分

特別規制A地区

特別規制B地区

第1種規制地区

第2種規制地区

第3種規制地区

資産範囲
緩衝地帯

Key plan

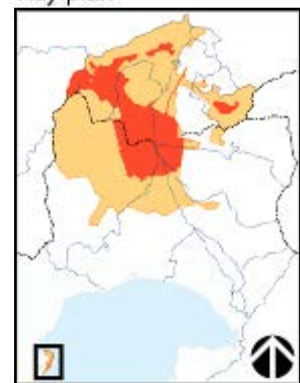


図33 名勝三保松原 地区区分図

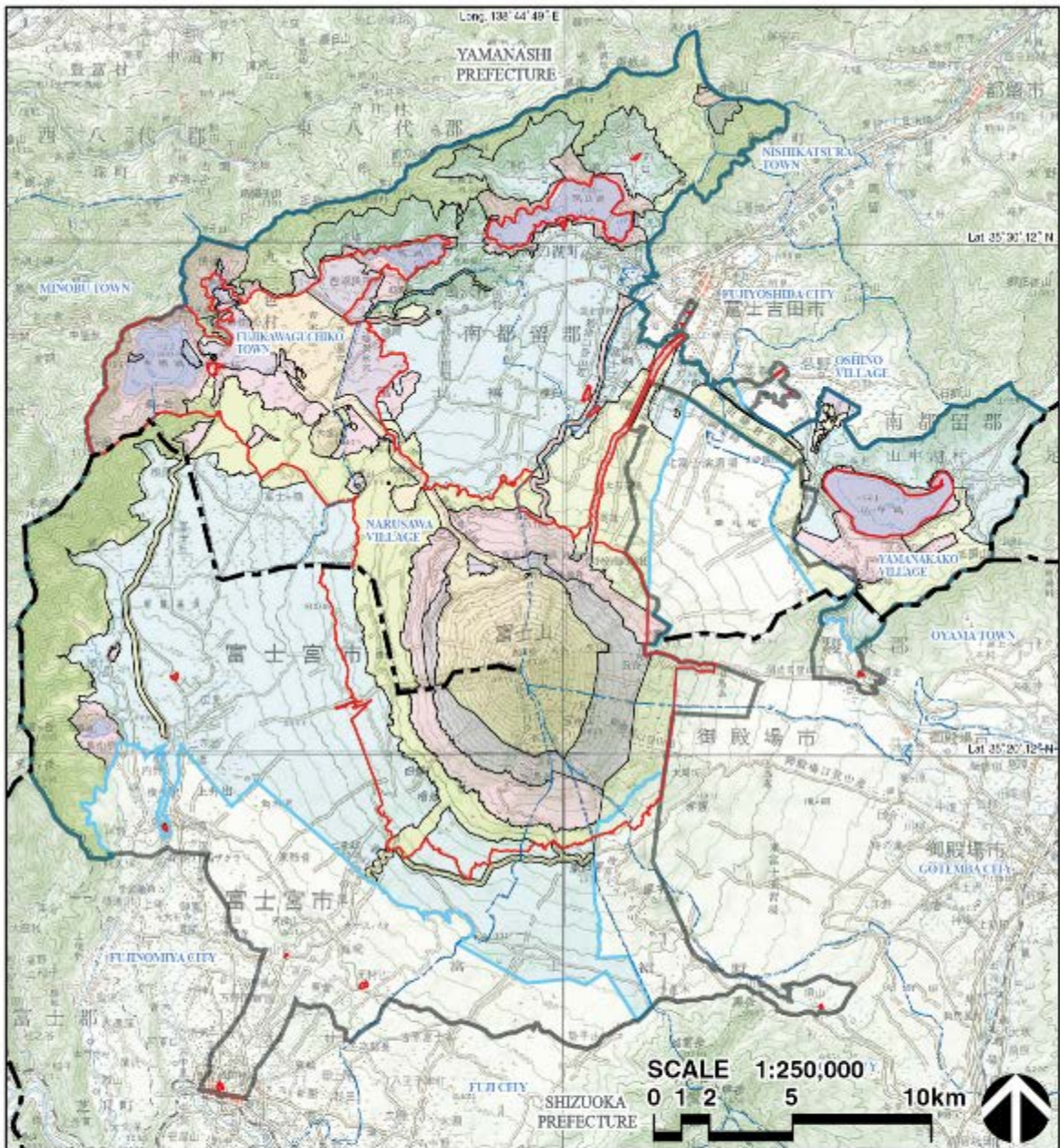
第2 自然公園法に基づく関係計画概要

1. 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画

構成資産範囲	富士山域、富士御室浅間神社、山中湖、河口湖、吉田胎内樹型、白糸ノ滝
1. 保護計画 (基本方針)	<p>(1) 特別地域¹</p> <p>1) 特別保護地区</p> <p>次に該当する厳正な保護を図る必要がある本公園の核心地域。</p> <p>i) 核心的な火山地形を有する地域、側火山(寄生火山)地形を有する地域、特異な火山地形(溶岩風穴や溶岩樹型)を有する地域。</p> <p>ii) 優れた自然林を有する地域。</p> <p>iii) ハリモミの自生地として重要な地域。</p> <p>2) 第1種特別地域</p> <p>次に該当する地域で、特別保護地区に準じ、厳正にその風致の維持を図る必要性が高い地域。</p> <p>i) 優れた自然林を有する地域。</p> <p>ii) 溶岩流、噴火口跡、火山洞穴・風穴の特異な火山地形を有する地域。</p> <p>3) 第2種特別地域</p> <p>次に該当する地域で、特に農林漁業活動については、努めて調整を図ることが必要な地域。</p> <p>i) 良好な自然植生、富士山からの溶岩流、富士山の溶岩流によってできた自然湖、湿原等、公園の景観構成上重要な自然景観を有する地域。</p> <p>ii) 公園の主要利用地点からの主たる展望対象地域。</p> <p>iii) 集団施設地区等公園利用拠点とその周辺地域。</p> <p>iv) 富士山の展望の前景にあたる等、富士山の眺望景観構成上重要な地域。</p> <p>v) 富士山を代表する湧水地とその周辺地域。</p> <p>4) 第3種特別地域</p> <p>本地域の景観構成上重要な地域で風致の維持を図る必要性は高いが、森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動については、特に風致の維持に影響を及ぼすおそれの少ない地域。</p> <p>5) 乗入れ規制地域</p> <p>貴重な自然環境の保護を図るため、オフロード車、オフロードバイクの乗入れによる自然環境への影響が出ている地域及びそのおそれの大きい地域。</p> <p>(2) 普通地域</p> <p>特別地域の周辺部で風景の保護を図ることが必要な地域。</p> <p>(3) 保護施設</p> <p>希少な植生の見られる地域について、その保護を図るため、植生復元施設を設置する。</p>

¹ 自然公園地域区分;本包括的保存管理計画(分冊1)141ページ図34を参照されたい。

<p>2. 利用計画 (基本計画)</p>	<p>(1) 利用施設</p> <p>本地域の利用形態は、富士山、御坂山系、天子山系、越前岳及び三国山等への登山や自然探勝、船遊び等がある。</p> <p>富士山の登山者等に対し、車道及び歩道を計画するとともに、歩道沿線においては宿舎、園地、救急医療施設、案内所等を計画する。また、富士山五合目付近の車道終点には登山道及び周辺探勝利用者の駐車場、休憩所等を計画する。</p> <p>さらに、富士山の自然、利用情報の提供、登山案内等のための博物展示施設を計画し、富士山の適正利用を目指すものとする。</p> <p>富士山山麓部には各利用拠点を連絡する車道を計画し、また、富士五湖周辺には自然探勝等のための園地、宿舎、野営場等を計画する。</p> <p>御坂山系、天子山系、越前岳及び三国山等への利用に対して、歩道を計画し、沿線には園地、宿舎等を計画する。</p>
---------------------------	--



凡例






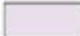
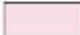


- | | | | |
|---|-----------------------------|---|------|
|  | 富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）
指定地外周線 |  | 資産範囲 |
|  | |  | 緩衝地帯 |
|  | 特別保護地区 | | |
|  | 第1種特別地域 | | |
|  | 第2種特別地域 | | |
|  | 第3種特別地域 | | |
|  | 普通地域 | | |

図34 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)地域及び公園計画図

2. 富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画

構成資産範囲	富士山域、富士御室浅間神社、山中湖、河口湖、吉田胎内樹型、白糸ノ滝							
1. 管理計画区 (対象地の概要)	<p>富士山を中心として山梨・静岡両県にまたがる範囲。地形及び流域の一体性、風致景観の特性、利用形態、行政区分等を勘案し、3つの管理計画区¹に区分する。</p> <p>(1) 富士山管理計画区 富士山の概ね五合目以上の火山荒原を主体とした標高3,776mの山頂部までの山梨県及び静岡県の同県にかかる富士山本体の区域。</p> <p>(2) 富士山北麓管理計画区 富士山の山梨県側中腹部(概ね五合目約2,200m)から富士五湖に至る北部山麓。</p> <p>(3) 富士山南麓管理計画区 富士山の静岡県側中腹部(概ね五合目約2,200m)から西と南に広がる山麓部。</p>							
2. 富士山管理計画区	<p>(1) 管理の基本的方針</p> <p>1) 保護に関する方針</p> <table border="1" data-bbox="395 801 1425 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 801 727 853">保全対象</th> <th data-bbox="727 801 1425 853">保全方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 853 727 904">➤ 富士山の秀麗な山容</td> <td data-bbox="727 853 1425 904" rowspan="3">日本を代表する火山景観である美しい富士山の姿と、学術的にも価値が高い富士山特有の高山植物群落の厳正な保護を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 904 727 956">➤ 植物の変遷過程</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 956 727 1055">➤ 富士山五合目付近の高山植物群落</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 利用に関する方針</p> <p>i) 利用の特性及び利用方針</p> <p>a) 富士山の利用は主として五合目以上の登山利用と五合目までの自動車利用の2形態に分かれる。登山者のほとんどが開山期間である7～8月の2ヶ月に集中する。五合目までは多くの人が車道を利用している。</p> <p>b) 五合目までの車道の利用における諸問題については、五合目への過度な利用の集中を抑制するとともに、山麓区域における新たな公園利用地点への誘導を図る等の対策を検討する。また、歩道を整備し、散策等大自然とのふれあい利用を促進する。</p> <p>ii) 利用施設の整備及び管理方針</p> <p>a) 利用施設は、景観に配慮した規模及び外観とする。</p> <p>b) 富士登山の歩道については、標識等の整備を図る。</p> <p>c) 山小屋のトイレについては、環境に優しい排水処理等富士山にふさわしい施設になるよう指導する。</p> <p>iii) 利用の指導及び利用規制方針</p> <p>a) 利用者の安全対策</p> <p>➤ 登山道、山小屋、休憩所等の適切な整備と維持管理に努める。また、事故防止のため指導標、安全柵の設置、点検等を行う。</p>		保全対象	保全方針	➤ 富士山の秀麗な山容	日本を代表する火山景観である美しい富士山の姿と、学術的にも価値が高い富士山特有の高山植物群落の厳正な保護を図る。	➤ 植物の変遷過程	➤ 富士山五合目付近の高山植物群落
保全対象	保全方針							
➤ 富士山の秀麗な山容	日本を代表する火山景観である美しい富士山の姿と、学術的にも価値が高い富士山特有の高山植物群落の厳正な保護を図る。							
➤ 植物の変遷過程								
➤ 富士山五合目付近の高山植物群落								

¹ 管理計画区;各管理計画区の範囲は本包括的保存管理計画(分冊1)148ページ図35を参照されたい。

	<p>b) 利用者の誘導、規制</p> <p>➤ 自然保護思想や公園利用マナーの普及啓発を行う。</p>	
<p>3. 富士山北麓管理計画区</p>	<p>(1) 管理の基本的方針</p> <p>1) 保護に関する方針</p>	
	<p>保全対象</p>	<p>保全方針</p>
	<p>青木ヶ原樹海 (特別保護地区)</p>	<p>富士山西麓の溶岩流上に位置し、ヒノキ等の常緑針葉樹を主とする自然植生が広がり、溶岩風穴や溶岩樹型など特異な火山地形も点在する、すぐれた自然景観を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。</p>
	<p>山中ハリモミ純林 (特別保護地区)</p>	<p>山中のハリモミ林として知られ、国内でも希有な自然景観を呈し、学術的価値も高いすぐれた純林であるため、現景観を厳正に維持するとともに保護増殖を図る。</p>
	<p>片蓋山山頂の自然林 (特別保護地区)</p>	<p>富士山北西の側火山である片蓋山山頂部のイヌブナ等のすぐれた自然植生を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。</p>
	<p>精進口登山線沿線の植生の垂直分布 (特別保護地区) (第2種特別地域)</p>	<p>精進口登山線道路(歩道)に位置し、ヒノキ・シノブカグマ群集の山地帯植生からシラビソ・オオシラビソ群集の亜高山帯植生等への、植生の垂直分布がすぐれた地域であるため、現景観を厳正に維持する。</p>
	<p>梨ヶ原車道沿いのアカマツ林及びカラマツ林 (第1種特別地域) (第3種特別地域)</p>	<p>須走吉田線道路(車道)沿いに良好なアカマツ林及びカラマツ林等が残存する歴史的名勝である優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。</p>
	<p>三ツ峠山 (第1種特別地域)</p>	<p>三ツ峠山のクリ、ミズナラ、ハリモミの自然植生等で構成される優れた自然景観を有する地域であるため、現景観の維持を図る。</p>
	<p>長崎半島のアカマツ林 (第1種特別地域)</p>	<p>本栖湖の西側に突き出た長崎半島は、アカマツ林の自然植生等で構成される優れた自然景観を有している地域であるため、現景観の維持を図る。</p>
	<p>富士五湖 (第2種特別地域)</p>	<p>富士山からの溶岩流によってできた富士五湖の水質保全に留意し、富士五湖固有のマリモの保護を図るとともに一帯の優れた湖沼の風致景観の維持を図る。</p>
<p>富士スバルライン沿線のアカマツ林 (第2種特別地域)</p>	<p>剣丸尾溶岩流上に良好なアカマツ林が分布し、富士山への主要利用者車道の一つであるスバルライン沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。</p>	

魔王の社寺林 (第2種特別地域)	ケヤキ、エノキ等で構成される良好な社寺林等の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
諏訪森、富士吉田口登山沿線 (第2種特別地域)	アカマツ林の森林景観及び標高 1,200m付近のレンゲツツジ、フジザクラの群生地等がみられる登山道沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、適切な管理を行いつつ風致景観の維持を図る。

2) 利用に関する方針

a) 利用の特性及び利用方針

i) 利用の特性

- 本地域の利用形態は、富士五湖周辺を中心に休養、ドライブ等のほか、溶岩樹型や風穴等特殊地形の観察、良好な富士山の展望地点における写真撮影等の利用が掲げられる。

ii) 利用方針

- これらの公園利用者に対して、自然とのふれあいの増加が図られるよう各種基盤施設の整備充実と自然解説体制等ソフト面の対策の推進を図るとともに自然環境に対する配慮がなされるよう、適切な利用への誘導を図る。

b) 利用施設の整備及び管理方針

i) 整備方針

- 山麓部において自然とのふれあいを推進するための施設を中心として整備を図る。
- 快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大にならないよう留意する。
- 利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境についても配慮する。
- 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意した整備を行う。
- 汚物処理等の整備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減する。

ii) 管理方針

- 事業執行者の責任において快適な利用環境を維持する。
- 利用者の安全に十分配慮した施設管理を行う。
- ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理する。

c) 利用の指導及び利用規制方針

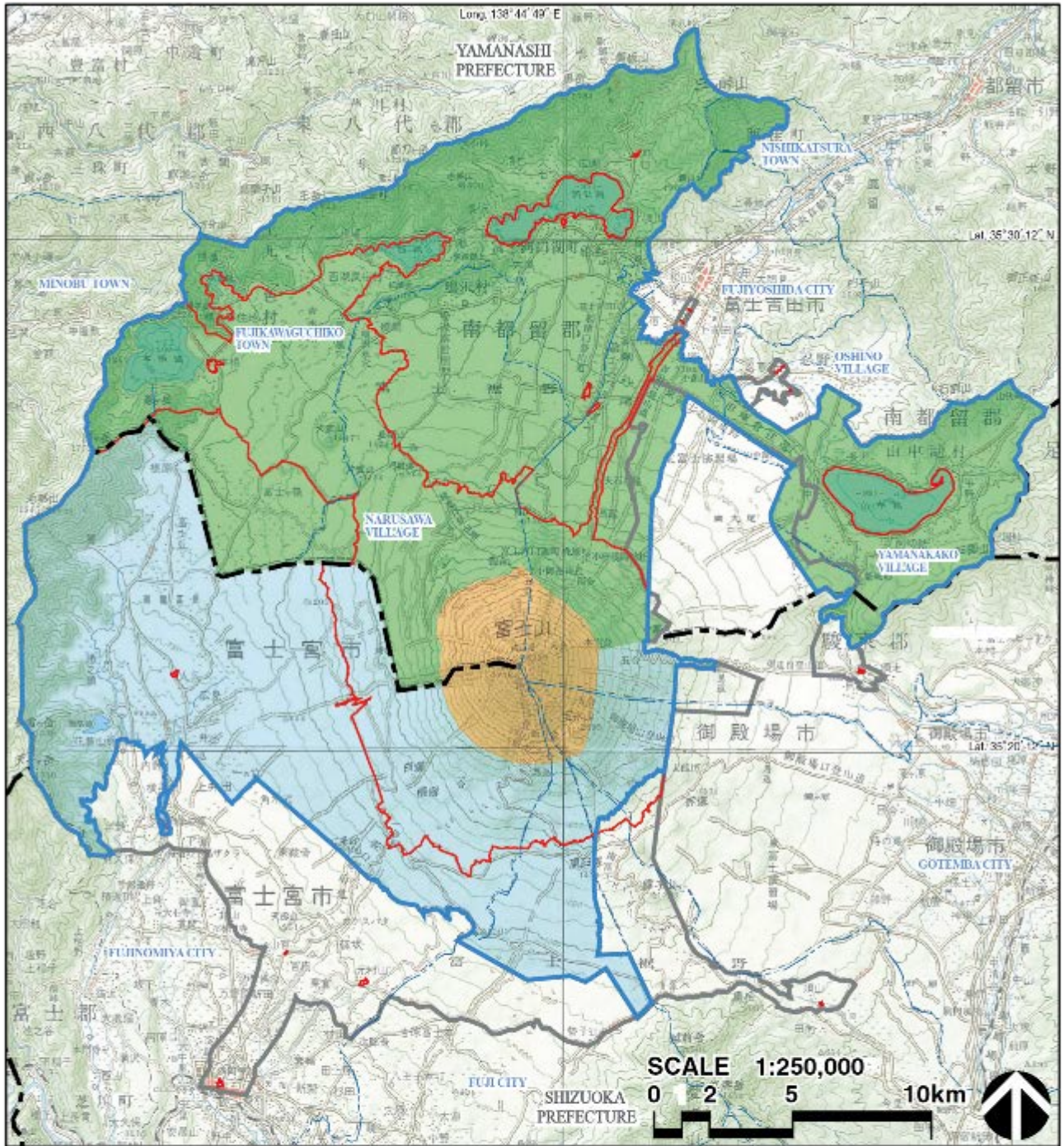
i) 利用指導方針

- 公園利用マナーの向上を図る。
- 自然に親しむ機会の増大を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行う。 ➤ 利用規制方針 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然保護思想や公園利用マナーを普及啓発する。 ➤ 自動車利用適正化のためのマイカー規制を充実していく。 ➤ オフロード車等の乗り入れを規制し、貴重な自然環境の保護を図る。 										
4. 富士山南麓管理計画区	<p>(1) 管理の基本的方針</p> <p>1) 保護に関する方針</p> <table border="1" data-bbox="392 667 1428 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="392 667 708 719">保全対象</th> <th data-bbox="715 667 1428 719">保全方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="392 728 708 1211">田貫湖及び小田貫湿原 (第2種特別地域)</td> <td data-bbox="715 728 1428 1211"> <p>田貫湖は富士山麓における唯一の人造湖で富士山西麓の利用拠点であり、西岸から湖越しに見える富士山の景観は、湖面に富士山が映える逆さ富士の他、富士山頂から朝日が昇る時の眺めはダイヤモンド富士と呼ばれる特筆すべき景観等、田貫湖及び小田貫湿原一帯は良好な自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。</p> <p>また、湖水の汚濁防止を図るためキャンプ場等の周辺施設の排水処理に留意し良好な水質の保全を図る。</p> <p>小田貫湿原については、現在乾燥化が進んでいることから湿原植生の保護復元を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1220 708 1361">白糸の滝 (第2種特別地域)</td> <td data-bbox="715 1220 1428 1361"> <p>富士山麓を代表する白糸の滝は、富士山湧水による優れた自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1370 708 1512">公園事業道路(車道)沿線の風致保全 (第3種特別地域)</td> <td data-bbox="715 1370 1428 1512"> <p>基幹道路で利用者も多い国道139号からの富士山、天子山系の優れている眺望と沿線における風致景観を保全するため、人工林の適切な管理や自然林の整備を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1520 708 1854">富士宮口登山線「県道」沿線の風致保全 (第2種特別地域)</td> <td data-bbox="715 1520 1428 1854"> <p>富士山南面に広がるミズナラ、ブナの夏緑広葉樹林及び標高 1,600mから上部のシラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林の優れた自然植生を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。富士山への基幹道路周辺においては、ヒノキ等の</p> <p>人工林から富士山本来の広葉樹を主体とした森林への移行を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 利用に関する方針</p> <p>i) 利用の特性及び利用方針</p> <p>a) 富士山地域の利用は主に五合目に集中するため、利用者を田貫湖集団施設地</p>	保全対象	保全方針	田貫湖及び小田貫湿原 (第2種特別地域)	<p>田貫湖は富士山麓における唯一の人造湖で富士山西麓の利用拠点であり、西岸から湖越しに見える富士山の景観は、湖面に富士山が映える逆さ富士の他、富士山頂から朝日が昇る時の眺めはダイヤモンド富士と呼ばれる特筆すべき景観等、田貫湖及び小田貫湿原一帯は良好な自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。</p> <p>また、湖水の汚濁防止を図るためキャンプ場等の周辺施設の排水処理に留意し良好な水質の保全を図る。</p> <p>小田貫湿原については、現在乾燥化が進んでいることから湿原植生の保護復元を図る。</p>	白糸の滝 (第2種特別地域)	<p>富士山麓を代表する白糸の滝は、富士山湧水による優れた自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。</p>	公園事業道路(車道)沿線の風致保全 (第3種特別地域)	<p>基幹道路で利用者も多い国道139号からの富士山、天子山系の優れている眺望と沿線における風致景観を保全するため、人工林の適切な管理や自然林の整備を図る。</p>	富士宮口登山線「県道」沿線の風致保全 (第2種特別地域)	<p>富士山南面に広がるミズナラ、ブナの夏緑広葉樹林及び標高 1,600mから上部のシラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林の優れた自然植生を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。富士山への基幹道路周辺においては、ヒノキ等の</p> <p>人工林から富士山本来の広葉樹を主体とした森林への移行を図る。</p>
保全対象	保全方針										
田貫湖及び小田貫湿原 (第2種特別地域)	<p>田貫湖は富士山麓における唯一の人造湖で富士山西麓の利用拠点であり、西岸から湖越しに見える富士山の景観は、湖面に富士山が映える逆さ富士の他、富士山頂から朝日が昇る時の眺めはダイヤモンド富士と呼ばれる特筆すべき景観等、田貫湖及び小田貫湿原一帯は良好な自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。</p> <p>また、湖水の汚濁防止を図るためキャンプ場等の周辺施設の排水処理に留意し良好な水質の保全を図る。</p> <p>小田貫湿原については、現在乾燥化が進んでいることから湿原植生の保護復元を図る。</p>										
白糸の滝 (第2種特別地域)	<p>富士山麓を代表する白糸の滝は、富士山湧水による優れた自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。</p>										
公園事業道路(車道)沿線の風致保全 (第3種特別地域)	<p>基幹道路で利用者も多い国道139号からの富士山、天子山系の優れている眺望と沿線における風致景観を保全するため、人工林の適切な管理や自然林の整備を図る。</p>										
富士宮口登山線「県道」沿線の風致保全 (第2種特別地域)	<p>富士山南面に広がるミズナラ、ブナの夏緑広葉樹林及び標高 1,600mから上部のシラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林の優れた自然植生を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。富士山への基幹道路周辺においては、ヒノキ等の</p> <p>人工林から富士山本来の広葉樹を主体とした森林への移行を図る。</p>										

	<p>区等の山麓部の利用施設に分散させることが必要であり、富士山南麓の利用拠点としての施設の充実を図る。</p> <p>ii) 利用施設の整備及び管理方針</p> <p>a) 整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 山麓部において自然とのふれあいを推進するための施設を中心として整備を図る。 ➤ 快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大とならないよう留意する。 ➤ 利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境についても配慮する。 ➤ 施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意した整備を行う。 ➤ 汚物処理等の整備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減する。 <p>b) 管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業執行者の責任において快適な利用環境を維持する。 ➤ 利用者の安全に十分配慮した施設管理を行う。 ➤ ゴミ等の汚物については、処理方法を十分に検討の上、事業者の責任において、周囲の自然環境に悪影響を及ぼさないように適切に処理する。 <p>iii) 利用の指導及び利用規制方針</p> <p>a) 利用指導方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園利用マナーの向上を図る。 ➤ 自然に親しむ機会の増大を図る。 ➤ 自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を行う。 <p>b) 利用規制方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然保護思想や公園利用マナーを普及啓発する。 ➤ 自動車利用適正化のためのマイカー規制を充実していく。 ➤ オフロード車等の乗り入れを規制し、貴重な自然環境の保護を図る。
<p>5. 利用者の指導に関する事項 ※各管理計画区共通</p>	<p>(1) 自然解説</p> <p>1) 自然解説等利用者指導の充実を図る。</p> <p>i) 自然に親しむ運動や利用者の指導を展開する。</p> <p>ii) 自然に親しみ、健全な野外活動を促進するための基地として設置されるふれあい自然塾及び国民休暇村等の活用を図る。</p> <p>iii) 民間の事業者が、主体的に自然解説や利用者の指導を行えるよう、必要な指導、助言を行う。</p> <p>iv) 自然公園指導員や各種関係団体との連絡を密接に保ち、活動への適切な指導、協力を図るものとする。</p>

	<p>v)よりきめの細かい利用指導や利用者の自然保護思考が高まるよう、自然公園指導員の積極的な活動の推進やパークボランティア制度の導入、育成を図る。</p> <p>(2)利用者の誘導、規制</p> <p>1)誘導</p> <p>i)歩道及び案内板等の整備を行い、新たな利用促進に努めることにより、過度の利用集中がみられる五合目から山麓部への利用の誘導を図る。</p> <p>2)規制</p> <p>i)野営地(野営指定地を含む。)以外でのキャンプ禁止を徹底する。</p> <p>ii)高山植物の踏み荒らし、盗採等の防止を図るため、パトロール等を充実する。</p> <p>iii)自然保護思想や公園利用者のマナーを普及啓発させるための事業を推進する。特に以下の点について重点的に取り組むこととする。</p> <p>a)利用者に対し、ゴミや残飯等が野生動物に与える影響を理解させるとともに、「ゴミ持ち帰り運動」をより一層推進する。</p> <p>b)パラグライダー等の利用については、場所の選定等適切な指導を検討する。</p> <p>c)マウンテンバイクは登山道へ持ち込まないよう指導を行う。</p> <p>d)オフロード車、オフロードバイクの乗入れを規制し、貴重な自然環境の保護を図る。</p> <p>(3)利用者の安全対策</p> <p>1)登山者に迅速に情報提供できる体制の検討を進める。</p> <p>(4)快適な利用の維持対策</p> <p>1)ヘリコプター(軽飛行機を含む)等による遊覧飛行については、行わないよう指導する。</p> <p>2)拡声器の使用は音量や時間帯について十分配慮するよう指導する。</p>
<p>6. 地域の美化修景に関する事項 ※各管理計画 区共通</p>	<p>(1)美化清掃計画</p> <p>1)各種団体による清掃を実施する。</p> <p>(2)修景緑化計画</p> <p>1)各種工事にあたっては、現存植生を極力保持する措置を講じ、やむを得ず支障となる表土及び植物は、仮置き仮植のうえ活用するよう指導する。</p> <p>2)修景緑化にあたっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いる等、原則として当地域以外に生育する植物の種類を用いないよう指導する。</p>



凡例

- 富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）指定地外周線

富士山管理計画区

富士山北麓管理計画区

富士山南麓管理計画区

資産範囲

緩衝地帯

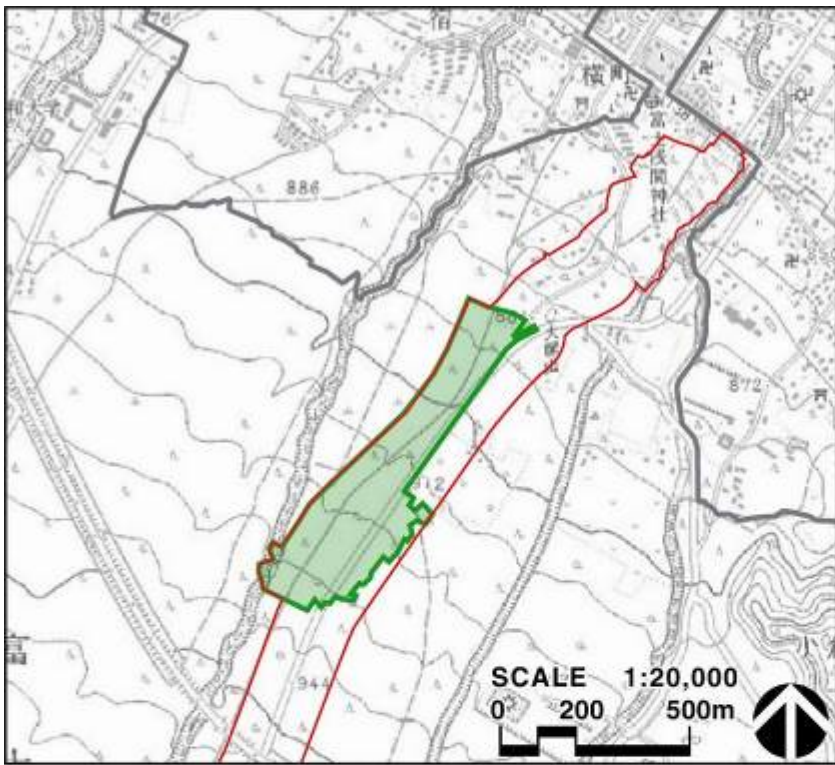
図35 富士箱根伊豆国立公園富士山地域 管理計画図

第3 国有林野の管理経営に関する法律に基づく関係計画概要


1. 山梨東部森林計画区地域管理経営計画

構成資産範囲	富士山城の一部(吉田口登山道の一部)
1. 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	<p>(1) 国有林野の管理経営の基本方針</p> <p>本計画の対象は、山梨県の東部に位置し、相模川広域流域に属する国有林野 16 haである。</p> <p>当計画区の国有林野は、富士山北東の裾野に広がる平坦地に位置し、優れた自然環境を有していることから、全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。</p> <p>林況は、寛永年間(1624～1644)に植栽された記録が残るアカマツ林を起源とし、天然更新が繰り返されたアカマツ林が国有林野の約8割を占め、貴重な植物群落を維持している。</p> <p>平成 25 年6月に世界文化遺産に登録された富士山の構成資産である吉田口登山道の後背景に位置している。</p> <p>このことから、大部分を希少個体群保護林に設定しているほか、史跡名勝天然記念物にも指定されており、適切な管理を行っていくこととしている。</p> <p>(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項</p> <p>森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化していることを踏まえ、当計画区の特徴を活かした林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合性に留意し、国有林野を豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」の2つに区分し、管理経営を行うこととする。</p> <p>1) 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項</p> <p>「自然維持タイプ」については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物の生育・生息環境の向上に資するために必要な管理経営を行うこととする。</p> <p>2) 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項</p> <p>「森林空間利用タイプ」については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うこととし、具体的には、景観の向上や森林レクリエーションとしての利用を考慮した森林の整備を行うこととする。</p> <p>(3) 林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項</p> <p>民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、我が国の林業の成長産業化に貢献していくため、地方公共団体など関係機関と連携を図りながら、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。</p> <p>特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されることから、国有林におい</p>

	<p>てはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。</p>
<p>2. 国有林野の維持及び保存に関する事項</p>	<p>(1) 巡視に関する事項</p> <p>1) 林野火災防止等の森林保全管理</p> <p>当計画区は、希少個体群保護林が大部分を占め、貴重な森林であること、富士五湖周辺の観光地に在り森林への入込者が多いことから、林野火災発生危険が増大する。このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全すべく、地方公共団体、地元の消防団及び住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、林野火災の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全・管理に努めることとする。</p> <p>2) 入林マナーの普及・啓発</p> <p>近年、森林との積極的なふれあい志向を背景に、国有林野への入林者は増加傾向にある。また、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの未然防止や早期発見が必要である。</p> <p>このため、地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。</p> <p>(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項</p> <p>松くい虫被害については、民有林関係者と連携を図りつつ、早期発見に努めるとともに、被害木の伐倒駆除等により、まん延防止に努めることとする。</p> <p>(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項</p> <p>1) 保護林</p> <p>保護林は、原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林等を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的として設定しているものである。</p> <p>当計画区では1箇所、11haを保護林に設定しており、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価するため、保護林モニタリング調査を実施する。また、調査結果の蓄積から、個々の保護林の状況に応じたきめ細かな保護・管理を推進するとともに、保護林の概況等に関して国民に積極的に情報発信を行うこととする。</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>1) 野生動物等による被害に関する事項</p> <p>当計画区の国有林野においては、鳥獣防止森林区域に指定されているため、巡視による現地調査等を実施し、地方公共団体など関係機関と被害の分布状況や捕獲等の情報を共有し連携した対策を推進する。</p>



凡例

 山梨東部森林計画区

 資産範囲
 緩衝地帯

Key plan

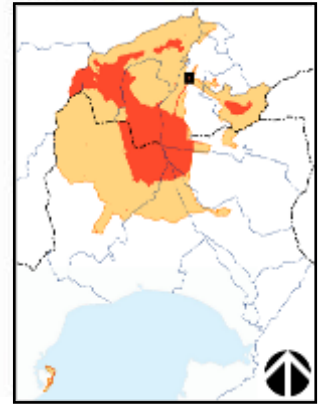


図36 山梨東部森林計画区 位置図

2. 富士森林計画区地域管理経営計画

構成資産範囲	富士山城(大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道)
1. 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	<p>(1) 国有林野の管理経営の基本方針</p> <p>本計画の対象は、静岡県の東部に位置し、富士川広域流域に属する富士森林計画区内の国有林野 17 千 ha である。これは当森林計画区の森林面積の 22%を占めている。</p> <p>当計画区の主な山岳は、我が国の最高峰として、世界文化遺産に登録されている富士山があり、北から南東方向に越前岳、呼子岳、位牌岳、袴腰岳、愛鷹山等の諸峰(火山)が連なっている。富士山の東側には、西丹沢山塊に接して東から西にかけて不老山から三国山に連なる稜線が静岡、神奈川県境となっており、さらに西方向の大洞山に連なる稜線が静岡、山梨県境となっている。これらの豊かな自然環境を背景として、国有林野の 64%が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。また、富士山をはじめ愛鷹山などへの登山や散策、森林を利用したレクリエーション等保健休養の場「富士山自然休養林」を設定しており、四季を通じて多くの人々に利用されている。</p> <p>また、当計画区の主な河川は、高橋川、赤淵川、滝川など愛鷹山麓や富士山麓から流下する支川と、富士山大沢崩れから流下する潤井川が合流して駿河湾へ注いでいるほか、鮎沢川が東流し神奈川県で酒匂川と合流して相模湾へ流れ込んでいる。国有林野はこれら河川や、白糸の滝、浅間大社境内の湧玉池などで有名な湧水群の源流部として重要な水源地に位置していることから、当計画区の国有林野面積の 71%が水源かん養保安林に指定され、下流域の生活用水、工業用水、農業用水などの水源地として重要な役割を担っている。</p> <p>さらに、富士山には大沢崩れをはじめとする侵食・崩壊が進む谷があり、これらの区域の森林は土砂流出防備保安林に指定されていることから、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うとともに、下流域では土石流を防ぐため治山事業を継続的に実施している。</p> <p>(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項</p> <p>1) 機能類型毎の管理経営の方向</p> <p>森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化していることを踏まえ、当計画区の特徴を活かした、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合性に留意し、国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」及び水源の涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し管理経営を行うこととする。</p> <p>a) 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項</p>

山地災害防止タイプにおいては、136ha を設定し、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱う。

b)自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、6,355ha(うち保護林 1,608ha)を設定し、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

c)森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプについては、2,776ha(うちレクリエーションの森 1,765ha)を設定し、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとする。なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、レクリエーションの森として選定することとする。

d)水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプにおいては、7,588haを設定し、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

2) 地域ごとの機能類型の方向

a)富士山地域(1～300 林班、459～501 林班)

当地域は、富士山西面地区、富士山南面中腹地区、高標高地区の3地区に大別され、世界文化遺産に登録された富士山の南面一帯に位置し、山梨県境に接している。

また、柿田川をはじめとする富士山の湧水群は全国的にも有名である。

➤ 富士山西面地区

当地区の国有林野は、ヒノキやウラジロモミを主とする人工林が造成されている。「大沢崩れ」をはじめとする侵食・崩壊が進行する谷がある箇所は、土砂流出防備保安林に指定され継続的に治山事業を実施していることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、その他の国有林野については、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、健全な人工林の管理を進めながら水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

➤ 富士山南面中腹地区

当地区の国有林野は、ヒノキやウラジロモミを主とする人工林が造成されている。中央部を横断する富士山スカイラインを利用し多くの人が親しみやすい地域

	<p>であることから森林や自然にふれあえる場として提供するため、「富士山自然休養林」に設定し、景観の向上やレクリエーション利用を考慮した森林の整備を行うこととしている。また、国民参加の森林づくりを推進する「ふれあいの森」として協定を結び、多くの NPO 法人や市民団体にフィールドの提供を行っていることから、これらの区域については森林空間利用タイプに区分し、森林の保健・レクリエーション・文化機能を重視した管理経営を行うこととする。</p> <p>なお、レクリエーション利用の場として提供する以外の森林については、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されていることから、水源涵養タイプに区分し、健全な人工林の管理を進めながら水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。</p> <p>➤ 高標高地区(標高約 1,500m ～3,200m)</p> <p>当地区の国有林野は、標高差が 1,700m におよび、植生もウラジロモミの人工林、モミ類やブナを主体とした天然林等の山地帯から、カラマツ、カンバ類等の亜高山帯の森林を経て森林限界へと至る変化に富んだ垂直分布が見られる。</p> <p>本地区全域が富士箱根伊豆国立公園の特別地域に指定されていることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。</p> <p>(3) 林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項</p> <p>民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、我が国の林業の成長産業化に貢献していくため、流域森林・林業活性化協議会の場を通じ、地方公共団体など関係機関と連携を図りながら、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。</p> <p>特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されることから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。</p>
<p>2. 国有林野の維持及び保存に関する事項</p>	<p>(1) 巡視に関する事項</p> <p>1) 山火事防止等の森林保全管理</p> <p>当計画区は、融雪後から新緑期にかけて林内が乾燥し、山採取りやハイカー等の入山者が多くなることから山火事発生の危険が増大する。</p> <p>このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、地方公共団体、地元の消防団及び住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。</p> <p>2) 入林マナーの普及・啓発</p> <p>当計画区は、山岳、峡谷等の自然景観に恵まれており、近年の登山・トレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者が増加傾向にある。これに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投</p>

棄が増大しているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。

このため、グリーンサポートスタッフを雇用するほか、国有林野保護監視員や地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項

当計画区における松くい虫被害は減少傾向にあるものの、依然として発生し続けていることから、薬剤の樹幹注入等による防除対策により、まん延防止に努めることとする。

また、平成22年に静岡県内において小規模のカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が初めて確認された。現在のところ当計画区内の国有林及び民有林においてナラ枯れ被害は確認されていないが、過去にツヅリハマキによる立ち枯れ被害が発生したことから、民有林関係者との情報共有を行いつつ、被害の状況に応じ、民有林と連携した対策を検討することとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

1) 保護林

保護林は、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法が進歩するなど、保護林制度をめぐる状況が大きく変化したことを受け、森林生態系や個体群の持続性に着目し、「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希少個体群保護林」の3区分に再編する。

当地域では4箇所、1,608haを保護林に設定している。

a) 生物群集保護林 1,597ha(2箇所)

b) 希少個体群保護林 11ha(2箇所)

2) 緑の回廊

緑の回廊は、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、既存の保護林をそれぞれ連結し、より広範囲な森林の連続性の確保と一層の生物多様性の維持・向上に資することを目的としている。

なお、緑の回廊においては、看板の設置や森林環境教育の場としての活用を図る等、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための取組を推進するとともに、モニタリングを実施し、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとする。

a) 富士山緑の回廊 24.2km

b) 丹沢緑の回廊 43.0km(うち当計画区内は6.0km)

(4) その他必要な事項

1) 野生動物等による被害に関する事項

当計画区の国有林においては富士山麓周辺を中心に、ニホンジカによる食害が深刻化していることから、新たな個体数管理の手法として、平成23年度から富士山南西部地域において、餌で誘引したシカを一斉に狙撃する誘引狙撃等による捕獲に取り組んできたところである。

さらに、平成27年度から富士山東部地域の国有林と国有林に隣接する自衛隊演習

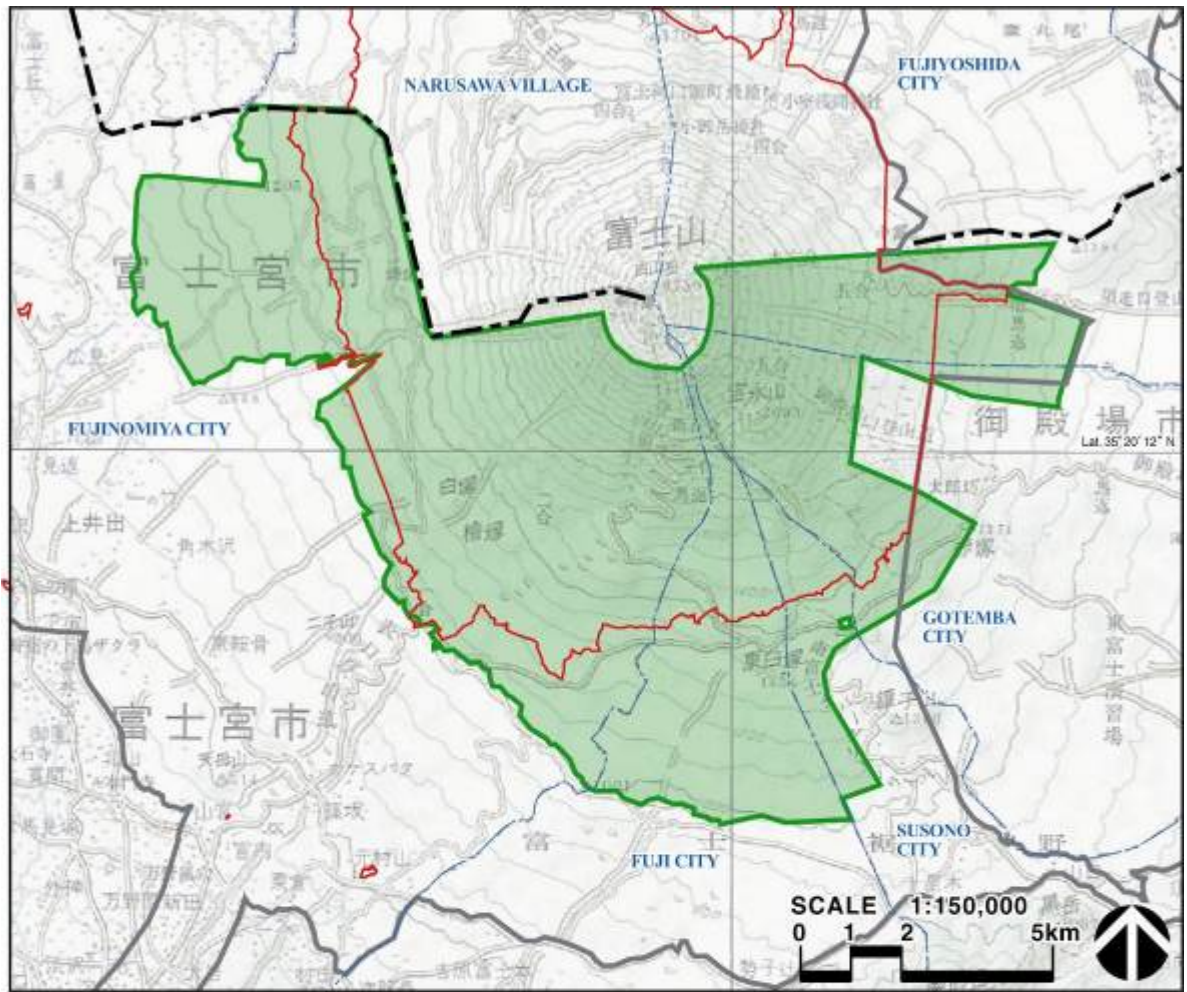
場内において、くくりわなを使用したシカの捕獲を試験的に実施しているところである。

今後も関係機関と連携しつつ、効果的な手法の検証を行い、効果的な個体数管理に努めることとする。

2) 溪畔周辺の取扱いに関する事項

溪畔周辺については、野生動植物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

また、溪畔周辺の整備について、水質保全の向上や野生動植物の生息・生育環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。



凡例

富士森林計画区

資産範囲
 緩衝地帯

Key plan

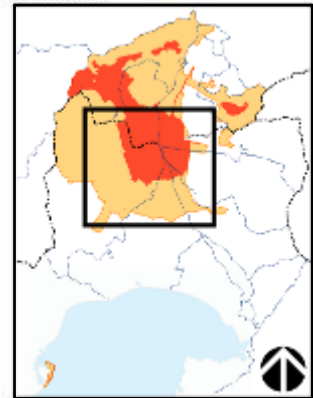


図37 富士森林計画区 位置図